

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

北翔大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	76
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A. 学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献	81
基準 B. 大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取り組み	86
V. 特記事項	89
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	103
エビデンス集（データ編）一覧	103
エビデンス集（資料編）一覧	103

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

(1) 建学の精神

本学の建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性に相応しい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」は、昭和 14（1939）年、本法人の母体となった北海ドレスメーカー女学園創立時に定められたものである。

この建学の精神は、狭い社会に閉じこめられていた女性が職業的技能と教養を身につけ自立することをめざすという、当時としては「時代を先取りした精神」であった。その後、社会は大きく変わり、今日の高等教育機関には、男女を問わず一人ひとりが人間として幅広い教養と専門的な知識・技能を身につけ、自立的な社会人を育成していくことが求められている。

本法人は、女子専門学校から女子短期大学を設置し、平成 9（1997）年に北海道女子大学を開学した。その後、平成 12（2000）年に学部を増設し短期大学とともに男女共学制に移行、平成 13（2001）年には大学院の開設、学科の増設と発展してきた。男女共学制に移行した平成 12（2000）年 12 月の理事会において、建学の精神の解釈を女性に限ることなく、創立時の精神を現代に生かし、未来に向けて新たな社会を創造する教育・研究活動を展開し、現代人に相応しい専門的実践能力を身につけた「時代を切り開く人材」の育成をめざすことを確認した。

その後、教育研究の充実や短期大学を含めた改組転換を進める中で建学の精神の確認と点検を行い、平成 29（2017）年 3 月 24 日開催の平成 28 年度第 6 回理事会において建学の精神の持つ本旨を今日的意義に敷衍し、「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出をめざし、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を建学の精神の今日的定義とすることを確認した。

(2) 教育理念「愛と和と英知」

建学の精神のもと、キリスト教的愛の精神と聖徳太子の説く和の心を融合した「愛と和」を教育理念として、昭和 38（1963）年の北海道女子短期大学開学以来、温かくきめ細やかな教育・学生指導を展開してきた。平成 7（1995）年 4 月に短期大学に経営情報学科国際情報コースを設置し、国際化社会に対応できる人材育成を短期大学の目的に加えたことを契機に「国際性」を加え「愛と和と国際性」とし、平成 9（1997）年の北海道女子大学開学以降は大学・短大の教育理念として共有してきた。その後、様々な教育内容の改善や学部・学科等の設置、研究センターの設置など教育研究体制の充実に努め、平成 19（2007）年 4 月に大学名称の変更とともに教育理念の再構築を図った。大学名称は北翔大学、教育理念は国際性を「愛」と「和」に包含し、高等教育機関としての使命を表す「英知」を加え、「愛と和と英知」とした。

2. 使命と目的

本学は、建学の精神の下、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。

現在は、2学部5学科、博士後期課程を含む3研究科の教育組織の下で教育研究活動を展開している。各学部・学科の目的は以下のとおりである。

<生涯スポーツ学部スポーツ教育学科>

スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

<生涯スポーツ学部健康福祉学科>

健康・福祉・介護・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成をめざし、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的とする。

<教育文化学部教育学科>

こどもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援とさらには心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。こどもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、さらに特別な教育支援を必要とするこどもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的とする。

<教育文化学部芸術学科>

美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発に行うことによって、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献ができる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、非営利組織等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

<教育文化学部心理カウンセリング学科>

心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。「こころ」の科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法、及び精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的とする。

また、大学院の目的は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。各研究科、専攻の目的は以下のとおりである。

<臨床心理学研究科臨床心理学専攻>（令和6（2024）年4月、人間福祉学研究科から名称変更）

学校、病院や社会福祉施設をはじめとする各種臨床現場で、他の専門職と十分な連携を図りながら心理臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。

<生涯学習学研究科生涯学習学専攻>

地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職

業人の育成を目的とする。

＜生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻＞

北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における生涯スポーツ社会の発展に向けて、運動・スポーツや健康に関する学術研究能力と専門的スキルを修得し、指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

＜生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程＞

北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における豊かな生涯スポーツ社会の発展に向けて、スポーツ科学、生涯スポーツ学に関する高度な専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を備えた研究者及び高度職業人の養成を目的とする。

3. 大学の個性と特色

本学は、「愛と和と英知」の教育理念を掲げ、建学の精神の具現化に努め、高等教育機関として社会に有為な人材を育成し地域社会に貢献することを目的として、「教育重点大学」「地域貢献大学」をコンセプトに温かみのあるきめ細やかな教育・研究指導及び学生生活支援を行っている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本法人は、昭和 14（1939）年の創設以来、84 年にわたり、建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性に相応しい職業的スキルと幅広い教養を身に付けた自立できる社会人の育成」を掲げ、「愛と和と英知」の教育理念に基づく学園づくりを目指し、社会に貢献できる女性のための高等教育機関として重要な役割を果たしてきた。平成 9（1997）年には北海道女子大学を開学し、短期大学とともに男女共学となった平成 12（2000）年度以降も自立できる社会人の育成に努めその役割を果たしてきている。

本学の母体は、昭和 38（1963）年に創設した北翔大学短期大学部（創設時北海道女子短期大学）であり、本学は、平成 9（1997）年に開学（創設時北海道女子大学）した。時代のニーズに応じて人間福祉学部（介護福祉学科・生活福祉学科）を設置し、高齢社会において各種社会福祉機関・施設・在宅等で福祉の相談や指導等のできる実践的スキルと教養を持った人材を育成してきた。また、平成 12（2000）年には、平成 3（1991）年から生涯学習の場として設置した生涯学習センターでの実績と経験をもとに、新たに生涯学習システム学部（健康プランニング学科・芸術メディア学科）を開設し、社会的要請である生涯学習社会の推進者や生涯学習支援者の育成に努めてきた。生涯学習システム学部の開設に合わせて男女共学制とし、大学名称を北海道女子大学から北海道浅井学園大学に変更した。平成 13（2001）年には、人間福祉学部福祉心理学科と大学院人間福祉学研究所（修士課程）、平成 16（2004）年には大学院生涯学習学研究所（修士課程）を開設して教育研究の充実に努めてきた。

平成 17（2005）年、大学名称を北海道浅井学園大学から浅井学園大学に変更し、平成 18（2006）年には、児童・生徒に関する社会的課題を見つめ、その解決に取り組む人材を育てる学習コーチング学科を生涯学習システム学部 3 番目の学科として開設した。こうした変遷の中で様々な教育内容の改善や改革、教育研究体制の充実に努め、平成 19（2007）年

には大学名称を現在の北翔大学に変更するとともに「愛と和と英知」に教育理念の再構築を図った。

平成 21 (2009) 年には、生涯スポーツ社会の構築をめざし、地域住民の健康増進やスポーツ活動を推進させるための研究・実践活動を行ってきたこれまでの研究成果をもとに、生涯学習システム学部健康プランニング学科を改組し、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科を設置した。

その後、教育効果の一層の向上を目指して大学全体で教育組織編成の点検評価を行い、平成 26 (2014) 年度に、これまでの 3 学部 6 学科体制から生涯スポーツ学部 (スポーツ教育学科、健康福祉学科)、教育文化学部 (教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科) の 2 学部 5 学科体制とした。

平成 31 (2019) 年度からは、本法人の設置校の一つであった北海道ドレスメーカー学院の法人分離に伴い、法人名を学校法人北翔大学に改称した。令和 2 (2020) 年 4 月には人間福祉学部を廃止し、令和 3 (2021) 年度には大学院博士後期課程を開設した。また、令和 3 (2021) 年 3 月をもって生涯学習システム学部学習コーチング学科を廃止、令和 4 (2022) 年 3 月をもって生涯学習システム学部芸術メディア学科を廃止した。令和 5 (2023) 年度には大学院人間福祉学研究科の人間福祉学専攻を廃止し、令和 6 (2024) 年度から人間福祉学研究科を臨床心理学研究科に名称変更を行い、臨床心理学専攻のみの研究科となっている。

昭和 38 (1963) 年 4 月	北海道女子短期大学開学 (被服科入学定員 80 人)
平成 9 (1997) 年 4 月	北海道女子大学開学 (人間福祉学部介護福祉学科入学定員 80 人、生活福祉学科入学定員 80 人・3 年次編入学定員 10 人)
平成 12 (2000) 年 4 月	北海道女子大学を北海道浅井学園大学に名称変更、北海道浅井学園大学生涯学習システム学部開設 (健康プランニング学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 15 人、芸術メディア学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 15 人)
平成 13 (2001) 年 4 月	人間福祉学部福祉心理学科開設 (入学定員 80 人・3 年次編入学定員 20 人) 大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 8 人)
平成 15 (2003) 年 4 月	大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 6 人) 大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻入学定員変更 (8 人→4 人)
平成 16 (2004) 年 4 月	大学院生涯学習学研究科生涯学習学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 6 人) 生涯学習システム学部健康プランニング学科入学定員変更 (120 人→160 人)
平成 17 (2005) 年 4 月	北海道浅井学園大学を浅井学園大学に名称変更

北翔大学

平成 18 (2006) 年 4 月	生涯学習システム学部学習コーチング学科開設 (入学定員 80 人、3 年次編入学定員 20 人) 浅井学園大学全体の学生定員増 (入学定員 540 人、3 年次編入学定員 100 人、収容定員 2,360 人)
平成 19 (2007) 年 4 月	浅井学園大学を北翔大学に名称変更
平成 21 (2009) 年 4 月	生涯スポーツ学部スポーツ教育学科開設 (入学定員 160 人、編入学定員 20 人) 人間福祉学部介護福祉学科、生活福祉学科を地域福祉学科、医療福祉学科にそれぞれ名称変更、医療福祉学科入学定員変更 (80 人→50 人)、生涯学習システム学部芸術メディア学科 3 年次編入学定員変更 (15 人→10 人)
平成 23 (2011) 年 4 月	人間福祉学部の入学定員変更 (地域福祉学科 80 人→60 人、医療福祉学科 50 人→30 人、福祉心理学科 80 人→70 人) 生涯学習システム学部の入学定員変更 (学習コーチング学科 80 人→60 人) 人間福祉学部 3 年次編入学定員変更 (地域福祉学科 10 人→5 人、医療福祉学科 10 人→5 人、福祉心理学科 10 人→5 人)、生涯学習システム学部 3 年次編入学定員変更 (学習コーチング学科 20 人→15 人)
平成 25 (2013) 年 4 月	大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻 (修士課程) 開設 (入学定員 6 人)
平成 26 (2014) 年 4 月	生涯スポーツ学部健康福祉学科開設 (入学定員 60 人、3 年次編入学定員 5 人) 教育文化学部開設 (教育学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 10 人、芸術学科入学定員 50 人・3 年次編入学定員 5 人、心理カウンセリング学科入学定員 50 人・3 年次編入学定員 5 人)
平成 28 (2016) 年 4 月	大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻の入学定員変更 (6 人→4 人)
平成 31 (2019) 年 4 月	法人名を学校法人北翔大学に改称
令和 2 (2020) 年 3 月	人間福祉学部廃止
令和 3 (2021) 年 3 月	生涯学習システム学部学習コーチング学科廃止
令和 3 (2021) 年 4 月	生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻 (博士後期課程) 開設
令和 4 (2022) 年 3 月	生涯学習システム学部芸術メディア学科廃止
令和 5 (2023) 年 3 月	大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻廃止
令和 6 (2024) 年 4 月	大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻を臨床心理学研究科臨床心理学専攻に名称変更

2. 本学の現況

・大学名 北翔大学

・所在地 北海道江別市文京台 23 番地 [TEL] 011-386-8011 [FAX] 011-387-1542

江別市は石狩平野の中心部に位置し、総面積は 187.38 km²。全般的に平坦な地勢で豊かな自然環境に恵まれ、札幌市、北広島市、岩見沢市などと隣接している。札幌市のベッドタウンとして成長を続け、人口は約 12 万人となっている。本学へのアクセスは、札幌駅から JR 函館本線大麻駅下車徒歩約 15 分、あるいは札幌市営地下鉄（東西線）新さっぽろ駅下車バス利用約 10 分で、札幌市中心部から約 30 分程度の距離にある。

近年は、商業施設や飲食店の進出が目立ち、自然と都市機能が調和した街として知られている。広大な面積を持つ道立自然公園野幌森林公園（2,053ha）が隣接し、公園内には 40km の自然遊歩道、休憩施設や 5 つの池などがあり、市民に親しまれている。

また、本学を含め 4 つの私立大学が立地する文教都市としても知られており、研究施設や大学が市内生産者・製造業と連携し、地域ブランド創りへの挑戦も盛んになってきている。研究施設や大学では、市民向けのイベント・セミナー等を開催し、地域に開かれた取り組みも積極的に行われている。

アメリカ合衆国オレゴン州のグレシャム市とは姉妹都市関係にあり、中高生を中心とした交換留学も行われているほか、高知県土佐市とは友好都市関係にあり、「人」「もの」の交流も盛んである。

首都圏でも有名な乳製品の自家生産企業、ハム・ソーセージの製造企業の他、初冬蒔き栽培で有名な幻の小麦「ハルユタカ」や、多くの野菜直売所もあり、農業の盛んな都市としても知られている。明治期に日本の近代化に大きく貢献した煉瓦は、現在も一大産地となっており、毎年夏には、煉瓦とやきものをテーマにした「えべつやきもの市」が開催され、道内有数のイベントとなっている。

・学部構成・学生数（令和 6（2024）年 5 月 1 日）

(人)

学部等	学科等	入学定員	収容定員	実員	備考
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	180	720	811	編入学定員 10
	健康福祉学科	40	190	151	編入学定員 5
教育文化学部	教育学科	120	500	603	編入学定員 10
	芸術学科	50	210	220	編入学定員 5
	心理カウンセリング学科	50	210	228	編入学定員 5
人間福祉学研究科 (修士課程)	臨床心理学専攻	0	4	4	令和 5 年度 入学生まで
臨床心理学研究科 (修士課程)	臨床心理学専攻	4	4	3	令和 6 年度 研究科名称変更
生涯学習学研究科 (修士課程)	生涯学習学専攻	6	12	9	

北翔大学

生涯学習学研究科 (修士課程)	生涯学習学専攻	6	12	13	
生涯学習学研究科 (博士後期課程)	生涯学習学専攻	3	9	10	
合 計		459	1,871	2,052	

・ 学生数、教員数、職員数 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日)

(人)

専 任 教 育 職 員				兼任講師	専任 事務職員	合 計
教 授	准教授	講 師	助 手			
51	25	17	1	224	60	378
専任教員合計 94						

※兼任講師の数には、大学院担当 13 人を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

北翔大学（以下、「本学」）の使命・目的は、「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神と教育理念を根本に据え、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与すること」と「北翔大学学則」（以下、学則）第 2 条並びに「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」（以下、ガバナンス・コード）に定めている。

学部と同様に、北翔大学大学院（以下、本学大学院）の使命・目的を、「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与すること」であると「北翔大学大学院学則」（以下、大学院学則）第 2 条並びに「ガバナンス・コード」に定めている。大学院の目的は、果たすべき使命を念頭に置いて設定しており、到達度においても教育研究の水準を踏まえている。【資料 1-1-1 学則】【資料 1-1-2 大学院学則】【資料 1-1-3 ガバナンス・コード】

具体性と明確性をもった学部・学科及び研究科の教育目的は以下のとおりで、学生便覧に掲載して学生に周知しているほか、本学 Web サイトで教育情報として公表している。

【資料 1-1-4 学生便覧】【資料 1-1-5 大学院学生便覧】【資料 1-1-6 Web サイト（情報の公表（1.教育研究上の基礎的な情報））】

<生涯スポーツ学部>

スポーツ教育学科と健康福祉学科を有し、スポーツや健康に関する理論や実践について探求し、主体的・活動的・健康的な生き方を実践・支援できる人材を育成し、生涯にわたってスポーツに親しむことができる健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築に貢献できることを教育目標として、実践力のある人間性豊かな生涯スポーツのスペシャリストを育成している。

<スポーツ教育学科>

スポーツに関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的としている。

<健康福祉学科>

健康・福祉・介護・スポーツに関する幅広い専門的知識の習得と地域貢献等に主体的に取り組む実践をとおして優れた企画力・実践力・連携力の養成を目指し、少子高齢社会における地域づくり、健康づくり、対人援助などを推進するスポーツマインドを持った福祉実践者、福祉マインドを持った健康運動指導者の育成を目的としている。

<教育文化学部>

教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科を有し、教育学、芸術学、心理学のそれぞれの専門領域の特性を生かしつつ横断統合した学部であることから、学部での多様な学びをとおして、幼児教育・学校教育から生涯教育にいたる幅広い世代の学びへの支援の観点を踏まえつつ、社会と関わり、時代のニーズに応え得る人材を養成する。

<教育学科>

こどもの視点に立ち、豊かな人間性と柔軟な思考力をもち、高い専門性と実践力を身につけ、多様な学習活動をつくりだすことのできる教員を養成する。生涯発達における幼児・児童・生徒期の意義役割を理解し、学習支援と更には心豊かな情操教育を支援する人材を育成する。こどもの心身の健康課題の専門的知識と指導力をもち、更に特別な教育支援を必要とするこどもに情熱をもって関わることのできる教員の育成を目的としている。

<芸術学科>

美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術などの各芸術領域を学び、理論と実践に係る研究を深め創造性を培い、共同制作や発表活動を活発に行うことにより、あらゆる職種において芸術性を活かし、自らの人生を切り開き、社会貢献ができる人材を養成する。また、美術教育並びに生涯学習の観点から、中学校、高等学校、美術館、博物館、劇場、福祉施設、非営利組織等で芸術の専門知識とコミュニケーション能力を活かし、芸術文化の持つ豊かな力や技法を教えられる指導者や学習支援者を養成する。

<心理カウンセリング学科>

心理学、社会福祉学、教育学を統合した学際的観点から、一人ひとりの生活を包括的に支える実践力を養成する。こころの科学としての心理学の基礎から応用に至る理論と技法および精神保健福祉学の専門知識をもち、心理的支援に限らず、福祉、教育・保育を含む、より広い領域における人間援助の総合的アプローチとしてのカウンセリングの素養を身につけ、現代社会に貢献する人材の育成を目的としている。

<臨床心理学研究科>

高度に精緻化され複雑化した現代社会に即応し、心理学の幅広い専門知識や科学的な分析能力を基盤として、臨床心理学の高度な理論と技術、倫理にかかわる能力を涵養する。対人援助に貢献する新たな知見を生み出す学術研究活動を展開し、保健医療・教育・福祉等の各領域で、他の専門職と十分な連携を構築しながら、幅広く心理臨床活動を実践していくことのできる心理専門職の育成を目的としている。

<生涯学習学研究科>

心身の健康増進を図り、人々の生涯学習を支援し、生きがいのある人生を創造するといった社会的要請に応え、教育学、心理学などの幅広い人間科学的な素養の上に、生涯学習の振興に関わる高度な学識と指導力を身につけた専門家の育成を目的としている。地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育

成を目的とする。

＜生涯スポーツ学研究科＞

修士課程は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における生涯スポーツ社会の発展に向けて、運動・スポーツや健康に関する学術研究能力と専門的スキルを修得し、指導的役割を担う人材の養成を目的としている。

博士後期課程は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における豊かな生涯スポーツ社会の発展に向けて、スポーツ科学・生涯スポーツ学に関する高度な専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を備えた研究者及び高度職業人の養成を目的としている。

以上、いずれも具体的かつ明確に設定している。

1-1-② 簡潔な文章化



シンボルマーク
(通称: bird)

大学の使命・目的並びに各学部・学科の使命・目的は、「学則」第2条に規定している。本学大学院の使命・目的は、「大学院学則」第2条に規定している。いずれも長文を避け、簡潔な文章で表現している。

シンボルマークについては「北翔大学で成長し社会に飛び立つ学生たちを、北の大地で成長し大空高く翔けようとする鳥になぞらえた。そんな鳥たちを育てる栄養分(=サポート・教育)としての大学を目指し、その大きく成長していく鳥たちの背中を見続けたいという想いを込めたマークである。」と学生便覧に掲載し、使命・目的に沿った大学の姿勢を示している。【資料 1-1-1 学則】【資料 1-1-2 大学院学則】【資料 1-1-4 学生便覧 (p.6)】【資料 1-1-5 大学院学生便覧 (p.3)】

1-1-③ 個性・特色の明示

教育理念である「愛と和」に示すように、本学の教職員は開学以来、学生に対して温かくきめ細やかな教育・指導を展開してきた。「愛」はキリスト教的「愛の精神」を、「和」は聖徳太子の説く「和のこころ」であり、それらに高等教育機関としての使命を表す「英知」を加えて、幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成することを特色としている。

この理念(愛の精神、和の心と英知)は、学生への指導体制である「GT (Guidance Teacher) 制度」やオフィスアワー制度により教職協働できめ細やかに学修支援や学生支援に努めることで継承してきている。これらの体制や制度、支援等は学生便覧や本学 Web サイト等に明示し学生にも周知している。

また、実践的学びを重視していることが特色である。本学の教育課程においては実践的な学びを多く配し、能動的体験的学びをとおした実践力の醸成に努め、社会に貢献できる人材育成に努めている。教育課程には5つの教育フレーム【資料 1-1-7 大学案内 (pp.14-15)】を設け、学部共通科目、学科専門科目のみならず、全学共通科目に「教養科目」「就業力養成科目」群、「発展科目」群を配している。このことは、「学則」、学生便覧、大学案内等に掲載している。

1-1-④ 変化への対応

本学の建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的スキルと幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」については、平成 12 (2000) 年度からの男女共学制への移行、教育研究体制の充実や短期大学を含めた改組転換を進める中で確認と点検を行った。そして、平成 29 (2017) 年 3 月 24 日開催の平成 28 年度第 6 回理事会において「建学の精神」の持つ本旨を平成 29 年 (2017 年) に「常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出を目指し、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」と敷衍し今日的定義として定めた。本法人設立当時の建学の精神を現代に生かし、未来に向けて新たな社会を創造する教育・研究活動を展開し、現代人に相応しい専門的実践力を身につけた時代を切り開く人材の育成を目指している。この建学の精神については、大学案内や学生便覧等に今日的定義を併記し教育理念とともに明示している。また、校舎内にも額装して掲示し来学者や地域の方々にも公表している。

本学では、社会の変化や本学を取り巻く環境の変化に応じて、常勤理事会や学部・学科等で建学の精神や大学の使命・目的を確認しながら教育課程の再編や制度の見直しなど適切な対応を行い教育研究活動や大学運営にあたっている。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の教職員が展開している教育研究活動や学生支援は、建学の精神、教育理念を拠りどころとしており、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための大学教育の根幹となっており、教職員が協働で教育活動を進めていく重要な方針となっている。これらは、本学 Web サイトをはじめ大学学則や大学院学則に簡潔に明文化しており、ガバナンス・コードにも明記し公表している。時代の変化の中でも守るべき事項と、時代の変化に合わせた調整を図っていくべき事項がある。今後も常に社会の変化と学生のニーズを確認・把握しながら適切に対応していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、開学した平成 9 (1997) 年から 3 年ごと (開学当初は 5 年ごと) に自己点検・評価を行い「自己点検・評価報告書」にまとめその結果を公表している。この自己点検・評価において、その都度、本学の使命・目的、及び建学の精神、教育理念の確認を行って

いる。【資料 1-2-1 自己点検・評価報告書 (2018-2020)、Web サイト (法人情報 (自己点検評価報告書))】自己点検・評価活動及び自己点検・評価報告書は、点検評価委員会を通じて全学的な協働体制で実施、作成している。自己点検・評価を通じて北翔大学の役員、教職員は、本学の使命・目的及び教育目的に関して、十分に理解し支持をしている。また、学生への学修支援を教育研究目的の最優先の使命と常に意識して行動している。

教職員の採用時には、理事長挨拶において本学の使命・目的、建学の精神に触れ、新任の教職員には事務局長が今日的定義を含めて建学の精神や教育理念について、その趣旨を伝えている。

なお、自己点検・評価報告書は理事長、専務理事、学長、副学長、学部長、学科長のほか学務機関の各センター長、オフィス長及び事務局長、事務局部課長に配付している。

1-2-② 学内外への周知

学生に対しては、建学の精神及び教育理念、シンボルマーク、三つのポリシーを学生便覧、Web サイトに掲載して本学の使命・目的を周知している。教育目的は大学学則第 2 条に定め、学生便覧に掲載して周知している。【資料 1-2-2 学生便覧 (pp.6-33)】【資料 1-2-3 大学院学生便覧 (pp.3-12)】【資料 1-2-4 Web サイト (本学について) (各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ)】

新入生対象の基礎教育セミナーでは、学長自らが本学の建学の精神と教育理念について講義する中で、改めて大学の目標を説明している。

大学の目的達成に向けて、教育改革・改善については、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) 研修会で今日的課題を取り上げ、教職員への周知を図っている。新任教職員には新任研修の際に、非常勤講師には非常勤講師懇談会において、大学の目標を説明している。【資料 1-2-5 新任教員研修会資料】【資料 1-2-6 非常勤講師懇談会資料】

また、保護者には入学時並びに保護者懇談会の際に、大学の教育目標について説明を行っている。【資料 1-2-7 保護者懇談会資料】

以上、学内外への周知としては、教職員、学生・大学院生とその保護者、本学関係者、受験生とその保護者、高等学校、そのほか社会一般に大学の使命・目的及び教育目的を本学 Web サイト、学生便覧に公表し周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の中期的な計画は、令和 3 (2021) 年 5 月に「第 3 次中期計画」の実績 (総合点検評価) 報告を行い、「第 4 次中期計画」に引き継いだ。「第 4 次中期計画」には、建学の精神と教育理念も掲載し、本学の使命・目的を達成するために 4 つの重点項目に 10 の計画、35 の計画テーマを設定している。

建学の精神と教育理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標を改めて確認し、教育改革の具体策と実現の見通し、教育環境整備計画等を計画の中に項目として盛り込んでいる。年度ごとの「事業計画」においては、中期計画と理事会からの運営方針を踏まえて学部・学科、研究科、各センター、事務局各部門から教育目的の達成に向けた具体的な計画を予算管理委員会に提議している。個々の事業計画については、予算管理委員会が予算要請とともに教育目的に合致した取り組みであるかをヒアリングにより確

認している。計画の採否は大学・大学院の使命・目的及び教育目的との関連性、必要性、有効性を要素として判断している。【資料 1-2-8 第 4 期中期計画】【資料 1-2-9 令和 6 年度事業計画】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学部・学科並びに研究科各専攻において三つのポリシーを一体のものとして策定している。ディプロマ・ポリシーについては、大学の目的及び教育目的を反映し、それを達成するための教育内容及び教育方法、教育評価をカリキュラム・ポリシーに定めている。教育目的を達成するために入学時に必要な基礎的学力をアドミッション・ポリシーに定めている。高等教育機関としての使命を達成するために、各学部及び各大学院研究科それぞれに三つのポリシーを設定しており、相互に有機的に関連させて、社会の要請に応えうる人材育成に取り組んでいる。これら三つのポリシーは、大学案内や学生便覧等に掲載しているほか本学 Web サイトにも掲載して学生や社会に周知・公表している。【資料 1-2-2 学生便覧 (pp.6-33)】【資料 1-2-3 大学院学生便覧 (pp.3-12)】【資料 1-2-4 Web サイト (各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ)】【資料 1-2-10 大学案内 (各学部・各学科の扉ページ)】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織体制は、大学の目的に沿って生涯スポーツ学部スポーツ教育学科、健康福祉学科及び教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の 2 学部 5 学科を設置している。この 5 学科を基礎としてより専門的な知識・技能を身につけるために大学院として臨床心理学研究科（人間福祉学研究科：令和 6 年 4 月、研究科名称変更により 2 年次生のみ）臨床心理学専攻、生涯学習学研究科生涯学習学専攻（何れも修士課程）、生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（修士課程、博士後期課程）の 3 研究科 3 専攻を設置している。【資料 1-2-11 組織図】いずれも設置基準数を満たし必要な専任教員を配置している。大学院では、生涯学習学研究科と生涯スポーツ学研究科の 2 研究科で大学院設置基準第 14 条（教育方法の特例）に基づいて社会人特例制度を設けて履修面での便宜並びに学費の減免を図っている。学部・学科、研究科では、それぞれの分野における学修を通じて建学の精神に適った人材の育成にあたっており、分野の特色に応じた様々な資格取得を可能としている。なかでも教員養成においては複数の教職課程を設置し、教員採用候補者選考検査合格者数の実績は道内私立大学でトップクラスを維持している。【資料 1-2-12 教員採用候補者選考検査受検者・合格者数】

また、全学的な研究組織として「北方圏学術情報センター」と「北方圏生涯スポーツ研究所」を設置している。北方圏学術情報センターは、「QOL の向上に欠かすことのできない北方圏における地域福祉・生活文化の向上を目的に、衣食住といった生活環境や地域福祉、心身の健康、生涯学習としての芸術などさまざまな分野について、総合的かつ学際的な視点から研究を行う。」ことを目的としている。北方圏生涯スポーツ研究所は、「北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進に関する総合的、学術的研究を行い、生涯スポーツ文化の創造・形成に貢献する。」ことを目的としている。北方圏学術情報センター（平成 13（2001）年）、北方圏

生涯スポーツ研究所（平成 16（2004）年）ともに、文部科学省の「学術フロンティア推進拠点」に選定された研究施設である。【資料 1-2-13 札幌円山キャンパス（北方圏学術情報センター）パンフレット】【資料 1-2-14 北方圏生涯スポーツ研究所パンフレット】

（3）1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育理念に基づいて大学の使命・目的及び教育目的を、大学学則第 2 条並びに大学院学則第 2 条に具体性、明確性、個性・特色を備えたものとして定めており、それらを Web サイトや大学案内等を活用して学内外へ周知している。今後の社会状況を見据えながら中長期的な計画への反映、教育研究組織の編成と運営に活かす努力を継続していく。また、教育目標を学生がより身近に意識できるような仕組みを工夫する。今後は大学の目的及び教育目標を反映した大学全体の三つのポリシーの策定をするとともに、各学部・学科、研究科の三つのポリシーとの整合性を図っていく。

なお、人間福祉学研究科の名称変更に伴い臨床心理学研究科としての使命並びに目的を策定したが、既存の学部・学科、研究科に関する教育目的や三つのポリシーについては不断の検証、点検評価を続けていく。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神、教育理念は、普遍性を持つものであるが、時代の変化に即応した建学の精神の今日的定義「常に変化する社会に向かって真摯かつ創造的に対応できる人材の輩出を目指し、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を掲げたように、時代の変化に合わせてその解釈を常に確認・点検し検証していくことに努めている。

本学及び本大学院の使命・目的及び教育目的は学則等に明確に定めており、学生、教職員をはじめ本学及び本大学院関係者へ Web サイトや大学案内等を活用して周知を図っている。本学及び本大学院の使命・目的は三つのポリシーに反映させており、その達成に向けて第 4 期中期計画を策定し、様々な計画を推進している。同時に大学を構成する学部・学科、研究科等は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として編成している。

以上のことから、基準 1. 「使命・目的」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神と教育理念に基づき学則に記す教育目的に基づいて、学部・学科のアドミッション・ポリシーを定め、大学案内や学生募集要項、本学 Web サイト等に掲載公表し、広く周知を図っている。大学案内及び学生募集要項は、年間 26,000 部を作成し、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等、様々な機会でも活用するとともに配付している。【資料 2-1-1 大学案内】【資料 2-1-2 学生募集要項】【資料 2-1-3 大学院学生募集要項】【資料 2-1-4 Web サイト（各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ）】

大学案内や学生募集要項は、アドミッションセンター職員及びアドミッションコーディネーターによる北海道内及び東北地方の一部への高校訪問、道内各地で開催される進学相談会、高等学校での出張講義・ガイダンスに持参するとともに、高校生や高校教員を対象とした本学見学会において配付や説明を行うほか、資料請求者への郵送を実施している。また、より深く本学を知りたい進学希望者やその保護者に対して、オープンキャンパス（年 6 回）を開催し発信している。【資料 2-1-5 オープンキャンパス告知リーフレット】

このように、本学の建学の精神と教育理念、学部・学科の目的や特徴、アドミッション・ポリシーを広く進学希望者とその保護者、高校教員へ伝える努力をしている。

大学院研究科については、各研究科の目的、専攻の特徴に基づきアドミッション・ポリシーを定め研究科教員の研究テーマ等を記載した大学院学生募集要項並びに本学 Web サイトに掲載公表し、広く周知を図っている。本学学部 4 年次を対象にした大学院学内説明会の開催や大学院学生募集要項を年間 1,500 部作成して関連分野の学部・学科等を持つ他大学や教育機関、施設等へ送付している。

入学者の受け入れにあたっては、「北翔大学入学者選抜規程」に基づき建学の精神と教育理念及び学部・学科のアドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜を実施している。また、入学者選抜は公正性を保持し、適切に運用している。入学者選抜の体制と運用については、以下の体制で実施している。【資料 2-1-6 入学者選抜規程】

入学者選抜に関する業務は、学長が委員長となり、副学長、学部長、学科長、アドミッションセンター長等からなる入試総務委員会が統括している。入学者選抜に関する実務はアドミッションセンター運営委員会を中心に企画・立案のうえ実施している。【資料 2-1-7 入試総務委員会規程】【資料 2-1-8 アドミッションセンター規程】決定された入学者選抜の日程、試験教科・科目、募集人員、受験資格、出願方法及び入学手続方法については、学生募集要項や本学 Web サイトに掲載して受験生や高等学校等に公表している。【資料 2-1-2 学生募集要項】【資料 2-1-3 大学院学生募集要項】

入学者選抜の実施にあたっては、教職員で分担し、入学者選抜日の当日並びに事前に説

明会を開催して実施方法や注意事項を説明、確認しており、厳正な入学者選抜の実施を行うための取り組みを常に行っている。入学者選抜日の当日は試験実施本部(本部長は学長)を設置し、本部の指揮のもとで適正かつ公正に入学者選抜が行われるよう管理監督している。面接を伴う入学者選抜においては、公正性保持の観点から複数の面接教員で実施している。補助が必要な受験生への対応や大学院入試での受験生の研究テーマ、専門分野によっては2人を超える教員で面接を実施する場合もある。試験入学制度においては、学長及びアドミッションセンター長が委嘱する入試問題専門委員会の委員により入試問題作成に係る事項を専門的に取り扱い、入学選抜に係る入試問題の確認・校正及び採点業務を行っている。

合格者の判定は、各学科及び研究科で行い入試総務委員会の審議を経て学長が決定し、教授会に報告している。また、入学者の決定は教授会の意見を聞いて学長が行っている。

入学者選抜に関わる募集要項の作成、インターネットによる出願受付、試験実施及び合格発表等の業務については、アドミッションセンターを中心に各学科と連携して実施している。

文部科学省の大学入学者選抜実施要項の見直しに伴い、本学においても、令和3(2021)年度入学者選抜より、同実施要項の趣旨に沿った対応を行っている。いずれの入学者選抜もアドミッション・ポリシーに示す教育目的及び求める人物像を踏まえつつ、学力の3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価する制度としている。

入学者選抜の区分と選抜方法の概要は以下のとおりである。

入試制度(選抜区分)		選抜方法
総合型選抜制度	1期～4期	エントリーシート、課題、面接(1回)、調査書
学校推薦型選抜制度	指定校推薦	口頭試問、面接、学校長の推薦書、調査書
	一般推薦	学校長の推薦書、小論文、面接、調査書
	指定スポーツ推薦	口頭試問、面接、学校長の推薦書、 本学顧問+高校クラブ顧問連名の推薦書、調査書
特別選抜制度	社会人 帰国子女 外国人留学生	面接
一般選抜制度	A・B日程	筆記試験(2科目)、記述課題、調査書
大学入学共通テスト 利用選抜制度	A・B・C方式	共通テスト(2科目)、記述課題、調査書

※いずれも調査書や推薦書はそれぞれ点数化している。

総合型選抜制度は、入学希望者の意欲や個性を理解することを通じてそれらを重視した選抜方法である。エントリーは1期から4期に分けて行っている。学校推薦型選抜制度は、特定の高校に指定校枠を示す指定校推薦制度、高等学校長からの推薦に基づく一般推薦、高等学校長及び本学が指定しているスポーツクラブ顧問の推薦を受ける指定スポーツ推薦がある。いずれも本学専願を条件とし判定し選抜している。

特別選抜制度は、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした制度で、学校推薦型選抜制度と同一日程で実施している。募集人員はいずれも若干名で、出願書類と面接により選抜している。

一般選抜制度は、国語・英語の 2 科目、記述課題及び調査書により判定し選抜している。いずれの学科も指定した他学科への第 2 志望出願を可能としている。A 日程は選抜会場として、本学以外に旭川会場、帯広会場、函館会場、青森会場及び東京会場の 5 会場で実施している。

大学入学共通テスト利用選抜制度は、A 方式・B 方式・C 方式を実施しており、いずれも大学入学共通テストの国語（近代以降の文章）を必須、選択科目 1 科目の試験結果などの結果を基に判定し選抜している。

編入学の学生募集は、全学部・学科において、3 年次に編入する編入学選抜を編入学学生募集要項に出願資格等を定め実施している。編入学者選抜は 1 期から 4 期で実施している。本学短期大学部生を対象にした学内説明会の開催や、他大学、教育機関へ編入学学生募集要項を送付し周知を図っている。【資料 2-1-9 編入学学生募集要項】

選抜試験は全構内を関係者以外立入禁止として実施している。願書受付から可否通知作業においては、慎重な点検体制のもと作業を実施し、可否の判定に関しては各学科及び研究科で行い、入試総務委員会の審議を経て学長が決定し教授会に報告している。障がいのある入学志願者については、出願に先立って事前にアドミッションセンターへ合理的配慮を申し出ることとし、志願者、本学の双方が受け入れ態勢について確認をしたうえで出願できるよう、状況にあわせて志願者との話し合いを実施している。また、別室受験や公的機関の手話通訳派遣等、可能な範囲で選抜における配慮を行っている。出願前の個別相談については、障がい学生支援室（特別サポートルーム）職員が対応している。なお、合格者の中で多様な背景を持つ学生からの申し入れがあった場合は、入学前に障がい学生支援室（特別サポートルーム）職員を含む保健センター職員、保健センター長、該当学科長と連携し支援体制を整えている。【資料 2-1-10 障がい学生支援室規程】

入学者選抜区分ごとの適切な学生受け入れ人数については、各学科で点検・評価をした上で総括資料を作成し学長に報告することで担保しており必要に応じて改善を図っている。

大学院研究科においては、大学院入学者選抜を 1 期と 2 期で実施している。試験入学制度では、試験科目は筆記試験（英語、専門科目）及び口述試験を設定している。障がいのある入学志願者の合理的配慮の申し出については、出願前にアドミッションセンターが受け、受験生・保護者と面談を行って合理的配慮の確認を行っている。受験における配慮についてはアドミッションセンターが、修学上の配慮については研究科教員と障がい学生支援室の担当者が面談を行い対応している。入学者選抜は公正性を保持して適切に運用し、入学者の選抜に関する業務については学長が統括している。入試問題作成においては、学長が研究科の各専攻から非公開のもと選任された出題者に委嘱し、厳格に入試問題を作成し入試問題作成の委員会が点検を行っている。入学者選抜の可否については、設定した合格基準に基づき研究科委員会で判定を行い、入試総務委員会の審議を経て学長が決定している。

入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持について、各学部の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数は、以下のとおりである。

北翔大学

学部	学科	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生涯 スポーツ 学部	スポーツ教育 学科	入学定員	180	180	180
		志願者数	300	361	273
		合格者数	249	273	254
		入学者数	186	231	187
	健康福祉学科	入学定員	40	40	40
		志願者数	61	56	44
		合格者数	61	56	43
		入学者数	45	43	33
	合計	入学定員	220	220	220
		志願者数	361	417	317
		合格者数	310	329	297
		入学者数	231	274	220

学部	学科	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育文化 学部	教育学科	入学定員	120	120	120
		志願者数	335	288	297
		合格者数	203	228	258
		入学者数	145	150	155
	芸術学科	入学定員	50	50	50
		志願者数	81	95	72
		合格者数	79	93	69
		入学者数	49	71	44
	心理 カウンセリング 学科	入学定員	50	50	50
		志願者数	100	112	87
		合格者数	84	82	81
		入学者数	59	52	58
	合計	入学定員	220	220	220
		志願者数	516	495	456
		合格者数	366	403	408
		入学者数	253	273	257

		項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	入学定員		440	440	440
	志願者数		877	912	773
	合格者数		676	732	705
	入学者数		484	547	477

令和 5 (2023) 年度の大学全体としての入学定員充足率は 1.24 倍、収容定員充足率は 1.13 倍である。一部の学科で入学定員の超過が著しい年度はあるものの収容定員では大きな超過とはなっていない。令和 5 (2023) 年度は全学科で入学定員を充足し、大学全体での学生受け入れ数は毎年度適正に維持している。大学院の、入学定員充足率は 0.78 倍、収容定員充足率は 0.95 倍で生涯スポーツ学研究科を除き収容定員を充足している。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

収容定員の充足状況を考慮しながら入学定員に沿った学生数を確保し、引き続き適切な学生受け入れ数の維持に努めていく。

本学のアドミッション・ポリシー及びそれに基づく各種情報は、Web サイト、大学案内や学生募集要項等の様々な広報ツールを使用して、引き続き広く周知していく。

今後、さらに 18 歳人口の減少が加速することから、入学者の確保が喫緊の課題である。第 4 期中期計画の重点項目Ⅲには、効果的な学生募集活動の設計を課題項目として掲げており、高校生やその保護者及び高等学校等の対象者ニーズに沿った広報活動を展開し、効果的な学生募集活動を検討し、推進していく。新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的影響により、学生募集における対象者の情報収集方法が紙媒体等のアナログ中心から急速にデジタル化したことを考慮して周知を図る必要がある。その一方で、感染症法上の分類の変更後、従来の紙媒体及び対面での広報活動も増えつつあるため、アナログとデジタルとのバランスを考慮した学生募集活動を検討していく。

また、各種選抜制度においても、入学者選抜の結果を踏まえ、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れを行っているかの検証を、学科及び研究科ごとに継続的に行いながら、安定した入学者数の確保、入学定員の充足による適正な定員管理に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、学修支援や学生生活面での支援を総合的に担う教育支援総合センターを設置している。また、学生相談室や障がい学生支援室を含む 3 部門で学生を支援する保健センターや教職課程に特化して支援を行う教職センターの設置などの支援体制を整えるほか、TA (Teaching Assistant) や GT (Guidance Teacher)、ゼミ担任、オフィスアワーといった支援制度も取り入れて体制と制度の両面から学生支援に努めている。

<教育支援総合センター>

教育支援総合センターには、学習支援オフィス、学生生活支援オフィス及び FD 支援オフィスを設けている。学習支援オフィスは履修に関する相談や手続き、授業や学籍、卒業に関することなど学修面での相談や支援を行っている。また、文章作成や数学、SPI 対策など学生の日頃の悩みや質問に対応する「学習サポート教室」の運営も行っている。「学習

サポート教室」は図書館内に設置し、2人の非常勤講師を配置して月曜日から金曜日まで週5日、15時から18時まで開設している。レポート作成や小論文対策などの国語分野の基礎力向上と数学分野の基礎力向上及び音楽・ピアノ演奏の基礎力向上など幅広く、そして学生のニーズに沿った丁寧な指導を恒常的に展開している。学生のニーズは学修以外のキャリア形成や進路支援に関しても多く、学習サポート教室で行う支援は、日常的学修の悩みや相談に留まらず広範囲に及んでいる現状にある。【資料 2-2-1 Web サイト (学習サポート教室)】

学生生活支援オフィスでは学生証や通学証明書、奨学金、課外活動など学生生活全般にわたる相談や支援を行っている。また、学生生活支援オフィスでは、「聞きたいことがあるけどどこで聞いたら良いかわからない」「悩みがあるけど誰に相談したらよいかわからない」など、学生生活のすべての疑問や悩みを窓口や電話で受け付けている「なんでも相談」も担当している。

FD 支援オフィスでは、ICT (情報通信技術) 関連での支援や学生の視点から授業や教育に関わる「学生 FD 活動」の支援も行っている。

各オフィスに教員のオフィス長を配置し、事務体制として担当課長をはじめとする職員を適切に配置して教職協働による学修支援及び学生生活支援体制を構築している。

<保健センター>

本学の保健センターは、心身の健康を管理し、疾病予防や健康の保持・増進を援助する保健センターと心理的な悩みや健康・学業・進路の悩み等相談に応じる学生相談室、主に障がいのある学生が学修するうえで必要な支援ニーズに対応する障がい学生支援室 (特別サポートルーム) の3つの組織で運営している。多くの場合、保健センター、学生相談室及び障がい学生支援室 (特別サポートルーム) が連携を図りながら学生の生活面を含めて総合的に学生生活支援を行っている。必要に応じて学部・学科との連携、情報の共有を図り学修支援にあたっている。

近年、多様な背景を持つ学生は増加傾向にあり、入学前からの相談も含めて、学生の情報は保健センターに一元化している。平成 28 (2016) 年度から障がい学生支援室を開設して大学全体として合理的配慮・支援に向けたガイドラインの策定など支援体制強化に努めている。保健センターで一元化された情報は、教育支援総合センターから学科を含めた各部署へ発信し、情報共有を図っている。教育支援総合センターでは、障がい学生支援検討専門委員会を定期的を開催し、学内の事務部門だけではなく、学科との情報共有を行い、組織的な学修支援体制を構築している。学科では、GT 制度及びゼミ担任制度により、オフィスアワーなどを用いた個別の指導や支援を行い、必要な学生の情報を学科内で共有している。共有された情報で必要な情報は、保健センターへ報告し、学生情報の更新を行っている。

多様な入学者に対応するために、学生相談室には専任カウンセラーが常駐し (専任 1 人、非常勤 2 人)、個別な対応を図るとともに、学生相談室主催のワークショップや、FD を目的として多様な学生を理解する教職員の学びの機会を設けている。障がいを抱える学生への対応では「障がい学生支援室 (特別サポートルーム室)」を設置して専門的な資格・知識を有する職員をはじめ 3 人体制で支援を行っている。【資料 2-2-2 学生相談室規程】【資料 2-2-3 学生相談室便り】【資料 2-2-4 障がい学生支援室規程】【資料 2-2-5 Web サイ

ト（特別サポートルーム）】

＜教職センター＞

本学は、5 学科中 3 学科で教職課程を設置しており多くの学生が教員を目指して学んでいる。そこで本学では、教員養成に係る支援に特化した教職センターを設置し、教員・職員からなる教職センター運営委員会が中心となって、教職課程の履修指導、教育実習等の受け入れ依頼、教員採用検査や教員免許申請の手続きなどを行い、教職課程の適切な運営を行うことで教職課程を履修する学生の学修支援に努めている。また、北海道教育委員会などの要請による「学校ボランティア事業」についても窓口となっている地域連携センターと協力して積極的参加を促すほか、全学的な取組みである春・夏季休暇期間の教員採用候補者選考検査対策講座を運営している。【資料 2-2-6 教職センター規程】【資料 2-2-7 教職課程行事予定表】【資料 2-2-8 教授対策スケジュール予定】

＜TA 制度＞

TA 制度については、「北翔大学ティーチング・アシスタント規程」を整備し、実験・実習・演習及び実技の授業科目に対して TA を採用、配置している。本学では、体育系や芸術系の演習及び実技を主とする授業科目が多く、大学院生には TA による教育補助活動を通して専門性を深化する機会となり、学部生にとっては安全性の向上にもつながっている。令和 5（2023）年度は 20 人の TA（人間福祉学研究科 9 人、生涯学習学研究科 6 人、生涯スポーツ学研究科 5 人）を配置した。【資料 2-2-9 ティーチング・アシスタント規程】

＜GT 制度、ゼミ担任とオフィスアワー＞

GT 制度は、1 年次生、2 年次生を対象として、履修指導等の学修支援や学生生活での幅広い支援を行うため、教員が少人数学生の担任となるものである。GT 制度は、学生の志向性と学修の習熟度に応じたきめ細やかな指導を通して、学生の自己実現に寄与することはもとより、学生の生活環境にも配慮したサポートと合わせて休学・退学の相談にも対応でき、休学・退学の予防につながっている。合わせて、学生が気軽にコミュニケーションをとれる機会として活用できるようオフィスアワー制度を併用して定期的な面談を行なっている。3 年次以降は GT の役割をゼミ担任（専門演習担当教員）が引き継ぎ細やかな指導を継続している。【資料 2-2-10 オフィスアワー一覧】

また、大学での学修に不安を感じている学生や多様な背景を持つ学生においては、GT 教員が橋渡し役を担って、学科内で情報共有と合わせて、学習支援オフィスや保健センター並びに障がい学生支援室と連携して学生個々の状況に応じて修学を支援している。

＜札幌圏大学・短期大学単位互換協定＞

札幌圏大学・短期大学単位互換協定は、札幌圏にある大学・短期大学間の交流と協力を促進し、幅広い学習機会の提供と一層の教育内容の充実を図るための協定である。平成 14（2002）年に締結し、現在は本学を含め 11 大学・3 短期大学間で実施している。【資料 2-2-11 単位互換協定実施状況】

＜えべつ未来づくりプラットフォーム＞

江別市内の 4 大学 1 短期大学と江別市、江別商工会議所の産学官連携による地域貢献と高等教育の活性化を目的としたプラットフォームで令和元（2019）年度に協定を締結した。令和 4（2022）年 9 月には、全国の大学、教育関係者等が 100 人以上の参加となった「江別 4 大学合同 FDSO フォーラム」（テーマ：ICT を用いた授業運営、大学事務の今後の在

り方について)を開催した。基調講演の後、事例発表となり、本学の教員も講師として参加した。フォーラムの参加者からは、具体的な事例が参考になったなど高評価を得た。

<学科や研究科独自の学修支援>

(スポーツ教育学科の GT による個人面談)

スポーツ教育学科では 10 人程度の学生ごとに GT を配置している。GT は 1 年次から個別面談を行うことで学生個々の状況を把握し、学修意欲と基礎学力の向上に向けて指導を行っている。2 年次には入学時の志望や学修の習熟度を確認するとともに志向する専門領域の学びにつながる履修コースやゼミ選択に向けた支援を行っている。個人面談によるきめ細やかな指導を通して学生の生活環境にも配慮したサポートもできており休学・退学の予防にもつながっていると捉えている。こうした面談はオフィスアワーを活用して定期的実施しており、3 年次、4 年次には GT に代わってゼミ担任が引き継いで対応している。

(教育学科の上級生ボランティアによる実験補助)

上級生ボランティアによる実験補助を活用したりするなど、学生一人ひとりが学修の成果を獲得できるよう工夫している。これは、SA (Student Assistant) のように活動を制度化したものではないが、教員、指導者を目指し、教育学を学ぶ学生においてはゼミ生に限らず上位学年者が下位学年者に対し様々な場面で「伝え・指導していくこと」は双方の学生にとって有益な経験・学びにつながる活動として大切にしている活動である。活用にあたっては、場面に応じて授業担当教員の判断で行っている。

(芸術学科の GT 2 人体制)

芸術学科では、少人数学科であることを活かして 2 人の GT を配置した相談・指導体制を整え、一層きめ細やかな支援を実施している。中途退学や休学の予防に努めるほか、学生や保護者と連携を図りながら継続的に指導・助言を行っている。

大学院 3 研究科は、基礎となる学科の教員が教員審査を経て大学院専任教員を兼任して運営している。研究科の運営は各研究科委員会が中核を担うことを大学院学則並びに研究科委員会規程に定めており、大学院としての審議決定や他の研究科との連絡調整については大学院委員会で行っている。事務局体制は大学・大学院一体の組織として教務事務を行っており、研究科委員会と連携して円滑に業務を遂行し院生の学修支援に努めている。

なお、生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科では、一人の院生に複数の指導教員を配置することできめ細やかな学修支援、研究指導を行うことができる体制を整えている。両研究科共に、大学院設置基準第 14 条の特例を適用することとしており、学生の状況に合わせて履修時間や履修の期間、履修方法等で弾力的に対応するなどの修学上の支援も行っている。院生は、TA として学部学生の授業において教育補助活動を行っており、自身の教育研究活動の向上や教育訓練を積むことにも努めている。特に生涯学習学研究科では、社会人学生以外の院生は全員が TA を務めている。

臨床心理学研究科臨床心理学専攻では、院生や教員のほか、修了生も含めた研修会を毎年開催し、専門的な知識や技術の更新や向上を図り実践力を高める機会を設けている。また、臨床心理センターとの連携により、年 1 回、対人援助職及び一般市民を対象とした講演会を開催し、地域との連携強化と社会貢献の充実を図っている。【資料 2-2-12 臨床心理センター講演会資料】TA は、学部学生の授業補助を通じて院生の教育研究成果の向上、教育研究活動の一助となるよう、院生の専門知識と授業内容を考慮して選考、配置している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

<学部>

学部学生の中には大学での学修に不安を感じる学生もいることから、上位学年の専門教育課程の学修に円滑に移行できるよう、「学習サポート教室」への接続や教育課程の一部見直しによる基礎学力の向上支援、SA 制度を含む新たな授業補助制度についても検討していく。

当初の目的や進路を変更した学生の学修意欲の維持、中途退学や休学及び留年の防止に向けて、GT 制度やゼミ担任制度、オフィスアワー制度を活用してよりきめの細かい指導・支援を継続していく。他学部・他学科に進路を変更した学生への支援では学科とキャリア支援センターが情報を共有し連携して進路支援対策を講じていく。

<大学院>

複数の研究指導教員による学修及び研究支援を一層充実させる。また、研究科主催の研究会及び FD 等を利用し、教育内容・教育方法の改善を図り、大学院生の研究力・研究成果の向上を支援していく。

生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科では、大学院設置基準第 14 条特例の適用により、社会人院生が在籍することも多く、科目の開講スケジュールを院生ごと個別に調整して夜間や土曜日開講となるケースも発現している。事務局をはじめ関係部署との連携が欠かせない。今後も事務局をはじめとする各部署、特に教務事務を担う学習支援オフィスとの連携・協働を深め、学修支援体制の充実を図っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、キャリア教育科目を「教養力から就業力まで、現代の大学生に必須の力を磨く実学教育の 5 つの教育フレーム」の一つに位置づけ、就業力養成科目を教育課程に位置付けている。また、4 つの支援フレームの一つとして就職・進路支援を位置付けている。

【資料 2-3-1 大学案内（pp.12-15、pp.108-113）】

全学年（1 年次～3 年次：必修・選択必修、4 年次：選択）に系統的なキャリア科目を体系的に設定し、座学のみならずグループワークやプレゼンテーションを取り入れ、社会で活躍するための基礎力を養っている。4 年間で蓄積された学びが自信となり、一人ひとりが目的の実現に向かって社会へ力強く羽ばたいていくことを支援している。

① 教育課程内におけるキャリア教育

本学の就業力養成科目は、平成 26（2014）年度以降の入学生からスタートし、令和 5（2023）年度で 10 年目をむかえた。全学共通科目の中に 10 科目計 11 単位を配置し、うち 5 科目 5 単位を必修として位置付けている。1 年次から 4 年次まで継続して学び、就業力を身につけられるよう、全学的に社会人基礎力の育成に取り組んでいる。

必修科目：早い段階から職業観を高めることを目指し、学びと働くことの意味を考える

「キャリアデザインⅠ」（1年次前学期）、PBL（課題解決型学習）を通して、世の中で起きている課題にチームで解決を目指すとともに、社会で求められるスキルを理解する「キャリアデザインⅡ」（2年次前学期）、社会環境の仕組みを理解し、キャリアデザインにおける情報収集力や状況把握力を養う「キャリアデザインⅢ」（2年次後学期）、自己分析で自分の強みを理解し、自己PRや履歴書の作成を通して言語的コミュニケーション基礎力の向上を目指す「キャリア演習Ⅰ」（3年次前学期）、書類作成や面接、グループディスカッション等の実践的な演習などを通して、就職活動の基本を学ぶ「キャリア演習Ⅱ」（3年次後学期）を必修科目として開設している。

選択必修科目：民間企業等の就職試験において実施されている筆記試験の中でも代表的なSPIの非言語分野について学ぶ「就業力特別講義Ⅰ」（2年次後学期）、論理的思考力の醸成を図るため、「推論」「分割」「割合」「図形」「確率」の5項目を扱いながら、筋道を立てて論理的に考える力を養う「就業力特別講義Ⅱ」（3年次前学期）を選択必修科目として開設している。

選択科目：民間企業志望者をはじめ、就職活動中の学生を対象にグループディスカッションや模擬面接などを行い「面接力」の向上を目指す「キャリア演習Ⅲ」（4年次前学期）、大学卒業後に必要となる「社会人としての視点」を学ぶ「キャリア演習Ⅳ」（4年次後学期）を選択科目として開設している。

「インターンシップ」（3年次）は、企業・団体での就業体験を通して、社会に通用する価値観の獲得や社会人基礎力を培うことをめざし、大学3年次を対象に選択科目として開設している。参加日数、レポート提出、インターンシップ報告会等の一定の条件を満たしたものに対して単位認定を行っている。実施にあたっては、「説明会」「パソコン講習」「マナー講習（必修）」等を受けた後に、8月上旬から9月中旬にかけてインターンシップに参加する。インターンシップ終了後には「自己評価書」「日報」「成果報告書」を提出し、10月下旬の報告会で発表を行っている。【資料2-3-2 インターンシップ報告書】

② 教育課程外におけるキャリア教育

本学では、学生の就職支援の実務を担当するキャリア支援センターと、センターの運営方針等を検討するキャリア支援センター運営委員会を中心に、教職員が連携して学生の就職・進路の支援を行い、学生の個々の事情に合わせた対応に努めている。また、職員はキャリア教育・就労支援などの研修会へ参加し、学生に多くの情報を提供しサポートできるよう資質向上に取り組んでいる。【資料2-3-3 キャリア支援センター規程】

キャリア支援センターはセンター長（運営委員会委員長を兼務）、副センター長（運営委員会副委員長を兼務）を中心として、事務職員6人（専任5人、臨時1人）の計8人で構成している。一方、キャリア支援センター運営委員会は、センター長、副センター長の他、併設する短大の教員を含む5人の教員とキャリア支援センター担当課長（運営委員会副委員長を兼務）の合計8人で構成している。運営委員会は隔月1度定例で開催しているほか、必要に応じて臨時会議も開催する場合があります。センターの各業務や就職支援等について定期的に報告・検討を行っている。

(a) 就職ガイダンス

低学年から段階を踏んだ準備を促し、働く意欲を育むため、前学期の開始時（4月）に実施している。

(b) 学内企業研究会

就職活動の開始期にあたり、様々な企業・団体から業界の動向や事業内容、求められる人材像等を学生が直に聞く機会を設け、就職への動機付けとして開催している。

令和 5 (2023) 年度は、Zoom によるオンライン開催とし、62 の企業等が参加した。また、参加学生は延べ数で 175 人であった。

(c) 学内単独企業説明会

卒業年次生を主な対象に実施している。採用担当者から事業内容や募集職種、選考内容、スケジュール等を聞ける説明会の他、OB・OG や専門職に就いている方を招いた説明会を開催する等、企業選びの有効な場を提供できるよう支援している。

(d) ジェネリックスキル測定テスト「PROG」の活用

1 年次及び 3 年次を対象にジェネリックスキル測定テスト (PROG) を実施している。これは、社会に出て活躍するのに役立つ力であるジェネリックスキルの 2 側面、「リテラシー」と「コンピテンシー」を測定するものである。テスト実施後には業者による説明会を開催することで、学生が検査結果を自己分析に繋げ就職活動に活用できるよう支援している。

(e) インターンシップ (オープンカンパニー等を含む) 及び就職活動対策セミナー

就職活動を迎える 3 年次学生を主対象に、インターンシップセミナー (5・6 月)、就職活動対策セミナー (就職活動の基礎対策) (10~2 月) を実施している。

インターンシップ対策では、自己分析結果から自分に合った企業を探す、業界や企業、職種の基本知識を理解しながら参加企業の幅を広げるにあたっての相談や支援を行っている。近年では、自社の採用候補の母集団を形成する目的の一つとしてインターンシップを実施する企業も増加していることから、インターンシップへの理解と関心を高めることを目的に低学年次から情報を提供し、早期化する就職活動に対応するための支援をしている。

就職活動の基礎対策では、就職活動の全体像を理解するところからスタートし、就職情報サイトの利用方法や自己分析、履歴書・エントリーシートの作成、面接対策等の内容で就職活動対策セミナーを後学期に 9 回開催し、就職活動を円滑に行うことができるよう支援をしている。

(f) 模擬面接

面接試験の重要な評価項目の一つは、試験官に対して冷静かつわかりやすく自分の意見を伝えることである。自信を持って挑んでもらうため、センター職員が集団面接や試験官役を交代し複数回実施する等、学生からの要望にできる限り対応した練習を実施している。また、令和 2 (2020) 年度以降、新型コロナウイルスの影響から増加したオンライン面接対策のため、オンラインでの面接練習も実施している。

(g) 公務員採用試験及び SPI 試験対策講座

公務員採用試験及び一般企業等の筆記試験対策のため、令和 4 (2022) 年度より試験の出題傾向を把握している外部の専門講師に依頼し、対策講座を実施している。

(h) 卒業・修了後のキャリア支援

卒業生・修了生の進路を把握するとともに、卒業・修了後のキャリア支援の際の参考とするため、毎年 3 月の卒業・修了時に最終進路調査を実施し、4 月以降に進路が

決定する者については、継続して支援している。

(i) 卒業生及び就職先企業等への調査

組織的な就職支援体制を推進するため、平成 30 (2018) 年度から併設する短大と併せ、全学的に卒業生及び就職先企業等へアンケート調査を実施している。

令和 3 (2021) 年度卒業生へのアンケートは卒業後約 10 ヶ月後に実施し、「実習科目での学び」や「学外実習科目での学び」を通して得たこと、「自らすすんで挨拶をすることができる」「自分の意見をわかりやすく伝えることができる」「会話を通じて相手の意図を受け止めることができる」という態度が重要であるとの回答を得た (77 人 / 527 人、回答率 14.6%)。また、「環境・設備・制度について重要だと思うこと」については「学内 Wi-Fi スポット」、「奨学金・学費援助制度」の充実を重要視していた。

【資料 2-3-4 卒業生アンケート結果】

令和 3 (2021) 年度卒業生の就職先企業等へのアンケートは卒業後約 1 年後に実施し、教育・学習業、医療福祉業、卸・小売業等から回答 (119 社 / 279 社、回答率 42.7%) を得ることができ、新卒採用の視点として「対人対応能力」と「周囲との協調性」を重視する傾向にあった。また、職場で必要とされる知識・能力・技能については、「礼儀・マナー」、「チームの中で仕事を遂行する能力」が求められ、総体的評価では「遅刻・欠勤をしない」、「期限を守って仕事を処理する」が高い数値となった。本学への要望等については、「とても優秀で、気がつき、学ぼうという気持ちが伝わり、即戦力になっている」、「多くの卒業生が活躍しており、皆、将来が期待できる人材である」と好評価がある一方、「パソコンの基本操作や初歩的なビジネスマナーの理解が乏しい」との回答もあった。【資料 2-3-5 就職先企業アンケート結果】

これらのアンケート結果や回答は、キャリア支援センター運営委員会で確認し、学科報告事項として学内に発信し、全教員が共有することで学生支援に役立てられるように努めている。

③ 教員を目指す学生へのキャリア支援

本学では 2 学部 5 学科のうち 3 学科に教職課程を設置し、幼稚園・認定こども園（保育士を含む）の教諭から小中学校及び高等学校教諭、養護教諭、特別支援学校教諭まで幅広く教員養成を行っている。教員としての登録（合格）も毎年度 100 人を超える結果を継続しており、道内の教育現場はもちろん、道外でも本学の教員養成に対し高い評価を得ている。教員を目指す学生へのキャリア支援は教職センターを中心に学科教員と連携・協力して早い時期から支援を開始している。施設面では、教職センターに併設する教職課程資料閲覧室に、教員採用対策や学習指導要領等の教職課程関連図書の資料も閲覧ができるよう整備している。また、教職課程学習室の自習スペースも設けるなど、学修環境も整備している。

介護等体験から始まる教育実習等の学外実習支援にあたっては、説明会の開催など 1 年次後学期後半から支援を開始する。2 年次には養護教諭のための看護学臨床実習や介護等体験実習に向けてのガイダンス、3・4 年次には各種の学外実習を支援し、卒業時の教育職員免許状授与に繋げている。

教員採用試験対策支援では、受験の前年度から一般教養、教職教養等の対策講座を外部に依頼し本学において開講してもらうほか、本学独自では、各学科・コースの教科等指導

法や面接、実技指導等の2次対策講座や、本学退職教員による校種別の対策講座も開催している。受験前年度の対策講座は3年次生が主対象となるが、1年次生、2年次生の受講も許可しており、近年は2年次からの受講生が増加傾向にある。

直近3年間は休止となっていたが、本学では毎年、現職教員研修会を開催しており、卒業後も継続して支援を行っている。参加者の多くは講演等や研修で資質向上に役立てたり、同じ現職教員として多くの同窓生と情報交換ができネットワークづくり、ネットワークの拡大につながっている。令和5(2023)年度は在学生の参加も認めたことで現職教員、在学生双方にとって良い刺激になり今後の展開に期待している。【資料2-3-6 教職課程行事予定表】【資料2-3-7 教採対策スケジュール予定】【資料2-3-8 教員採用候補者選考検査受検者・合格者数】【資料2-3-9 現職教員研修会資料】

④ キャリア支援センターにおける就職サポート体制

キャリア支援センターでは、学生への求人・イベント情報の提供と、学生の相談に応じた的確な就職・進路指導を行うため、本学が策定したキャリア支援のサポートスケジュールに基づき、入学時から卒業時まで切れ目ない支援ができる環境を整えている。【資料2-3-10 サポートスケジュール】

本学への求人件数については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間は、毎年3,000件を超える。本学は多様性に富む学科構成のため、求人内容と業種は多種多様である。これらの求人情報は、学生ポータルサイトを通じて学内外を問わず、パソコンやタブレット、スマートフォンからでも確認できる環境を整えて学生を支援している。また、求人内容やイベント情報、OB・OGによって作成された就職試験受験報告の内容なども確認できるようになっている。さらに、求人票や企業・施設のパンフレットは一般企業・福祉施設・幼稚園等、複数のファイルに分類する等、情報を閲覧しやすいように整理しキャリア支援センター内資料室で閲覧できるようにしている。

資料室には、筆記試験対策や就職情報誌等の書籍を配置し、学生の企業研究や試験対策に役立つよう配慮している。また、オンラインによる説明会への参加や面接試験、Webテスト受験の他、企業研究や応募書類の作成等を行う学生のために、パソコンを6台設置している。

⑤ 多様な背景をもつ学生を支援するための学内・学外機関との連携

学科の担当教員は、学内機関である保健センター(学生相談室・障がい学生支援室)と情報を共有し、学生が相談・利用できる学外機関(就労支援事業所等)と連携した支援ができる体制を整備している。【資料2-3-11 多様な背景をもつ学生等の対応について】

⑥ 就職・進路決定状況

令和5(2023)年度の就職希望者に対する就職率は大学全体で99.0%となった。卒業生に対する就職率は85.1%、進学を含めた卒業生に対する進路決定率は88.7%となった。

【資料2-3-12 就職率・進路決定率】

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

大学入学時から全学年に体系立てた就業力養成科目を展開し、座学のみならず、グループワークやプレゼンテーションを取り入れる等、多彩なプログラムにより自らの目標の実現に向かって社会で活躍するための社会人基礎力を養成している。また、上述のように、

就職活動を円滑に行うことができるよう多種多様な支援をしている。

社会状況の変化、価値の多様化等から企業が大学や学生に期待する能力は、多岐にわたっている。卒業生や就職先企業アンケートの結果を全学で共有し、社会・学生が求める力を身に付けることができるキャリア教育を展開できるよう、また、多様化する就職活動に合った支援ができるよう、プログラムをブラッシュアップしている。また、より効果的な内容について全学的に検討・改善をしていく必要があることから、現在、「新たな教育組織検討部会」で今後、示していく三つのポリシーに即したキャリア支援、キャリア教育の内容を教育組織の具体的検討と併せて進めていく。

大学院では、令和6(2024)年3月に、生涯スポーツ学研究科博士後期課程で初めての課程修了生(博士)を輩出した。北方圏生涯スポーツ研究所とも連携して、課程で修得した学識を教授するために必要な能力を培うための機会の創出を早急に検討していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

(学生生活支援委員会及びオフィスによる学生支援)

学生生活を支援する組織として、学生生活支援委員会を設置している。この委員会は大学と短期大学部による合同編成で、令和5(2023)年度には委員長1人、大学2学部5学科、短期大学部2学科から選ばれた委員各1人、そして学生生活支援オフィス担当課長1人の計11人がメンバーとして機能している。【資料2-4-1 教育支援総合センター規程】

学生生活支援のために、広範な分野・内容をカバーするために、4つの小委員会を設けそれぞれ異なる領域に焦点を当てて支援している。1つめの小委員会では、学生の生活環境、学内環境、厚生に関することや障がいのある学生のための学内生活環境整備、育英奨学、安全防災に関することを担当している。2つめの小委員会では、学生自治会、行事、集会及び掲示に関することを担当している。3つめの小委員会では、課外活動及びセミナー室(雅館)の管理を担当している。学生からの生活相談や賞罰、学生の厚生補導等に係る学則や諸規程等、学生が関わる学外諸団体との連絡調整は委員会全体で担当している。4つめの小委員会では、国際交流を担当し、学生の留学相談や誰もが参加できる英語・中国語のランチミーティング交流や学内国際交流行事の企画、各自治体の国際交流センター主催行事への対応を行っている。【資料2-4-2 学生生活支援委員会組織図】

学生生活支援委員会は毎月1回の定例会を開催し、各種奨学金制度の選考、学内学生団体の活動支援、若者の犯罪行為への対応、SNS及びインターネット情報公開の指導などについて協議するほか、交通事故や悪徳商法、違法薬物等に関する注意喚起も行っている。学生生活の安全確保のために、委員会やオフィス所属の教職員で必要に応じて大学構内外の巡回を行っている。緊急の課題が生じた場合は臨時委員会を開催して、学生生活に関する様々な問題に対処している。このほか、他の委員会や機関との連携や協力が必要な場合や全学に関わる問題については、教育支援総合センター会議で審議し対応している。

事務組織である学生生活支援オフィスは5人体制（専任4人、派遣1人）で、学生の大学における様々な活動を支援するほか学生生活支援委員会で決定した事項の円滑な実施のため、学生への周知、教員への連絡も担っている。「何でも相談」窓口を通じて学生の多種多様な相談に応じ、最適な部署の紹介や教員への連絡をとるほか、学生の生活安全を支援するために保健センターとも連携するなど適切に対応にあたっている。

学生団体に関しては、令和5（2023）年度においては体育系36団体、文化系20団体、計56団体が課外活動を展開している。これらの団体は大学と併設する短期大学の学生が合同で活動し、学内学生団体の登録者数は学生総数の約40%に達している（内訳は下表）。コロナ禍においては、感染対策と管理監督を徹底し、学生の活動が途絶えることのないよう学生生活支援委員会とオフィスが学生団体の顧問と協力して支援を継続してきた。学生生活支援委員会では、各学生団体に対して設立・継続許可、部室貸与、指導者配置、学生遠征費補助、指導者引率費支給などの様々なサポートを提供している。また、顧問会議を通じて顧問間の連携や安全管理に関する要望を確認するとともに課外活動中のけが人に対する救急搬送方法の指導も実施している。さらに、本学では大学スポーツ協会（UNIVAS）に加盟しており、加盟する他大学の情報も収集しながら協会の方針に則り本学の学生スポーツ支援にも取り組んでいる。

2023年度 学生団体一覧

体育系団体

(人)

	学生団体名	大学	短期大学部	計
1	硬式野球部	74		74
2	軟式野球部	34		34
3	女子ソフトボール部	7		7
4	体操競技部	25	2	27
5	陸上競技部	85		85
6	男子バレーボール部	33		33
7	女子バレーボール部	20	1	21
8	男子バスケットボール部	33		33
9	女子バスケットボール部	12		12
10	サッカー部	60		60
11	硬式庭球部	13		13
12	ソフトテニス部	35	1	36
13	男子バドミントン部	29		29
14	女子バドミントン部	19		19
15	卓球部	5		5
16	スキー部	19		19
17	エアロビック部	5		5

北翔大学

18	水泳部	15	2	17
19	男子ラクロス部	12	3	15
20	女子ラクロス部	13	1	14
21	男子ハンドボール部	11		11
22	女子ハンドボール部	9	1	10
23	アルティメット部	13	1	14
24	トレーナー部	13		13
25	チアダンス部	9	3	12
26	剣道部	8		8
27	空手道部	6		6
28	ゴルフ部	5		5
29	スポーツチャンバラサークル	10		10
30	体育指導研究会	26		26
31	Lucida (ルシダ ダンスサークル)	10	2	12
32	フットサルサークル	33		33
33	ミニバレーサークル	11		11
34	ラグビーサークル	8	1	9
35	男女混合バレーサークル	9		9
36	パラスポーツサークル	18		18
	計	747	18	765

文科系団体

(人)

	学生団体名	大学	短期大学部	計
1	TEAM PAL:C	174	15	189
2	絵本サークル「きたきつねのゆめ」			0
3	軽音サークル	14		14
4	茶道部	8		8
5	国際交流アシスタント.COM	8		8
6	北翔大学吹奏楽団	14	1	15
7	ボランティアサークルみつばち	8	1	9
8	北翔大学YOSAKOI ソーランサークル～友和～	22		22
9	アート表現部	22	1	23
10	漫画・アニメ文化研究会	8		8
11	ピアノサークル‘clavier’	6		6

12	料理研究部	12		12
13	災害ボランティアサークル	7		7
14	科学実験サークルがっきーず	13		13
15	映画鑑賞サークル	3		3
16	ボードゲームサークル	10		10
17	ジャズ研究会	5		5
18	s-Base (子どもたちの居場所づくり支援サークル)			0
19	魅力発見サークル「のっていす」			0
20	Compagno di canto (合唱サークル)	12		12
計		346	18	364

また、学生自治会を通じて学生が行う様々なイベントに対しても助言を行い、地域社会と協力しながら学内外の安全を確保しており、大学祭などの地域密着型の行事が継承されている。学生自治会の主な活動内容は、新入生歓迎会、大学祭や Xmas イベント等の開催、及び学内学生団体に活動補助金の交付や近隣地域自治会の環境問題会議への出席等で、学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスは、学生が企画・立案する様々なイベントに対し、企画の段階から助言し、町内会や保健所、警察署、消防署等への手続きの支援を行っている。イベント当日は学内の巡回体制をとり参加者が安全に楽しめるよう後方支援に努めている。



クリスマスイベント

本学の奨学制度については、「本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保し、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者に対して学資の給付等を行い、修学を支援する」という趣旨のもとに、出願時に募集する入学時成績優秀特待奨学生、また入学後募集する成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生、修学支援奨学生、浅井淑子記念特別奨学生、福祉・介護人材養成奨学生、やる気チャレンジ奨学生の7種の奨学生制度を設けている。このほか、本学同窓会による淑萃会奨学金がある。【資料 2-4-3 奨学規程】

朝食習慣を身に付け食生活改善により健康な学生生活を過ごせるよう、本学では江別市内3大学と連携、協力して食生活改善運動「100円朝食」を実施している（市内4大学同時開催）。春と秋、それぞれ3日間、1日約150食を提供している。同様の趣旨で本学の同窓会も時期を変えて年3回、各3日間1日約130食～150食程度を100円で提供する「パイセンめし」を学生支援として企画実施している。

防犯対策としては、毎年、新入生に対しては地元江別市の警察署の協力を得て交通安全指導を行っている。さらに今般、警察署から、SNSによる詐欺被害防止に向けた学生への注意喚起、指導の要請があり、掲示や学生ポータルサイトを活用して学生に周知している。

学生の通学については、公共交通の便が良く、自家用車やバイクでの通学は原則禁止しているが5分～10分間隔でバスやJRが運行しており通学には全く支障がない。

（保健センターによる学生支援状況）

学生の学業及び生活支援を心身の健康面からサポートするために保健センターを設置している。本学の保健センターは、保健センターと学生相談室、障がい学生支援室の3つの部門からなり、学生の健康管理のほか、特別な配慮やサポートが必要な学生に向けた学修支援や生活支援を提供するためのメンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備している。保健センターには、専門職員として常勤看護師のほか、臨床心理士や精神保健福祉士の資格を持つ専門家を配置して、学生の生活上の悩みや不安に対して適切なカウンセリングや学修支援を提供している。【資料 2-4-4 Web サイト（保健センター）】【資料 2-4-5 Web サイト（学生相談室）】【資料 2-4-6 Web サイト（特別サポートルーム）】

学生の健康管理においては、入学手続きの段階で「心身健康調査書」の提出を求めている。障がいを抱える学生や学修に支援が必要な場合には、「障がい学生支援室」に申し出るように案内しており、ノートテイクやPCテイク、コミュニケーション支援アプリを活用しながら合理的な配慮やサポートを行っている。提出された情報は保健センターで保管し、各部署と連携して入学前から必要な学生への支援に活用している。心身健康調査書の情報は健康診断の実施結果と併せて、学生の健康サポートに役立てている。

学生相談室では、コロナ禍において相談手段を対面面接以外にも拡充し、Teamsを使用したビデオ面接、メール、電話相談などを導入し、カウンセリングや相談を希望する学生数に対応している。自殺リスクのアセスメントが必要な深刻なケースもあり、学生相談室では相談枠の拡充や医療機関との連携が課題となっている。

障がい学生支援室においても、支援を要する学生のニーズが年々多様化・複雑化しており、専門的な支援の提供が一層重要性を増している。今後の学生支援において、保健センターの専門職員と他部署（学科、学習支援オフィス、キャリア支援センター、アドミッションセンターなど）との連携支援体制の組織化と充実が重要な課題となっている。

(スポーツ支援室による学生支援状況)

大学の体育・スポーツにかかわる様々な事業を統括し、学生のスポーツ活動へのサポートを一層充実させるため、令和3(2021)年4月にスポーツ科学センターを設立した。その中でも、学生との窓口機能を有するのがスポーツ支援室である。スポーツ支援室では、大学の体育・スポーツ施設や設備の点検、管理運営、体育実技・授業のサポート等の業務を担当し、学生のスポーツ活動における安全確保とサポートに注力している。また、本学は令和元(2019)年に発足した大学スポーツ協会(UNIVAS)の加盟しており、スポーツ支援室は、他大学の動向や情報を収集しながら協会の方針に則って本学における学生スポーツ支援に取り組んでいる。

スポーツ施設・設備の安全確保については、スポーツ支援室職員が定期的な体育施設の巡回を行い、体育器具などの安全性を点検する際に体育担当教員と緊密な連携をとり、事故を未然に防ぐための取り組みを進めている。施設・設備の安全が確保されていることで、学生は安心してスポーツに取り組むことができ、自身の健康増進を促進できている。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、学生たちの活動が制約を受けていた。こうした制約は、大学祭や新入生歓迎会といった自治会活動やイベント、さらに部活動やサークル活動にも及んでいた。しかし、感染症法上の分類が5類に移行したことで学生たちの活動も徐々に再開できることとなり、令和5(2023)年度は4年ぶりに大学祭を実施し、実行委員や参加学生、教職員ともに充実感を味わうことができた。今後も、学生たちが活動を通じて充実した学園生活を過ごせるよう、そして成長できるよう学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスを中心に積極的に支援していく。【資料 2-4-7 大学年鑑誌 PAL vol.524】

また、学生に好評な食生活改善運動「100円朝食」を継続して実施し、学生が元気に学生生活を過ごせるよう健康面及び経済面でも支援していく。

警察署からの要請もあり、インターネットやSNSによる詐欺被害防止に向けて、警察署の指導を受け注意喚起と指導を徹底していく。指導に係る情報の発信においては、即時性と利便性の向上を図る一方で情報過多にならないよう精査した発信に努める。

災害時対応や学生の安全、安心な環境を維持整備するため、危機管理マニュアルに基づく実効的な実施マニュアルの整備について検討を開始する。

新型コロナウイルス感染症の発生、拡大もあり休止状態が継続している国際交流について、コロナ禍以前の活動状況を含めた検証を行いながら、本学の国際交流方針を確認しつつ、国際化推進のためのサポート内容を含めて国際交流活動の再開、新たな展開について検討を開始する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校地面積は、設置基準上必要な 18,300.00 m²を上回る 123,654.00 m²（併設短期大学との共用分を含む）を有する。校舎面積についても、設置基準上必要な面積である 17,052.00 m²を上回る 63,400.28 m²を有している。教室は、1号棟から8号棟、体育館までの校舎に大教室（200人以上）6教室、中教室（101人～199人）12教室、小教室（100人以下）13教室、実験・実習室（練習室を含む）100室、演習室（自習室を含む）44室、研究室92室を有している。実験・実習室については、絵画・彫刻等の美術系実習室、音楽・合奏室及び指導室の音楽系実習室も整備している。このほか、厚生施設（食堂、売店、保健センター、学生相談室、障がい学生支援室、休憩スペース等）及び各センター、事務局を配置している。また、大学院研究科ごとの院生研究室、講義室、演習室及び実験・実習室も整備している。【資料 2-5-1 校舎平面図】

体育施設・スポーツ施設は、屋内と屋外に大別して次の通り整備されている。

屋内施設としては、第1体育館（4階建て、6,208.55 m²）、第2体育館（平屋、1,568.93 m²）、トレーニング室、2つの多目的室を備えている。また、敷地内にある北方圏生涯スポーツ研究所（6階建 11,603.95 m²）内に多目的ホール、体操競技や器械運動を行うジムナスホール、球技その他で使用するスポルホール、トレーニングジム、プール、測定室、大会議室等を有しており、研究活動のほか、被験活動に位置付けられている授業や学生の課外活動に利用されている。

屋外施設は、陸上競技場、テニスコート5面（クレークコート2面、オムニコート3面）、野球グラウンド、多目的グラウンド（サッカー、ラクロス等）、PALグラウンドを整備している。

体育・スポーツ施設設備の維持・管理及び改修と修繕については、事務局総務部総務課で行うほか、スポーツ支援室が築年数及び設置年数経過による経年劣化状況を把握するために定期巡回を行い、総務課と連携を図り施設設備の改修や修理修繕について施設設備委員会に具申している。近年の事例としては、第1体育館ステージ幕更新・レール改修、第1体育館床特殊ウレタンコーティング改修や第1体育館・第2体育館天井の照明のLED化工事、第1体育館カーテン更新等を実施した。また、実技科目全般において使用する用具や消耗品についても、履修者数に応じた個数を用意し、可能な限り最新モデルを揃えるなど、教育環境の整備に努めている。

体育実技科目の総履修者数（延数）は、約2,700～2,800人であり、全学学生数に対する割合としては非常に多い状況にある。こうしたことから、該当する学科と連携し、最大50人を超えることがないようにクラス分けを行い、1科目に対するコマ数を調整することで事故防止や円滑な実技展開の環境整備に努めている。さらに令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止の観点から、体育・スポーツ施設毎、施設の大きさに合わせて最大受講者数を超えないように配慮した。

また、スポーツ支援室は、学生が安全に活動できるよう職員が実技授業の準備等の補佐を行うほか、授業で使用する施設、備品、消耗品の管理も行っている。課外活動における

施設利用においては、使用調整を行い、学外からの使用申請についてはスポーツ科学センター運営委員会で協議のうえ使用の適否を判断している。【資料 2-5-2 事務分掌規程】

このほか、札幌市中央区に札幌円山キャンパス（地上 8 階・地下 1 階建 8,689.43 m²）があり、学生の学外発表、卒業制作展などで有効活用している。【資料 2-5-3 札幌円山キャンパス（北方圏学術情報センター）パンフレット】

図書館は、専有面積 2,300.20 m²であり、座席は 298 席を有する。図書 226,658 冊、雑誌 2,727 種、視聴覚資料 11,132 点を所蔵し、電子ジャーナル利用可能タイトル数は 6,631 種、新聞記事、文献検索等のデータベース契約種数は 10 種である。令和 5（2023）年度年間開館日数は 244 日、授業期間平日の開館時間は 8:45～19:00、土曜日の開館時間は 8:45～15:00 であった。

図書館 2 階には、学習スペース「生涯学習サポート教室（まなぼっと）」を設置し、大型タッチパネルディスプレイ 4 台、大型液晶ディスプレイ 1 台、プロジェクター 2 台、スクリーン 2 台、可動式テーブル 18 台、可動式椅子 36 脚等を設置し、アクティブ・ラーニングに対応できる環境を整備している。

このほか個人学習ゾーン（846.99 m²）、グループ学習ゾーン（246.61 m²）、ラーニング・commons（178.88 m²）を確保し、学内 LAN 接続のパソコン 20 台及びプリンター 1 台のほか貸出用モバイル PC 20 台を備えている。学生個人が所有する PC 等の持ち込み利用については、全館で無線 LAN への接続が可能であり、充電が必要な場合はコンセントの使用を認めている。

資料の配置については、講義要綱（シラバス）に記載された教科書、参考書等を「科目関連図書コーナー」に集めて配架しているほか、資格関連図書、レポート・論文参考資料、基礎学力、CD、DVD 等のコーナーを 1 階に設置し、主に初年次学生が利用しやすい環境を整備している。また、1 階に「グループ学習ゾーン」を設け、2 階 3 階は専門図書を配架し静かに利用する「個人学習ゾーン」とし、学生が各自のニーズに合わせて利用できる環境を提供している。

職員は、専任職員 3 人のほか契約職員 1 人、派遣職員 1 人の 5 人体制（5 人全員が図書館司書資格を有している）で、学修支援を行っている。

情報リテラシー教育支援を目的として、新入生オリエンテーション及び情報検索ガイダンスを実施している。新入生オリエンテーションは、全学共通科目「基礎教育セミナー I」内で実施している。コロナ禍以前は、特別に研修を受けた学生スタッフの案内による館内ツアー形式で実施していたが、遠隔授業の実施以降は、オンラインでの動画視聴と演習課題により実施している。動画は学生スタッフによる館内ツアー形式で撮影し、毎年更新を行っている。情報検索ガイダンスは、学科やゼミ毎に教員からの要請に応じて実施している。少人数の場合は、図書館内「生涯学習サポート教室（まなぼっと）」で実施するほか、参加人数に応じて教室及びオンラインによる実施にも対応している。【資料 2-5-4 図書館利用案内】

また、コロナ禍以降、図書館外からの利用を支援するため、電子図書館機能の整備を進めてきた。図書館ホームページを窓口として文献複写申込、返却期限延長手続き、貸出中の資料への予約登録等各種サービスを受付可能とし、学生からの相談対応のため「図書館なんでも相談室」を開設した。電子ブックについても購入数を増やし、令和 5（2023）年

度までに 459 冊が利用可能となっている。【資料 2-5-5 Web サイト（北翔大学図書館）】

新入生オリエンテーション及び情報検索ガイダンスのための動画作成やオンラインでの実施については、遠隔授業への対応がきっかけで開始したが、その他の各種サービス受付も含め通常授業再開後も継続して実施しており、図書館に来館しなくても利用できるサービスの向上に繋がることとなった。

教育支援総合センター主催の「学習サポート教室」を図書館内の「生涯学習サポート教室（まなぼっと）」で年平均 117 回（令和 2（2020）年度は遠隔での開催のため除く）開催している。学生が大学での学修をスムーズに進められるよう 2 人の非常勤講師を配置し、リメディアル教育や学修上の幅広い相談に応じている。

現在の図書館は昭和 58（1983）年に建築されたが、当時 36,331 冊であった蔵書冊数は前述のとおりとなり、図書収容可能冊数を超える状況となっている。狭隘化解消が課題であるが、監査法人監査における指導に則り、平成 27（2015）年度から蔵書管理計画の見直しを開始し、除籍・廃棄予定資料の選別を継続して進めている。

情報関連教室は、キャンパス全体で情報処理演習室 5 室（自由開放を含む）、CAD 実習室 1 室を設置し共用している。パソコン教室においては、事務ソフトウェアや 3D グラフィック制作ソフトウェアなど業界標準アプリケーションが利用できる。CAD 室においては、アパレル専用 CAD システムを整備し、服飾、ファッション関係の実践的な授業を行うことができている。これらの設備は、更新計画を作成し、定期的に機器の交換を行い時代に合うよう整備している。この計画並びに定期的なハードウェア、ソフトウェアの更新については、教育支援総合センターFD 支援オフィスが行い、毎年見直しも行っている。その他に教員を目指す学生への支援となるよう、GIGA スクール構想に対応した ICT（情報通信技術）教室も 2 室整備している。パソコンは、授業で使用している教室の他に自由開放室及び図書館等にも設置しており、授業に支障がない場合には自由に使用することができる。

また、FD 支援オフィスでは、ICT に関する教職員、学生からの日常の問い合わせ対応も行なっている。

学内の一部の施設を除いて Wi-Fi エリアを配備し、教職員及び学生の Wi-Fi 利用ができる環境を順次拡張している。また、国際学術無線 LAN ローミング基盤（eduroam）に参加しており、教職員及び学生は、国内外の eduroam 参加大学等で Wi-Fi が利用できる状況になっている。

ソフトウェアは、Microsoft 社の Microsoft365 のサービス（メール、OneDrive など）が使える、さらに教職員はもとより学生の個人パソコンに対しても Office 製品を在学期間中無償で利用することができる環境となっている。

また、学内のパソコンに Adobe Creative Cloud（Acrobat,Photoshop,Illustrator など）がインストールされており自由に利用することができる。コロナ禍において遠隔授業で利用した Microsoft365 に含まれている Teams を使用した授業展開も行っている。その他、一部の授業では学生ポータルサイトを利用した課題提出を行っている。情報機器を含めた情報関連教室の現況は以下の通りである。

（情報関連教室の現況）

北翔大学

室名	機種	数量	令和5年度使用頻度
527 情報スタジオ	Windows (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) 教材提示装置	57 2 1 1	短期大学部と共用 前学期 25.5 時間/週 後学期 18.0 時間/週
740 情報スタジオ	Windows (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー)	26 2 1	短期大学部と共用 前学期 6.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週
128 情報スタジオ	Windows iMac モノクロプリンタ	20 20 2	短期大学部と共用 前学期講義利用なし 後学期講義利用なし (自由開放教室として利用)
528 情報スタジオ	Windows (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) 教材提示装置 プロジェクター スクリーン	57 2 1 1 1 1	短期大学部と共用 前学期 19.5 時間/週 後学期 18.0 時間/週
544 情報スタジオ	iMac (教員用含む) モノクロプリンタ カラープリンタ (兼スキャナー) 教材提示装置	45 2 1 1	短期大学部と共用 前学期 13.5 時間/週 後学期 9.0 時間/週
545 情報スタジオ	電子黒板 BDプレイヤー 教材提示装置 Wi-Fi AP プロジェクター スクリーン	1 1 1 1 1 1	短期大学部と共用 前学期 9.0 時間/週 後学期 9.0 時間/週
730 情報スタジオ	電子黒板 BDプレイヤー プリンタ Wi-Fi AP プロジェクター スクリーン	1 1 1 1 1 1	短期大学部と共用 前学期 7.5 時間/週 後学期 6.0 時間/週
CAD 実習室	Windows (教員用含む) カッティングプロッタ 大判プリンタ プロジェクター	13 1 1 1	短期大学部と共用 前学期 12.0 時間/週 後学期 13.5 時間/週

	カラープリンタ（兼スキャナー）	1	
	パターンスキャナー	1	
生涯学習サポート教室	電子黒板	4	短期大学部と共用 (必要に応じて予約して利用)
	ビデオプロジェクター	2	
	BDプレイヤー	4	
	モバイルPC	20	
	デジタル複合機	1	

情報システムはネットワークを含め、職員3人で管理運営を行っている。本学のサーバの一部は、入退室管理、耐震、防災などの整備がなされているデータセンターにハウジングしてサーバを管理している。ファイアウォール及び不正な通信に関しては、24時間監視を行っている。

また、情報セキュリティ強化のため、セキュリティ機器を導入して学内ネットワークの管理を行っている。学内ネットワークは、学生、教員、職員、サーバ関連に分かれており、サーバのアクセスを制限している。ポータルサイトについては、教職員を含めユーザID、パスワード認証をしている。学生が使用するパソコン（情報処理演習室を含む）は、使用時にユーザID及びパスワードを要求している。ウイルス対策として、全クライアントパソコンにウイルス対策ソフトをインストールし、セキュリティ対策を行っている。

昭和56（1981）年度以前に建築された施設は1号棟、3号棟、4号棟、第2体育館、雅館の5施設で、雅館は平成19（2007）年度に実施した耐震診断により基準値をクリアしていることを確認した。1号棟、3号棟、4号棟、第2体育館については、平成28（2016）年度、平成30（2018）年度の2期にわたって耐震改修工事を行い耐震対策は完了している。エレベータの設置箇所は、講義棟校舎に3カ所（2・6・7号棟）、厚生施設に2カ所（カレッジホール）、図書館に1カ所、研究センターに2カ所であり、平成9（1997）年度以降の建設校舎等（4棟）はスロープ設置、引き戸設置、障がい者用トイレを設置している。主要な出入り口はすべて自動開閉扉になっており、スロープは2カ所に設置されている。校舎内バリアフリー化については、各棟への車椅子での通行が可能となっている。

施設設備の維持管理は、総務部総務課の所管業務としており、経年劣化による施設設備の年次計画に基づく整備のほか、常勤理事会の諮問機関として学長を委員長とした施設設備委員会を設置し、「授業改善アンケート」や「学生生活調査」における施設整備に対する要望や、学部・学科、研究科等からの要望等を取りまとめ、予算管理委員会に提案している。提案を受けて予算管理委員会は、優先度の高いものから常勤理事会に諮り、学生の要望に対応した改善にも努めキャンパス全体の施設設備の維持整備に努めている。【資料 2-5-6 施設設備委員会規程】

学生の学修環境向上のため、隔年で実施している「学生生活調査」の結果から学生の要望を把握し、教室の冷暖房設備の整備や机、椅子の取り換え、トイレの改修等について「施設・設備等整備拡充引当特定資産」も活用して令和5（2023）年度から3年計画で進めている。【資料 2-5-7 現有施設リニューアル「学生の学修環境整備・美化」計画】

安全管理について、防火・防災管理面では、火災その他災害による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とした「北翔大学・北翔大学短期大学部 防火・防災管理規程」

を定めており、毎年度、江別市消防署の指導のもと、学生・教職員による防災訓練を実施している。

安全面では、構内7か所（冬期間は6か所）にAED（自動体外式除細動器）を設置し、毎年、講習会を行ってきた。コロナ禍にあって令和2（2020）年度以降、休止していたが今年から再開し多くの教職員が使用できるよう事務職員の参加を積極的に促していくこととしている。

授業のクラス展開については、授業内容・方法、前年度の履修者数及び担当教員の意向等を踏まえて割り当てし、適切に管理している。実験・実習科目、演習科目、実技科目、情報系科目及び語学等については、少人数クラスとなるよう複数コマ展開の時間割を編成している。また、厚生労働省管轄資格で基準がある場合には、基準に基づいたクラスを編成している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

各施設設備の点検・修理や設備等の交換は法令を遵守し適切に行うと同時に、限られた予算の範囲内で老朽化が進行している施設設備を管理しながら、研究と教育の質の維持向上を図っている。また、学生と教職員の安全と衛生を確保し、各種法令を遵守している。具体的には、「学校法人北翔大学第4期中期計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」に沿って整備を進めていく。

学生の学修環境向上のため、隔年で実施している「学生生活調査」の結果から学生の要望を把握し、教室の冷暖房設備の整備や机、椅子の取り換え、トイレの改修等について「施設・設備等整備拡充引当特定資産」も活用して令和5（2023）年度から3年計画で進めている。2年目、3年目も計画通り整備を進めていく。

図書館では、新入生オリエンテーション及び情報検索ガイダンス実施時に使用した資料や動画を、学生各自が必要な時に自学自習に利用できるように、オンラインでの提供を検討する。また、電子ブック、電子ジャーナル及びデータベース等の電子情報資源を有効に活用するためのマニュアルを整備、提供することを検討し、学修支援のためのサービス提供の向上を図る。

研究施設・設備については、外部資金の獲得を促進することで研究の活性化をしつつ併せて研究環境整備に繋げていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2年に一度全学で実施している学生生活調査や、毎年4月に実施している学生健康調査(UPI調査)、第1及び3年次対象のジェネリックスキル測定テスト「PROG」におけるアンケート結果等において学生の状況や要望を把握している。学修支援に関する学生の意見・要望を把握するために、FD支援委員会が所管している学生による授業評価「授業改善アンケート」を実施し、評価項目の集計結果及び学生からの自由記述を科目担当教員が確認して自己点検により授業改善に役立てている。【資料 2-6-1 学生生活調査結果】【資料 2-6-2 PROGテストアンケート結果】【資料 2-6-3 授業改善アンケート結果】

平成23(2011)年度以降、学生FDの組織化を行い、学生視点でのFD活動を取り入れることにより、本学のFD活動の活性化を図っている。

令和2(2020)年度以降においては、コロナ禍のため遠隔での授業展開となったがTeams等のオンラインツールを活用して、学生一人ひとりから授業運営に対する意見・要望を聞き取り、対応にあたった。また、遠隔授業を展開するにあたり、近隣他大学との情報交換も行いながら、学生の通信環境整備にかかる経費の補助や大学施設の一部開放などを行い、学生の学修機会を確保できるよう臨機応変に対応してきた。

教員の授業の改善及びICT機器の活用スキルの向上のために、FD支援委員長によるICT相談会を開催(令和2(2020)年度50回、令和3(2021)年度152回、令和4(2022)年度84回、令和5(2023)年度41回)してきた(継続中)。遠隔授業でも有効に活用できるよう教職員のICTのスキルアップ支援を行い、教育の質向上に努めた。

FD支援委員会が実施する大学院授業評価アンケート結果については、研究科委員会での報告資料として配付し、委員会内でその内容を確認するとともに、改善が必要な項目についてはその方策を検討している。【資料 2-6-4 大学院授業評価アンケート結果】

各学科とも、Teams等のアプリケーションを継続して活用するほか、現在では対面対応を含め積極的に学生とのコミュニケーションを取っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

オフィスアワー制度を設け、学生と教員が相談できる環境を整備している。GTやゼミ担当教員、課外活動の顧問による日常的な学生とのコミュニケーションを重視し、学生意見や相談を受けやすい体制を構築し、きめ細かな指導・助言を行える環境づくりに努めている。また、前・後学期の開始前もしくは期間中には学生と個人面談を実施し、直接、学生の意見を聞く機会を設定し、随時、学生の状況に応じた柔軟な対応に心がけている。学生から寄せられた相談や意見、要望については、必要に応じて教職員間で共有し、迅速かつ適切に対応するよう努めている。

全学的な学生生活支援について検討する組織として学生生活支援委員会がある。学生生活支援委員会は、短期大学部と合同で組織し、事務組織である学生生活支援オフィスとの連携を図りながら教職協働で運営している。学生生活支援委員会では、「学生生活調査」として隔年で全学生を対象とした日常生活上の実態調査をアンケート形式で実施し、結果は学生生活支援委員会にて把握・分析を行い、把握された課題について検討している。それらの結果は学部・学科にも報告されている。学生生活支援オフィスでは、奨学金相談を含む経済的支援を行っている他に、「何でも相談」も行うなど教育支援総合センター内の3つ

のオフィス及び保健センターとも連携して支援を行っている。

学生の心身に関する健康相談をはじめとする学生生活に関する学生への対応については、新入生対象の必修科目「基礎教育セミナーⅠ」において、全15回のうち1回(90分)を「メンタルヘルス講座」として学生相談室の臨床心理士が担当し、大学生活を送るうえで気を付けておくべきところのトラブルという内容のオンデマンド配信を行っている。様々なところのトラブルとその対処、相談相手や窓口などを事例紹介の方法で解説し、メンタルヘルスケアについての意識啓発を行っている。その他、学生相談室では、全学生対象にリーフレットや名刺カードの発行やワークショップ等を開催し、相談することへの敷居を下げ、必要に応じた学内窓口に関する周知や案内を行い、学生の状況や意見、要望の把握を行っている。得られた学生の意見や要望については、保健センター・学生相談室・障がい学生支援室の3部門の専門職員及び職員で月1回の3部門会議を実施して情報共有と連携をはかり、分析検討結果を基に3部門及び学内関連部署と連携して包括的な支援を行っている。

ハラスメントに対しては、「北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、理事会付設の委員会としてキャンパス・ハラスメント防止対策委員会を設置してハラスメント防止に係る啓発や研修会を実施している。各学科及び事務局から複数の相談員を選出し、ポスター掲示でキャンパス内の学生や教職員に周知している。相談員研修も行うなどキャンパス・ハラスメントの防止、ケア対策に取り組んでいる。【資料 2-6-5 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

ICT関連の本学教務システムや遠隔授業、また、ユーザアカウントやICT端末などに関する対応は、FD支援オフィスが担当している。学生からの問い合わせに関しては、リモートワークシステム Teams でのチャット機能やメール、窓口等でサポート対応を行っている。また、学内施設については、PC教室の利用者数や利用状況の把握なども行い、適宜、現地対応も行いながら学修環境を整備している。学生には、大学への要望も含めた学生生活全般に対する「学生生活調査」を隔年で実施している。調査で把握できた施設設備に対する要望については、施設設備委員会の審議を経て予算管理委員会に提案している他、学修環境向上のために教室やトイレなどの改修整備に係る3か年計画を、学生からの要望を重視して作成している。【資料 2-6-6 施設設備委員会規程】【資料 2-6-7 現有施設リニューアル「学生の学修環境整備・美化」計画】

図書館資料の購入については、学生からの購入希望を常時受け付けている。申し込み方法は、Forms「オンライン購入希望図書申込」の送信または「購入希望図書申込書」の提出による。また、毎年選書ツアーを開催し、参加学生による書店店頭及びオンラインでの図書館資料の選定を実施している。

大学院では平成30(2018)年に各専攻における教育課程の課題を探るために、修了学生に対して教育課程に関する要望調査【資料 2-6-8 大学院教育課程要望調査結果】を行った。その結果、社会人学生から論文指導の時間や方法などについての要望があったため、以降、現職を考慮した時間調整や指導方法において対面指導に拘らず遠隔方式も活用するなどフレキシブルに対応している。これらの個別対応が可能であることはオリエンテーシ

ョンで学生に周知している。また各専攻における人材育成の基本方針に合う入学者選抜が実施されているかどうかを検討するための基礎資料として、修了学生に対して入学前の準備状況についての調査【資料 2-6-9 修了学生への調査結果】を行った。こうした調査の結果を踏まえて、各研究科で1年次の前学期に指導教員、副指導教員を決定し、学修のみならず、広く学生生活全般の相談を行い、院生の生活・研究環境の質の向上に貢献できる体制を整えてきた。また、オフィスアワー制度を設け、担当教員と相談しやすい環境も整備している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

教員一人ひとりが学生の意見や要望を適切に把握し対応するには、適正に対応する姿勢を持つことを心がけるようにすることが求められる。特に、令和2（2020）年度からのコロナ禍においては、オンライン授業への転換という新たな教育的課題が浮上し、個々の教員による対応に加え、大学全体として組織的に解決すべき案件が多数あった。これらの案件の解決のためには、教職員の教育スキルを向上させ、状況に応じて臨機応変に対応していく必要がある。したがって、これまでの常識にとらわれず、新たな教育ツールを活用し、新たな教育方法を模索したい。コロナ禍により、学生も教職員もオンラインツールの使用が促進された、それらのツールの長所と短所を見極める機会にもなった。例えば、学生からの意見・要望を聴取するにあたり、リモートワークシステム（Teams等）でのチャット機能は対面よりも発信の抵抗感が低くなる学生もいたことから、利便性の高いツールであると言える。一方で、情報倫理が未熟な学生による深夜や週末の発信、受信数が多くなり返信に多くの時間を割かざる得ない教員の疲弊が散見されることから、ICT活用のリテラシーや倫理観の教育が必要である。また、オンデマンド授業で作成された動画は、繰り返し視聴できるメリットもあり、学生の理解が進む場合もあった。大学全体として、さらに学生の学修機会を確保・拡充する方針を検討したい。

学内施設設備に関しては、学生がゆとりを持って着席できる教室の整備やネットワーク環境の整備に関する要望がある。現有施設で効率的に授業を進めるために1科目の展開コマ数を増やすことにより実技・実習科目における事故防止を優先した対応を継続する。コマ数増により時間割編成の困難さ、専任教員の担当コマ数増による過重負担、非常勤講師の手配不能等が生じた場合には、他大学の情報も収集しながら学生の履修制限や教育課程の検討を行っていく。学修環境の整備は、学生及び教員からの要望も踏まえて対応していく。

高い専門性を持つ大学院の教育方法については、複数の研究指導教員による学修及び授業支援を一層充実させていく。また、研究科主催の研究会及びFD等を利用し、教育内容・教育方法の改善を図り、個々の教員がそれぞれ院生に還元していく組織的な取り組みも継続して推進していく。

学生の心身に関する健康相談及び学生生活に関する意見や要望に関しては、複雑で個性のある対応が求められており、保健センターの3部門だけでなく、本学の教職員がチームとして学生の意見・要望を踏まえた学生支援に向けて協働できるよう連携を強化していく。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れについては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明示し、様々な場で周知している。入学者選抜については、入試総務委員会が統括し、アドミッションセンター運営委員会が実務を行っている。入試問題作成に関しては、入試問題専門委員会を設置し、大学として責任を持って作成している。入学試験の実施については、教職員全員で試験当日及び事前に説明会を開催して注意事項等を確認し、厳正に試験を実施している。合格者は、各学科及び研究科で判定を行い、入試総務委員会の審議を経て学長が決定し、教授会に報告している。入学者の決定は教授会で意見を聞いたうえで学長が行っている。試験制度ごとの入学定員は毎年見直しを行っている。令和5(2023)年度の大学全体の入学定員、収容定員ともに充足はしているが、今後の18歳人口減少に対応できるよう、引き続き全学科で入学定員の確保に努めていく。

学修支援対応については、教職協働体制で行っている。社会環境の変化とともに、多様性を増す学生への支援に対しては、学生の多様な質問や要望に対応しうる体制を整えており、必要に応じて学部・学科及び研究科、保健センター、学生相談室、障がい学生支援室などの学内関係部署が様々な連携を図りながら行っている。また、その情報は保健センターで一元化するとともに必要な情報の収集及び発信がなされており、共通理解のもと教職協働で学修支援を行う体制を整えている。

障がいのある学生への配慮については、障がい学生支援室を設置し、個別の聞き取り面談に基づき、必要な配慮を学部・学科へ依頼し、障がいのある学生が適切な配慮を受けることができるようにしている。

オフィスアワーを定め、研究室前に掲示するほか、Webサイトにも掲載して教員が学生と面談できる時間を公表している。

「北翔大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき、大学院生は、TAとして教育補助業務を担当することで教育研究成果の向上にも努めている。

中途退学、休学及び留年への対応については、少人数担任制度のGT制度を活用し、1年次、2年次において担当学生の個別相談を頻繁に行い、学生の課題や問題を解決し、退学防止に努めている。休学に対しては、GTや指導教員が休学中にも連絡をとり、状況を確認し、復学への支援を行っている。留年生に対しては、履修相談を実施し、卒業に向けての支援を行っている。

大学院生涯スポーツ学研究科では、修士・博士両課程において現時点で妥当な学生支援が実施できていると判断できるものの、研究の高度化や細分化が急速に進む中で、改善されるべき事項について、社会や学生のニーズを把握し的確に実施していくことが課題である。

また、大学院授業評価アンケートにおいて、過密な集中授業日程への改善を求める意見があったことから、これら日程の見直しを検討する予定である。学生一人ひとりのニーズに対応できるよう、保健センターと教育支援総合センター等との連携を強化する。高い専門性を持つ大学院の教育方法については、複数の研究指導教員による学修及び授業支援を一層充実させていく。また研究科主催の研究会及びFD等を利用し、教育内容・教育方法の改善を図り、院生に還元していく組織的な取組みも継続している。

キャリア支援については、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制を整えている。

教育課程内においては、就業力にかかる科目を設定し、単位の必修化を図るなど支援体制を整えている。1年次から4年次まで継続して学び、早い段階から職業観を高めることを支援している。また、インターンシップでは、学生の自己分析結果に合致した企業を探し、職種の基本知識を理解しながら参加企業の幅を広げる等の支援を低学年次からしている。

教育課程外においては、就職ガイダンス、学内企業研究会、ジェネリックスキル測定テスト「PROG」の活用などを行い、キャリア支援の充実に努めている。さらに、就職活動対策セミナー、模擬面接などの実施を通じて社会的・職業的自立支援を実施している。

学生サービスについては、学生を取り巻く環境の多様化に伴い、学生が安心して大学生活を送れるように支援体制の強化に努めている。メンタルヘルスケア及び障がいのある学生支援の状況については、学生相談室及び障がい学生支援室の利用実績が増加傾向にある。奨学金制度については、種々の制度を設定し、学生の経済的支援の充実に努めているが、今後も本学の奨学金制度を検証しながら社会状況に合わせて改善を図っていききたい。

学修環境の整備については、校地、校舎の適切な運営・管理を行っている。耐震改修対策も2期に分けて実施し、平成30(2018)年度に完了している。経年劣化状況の把握のため担当課員が定期巡回を行い、施設設備の改修や修理修繕について施設設備委員会への具申を行っている。また、学生からの要望を踏まえて令和5(2023)年度から3か年計画で学修環境の向上に向けた施設設備の改修等を開始したところである。さらに、ICT関連の環境整備についても、FD支援オフィスを中心に充実に努めている。令和2(2020)年度からは、コロナ禍で対面授業から遠隔授業への転換となったが、学生の学習機会を確保できるようネットワーク環境を整備し、ICT相談会もほぼ毎日開催するなどして教職員のICTスキルの向上のための支援も行ってきた。図書館に、「生涯学習サポート教室(まなぼっと)」を整備しているほか、730情報スタジオ、545情報スタジオは可動機や椅子、AV機器等を入れ替えアクティブ・ラーニングに対応できる学修環境も整備している。

校舎内のバリアフリー化については、主要な入り口への自動開閉扉の設置、校舎内の必要箇所にスロープやエレベータを設置しており、校舎内各棟への車椅子での通行を可能にしている。授業クラスの展開については、資格等での基準も踏まえ、適切に管理している。学生の意見・要望への対応については、学生生活支援オフィスに「何でも相談」窓口を設けて、多様な質問疑問に対応し得る体制を整えている。

学生生活全般及び施設・設備に関する要望を把握するため、隔年で全学生を対象とした「学生生活調査」を実施し、結果を踏まえて継続的な工夫・改善に努めている。また、保健センターでは、精神健康調査を実施し、学生が希望する支援の要望や必要性を確認するとともに、その分析結果を学生支援につなげている。

以上のことから、基準2.「学生」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、「北翔大学学則」（以下、学則）第 2 条（目的）、「北翔大学大学院学則」（以下、大学院学則）第 2 条（目的）において大学としての教育目的を定めるとともに各学科、各研究科・各専攻における教育目的も定めている。【資料 3-1-1 学則】【資料 3-1-2 大学院学則】これらを踏まえて、各学部・各学科、各研究科・各専攻はディプロマ・ポリシーを策定している。

策定されたディプロマ・ポリシーは、大学案内、学生便覧、本学 Web サイトで公表しており、入学時のオリエンテーションにおいても新入生に周知している。【資料 3-1-3 大学案内】【資料 3-1-4 学生便覧 (pp.8-33)】【資料 3-1-5 大学院学生便覧】【資料 3-1-6 Web サイト（本学について）（各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ）】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「学則」第 46 条（授業科目の履修及び単位の修得）、「大学院学則」第 45 条（授業科目の履修及び単位の修得）にて、卒業・修了に必要な単位数を規定している。また、「学則」第 48 条（単位の授与）、「大学院学則」第 47 条（単位の授与）には、単位の認定を規定している。

「学則」第 7 節成績評価、「大学院学則」第 7 節成績評価基準及び成績判定において、成績評価の基準を規定している。「学則」第 54 条（成績評価基準）、「大学院学則」第 53 条（成績評価基準）で成績評価のための基準とする事項を規定している。また、「学則」第 55 条（成績評価）、「大学院学則」第 54 条（成績判定）にて、大学は S（秀）・A（優）・B（良）・C（可）・D（不可）の 5 段階、大学院は A（優）・B（良）・C（可）・D（不可）4 段階で評価を行い、いずれも D（不可）を不合格とすることを規定している。

大学の 5 段階の成績評価では、S には 4.0、A には 3.0、B には 2.0、C には 1.0、D には 0 のグレードポイント（以下 GP）が割り当てられる。GPA は、奨学金の選定、学業表彰対象者の選定などで活用している。また、直前の学期の GPA が 1.5 未満の学生に対しては、GT 又はゼミ担任が履修指導を行い学生指導にも活用している。【資料 3-1-4 学生便覧 (pp.76-78)】

大学院ではこの他に、「大学院学則」第 55 条（学位論文の提出）、第 68 条（学位の授与）において、学位論文及び学位の授与について規定している。また、本学が授与する学位に

については、「北翔大学学位規程」に定めている。【資料 3-1-7 学位規程】

成績評価基準及び成績判定については、授業科目ごとのシラバス（講義要項）に明記しており、本学ポータルサイトで確認できる。シラバス（講義要項）には、成績評価の公平性のための工夫として、学生が学修活動を計画的に行うことができるように、成績評価基準となっている科目試験や課題評価などの学修活動ごとの評価割合も明記している。また、学生が成績評価について疑問がある場合には、問い合わせの機会を設け、学生からの質問に答えている。

成績評価基準及び成績判定は、「学則」もしくは「大学院学則」に明記し、学生便覧に掲載するとともに、本学 Web サイトでも公表している。また、学生には学期ごとのオリエンテーションにて周知している。

なお、本学では進級基準はなく、単位取得の状況によらず次の学年に進級し、「学則」第 24 条（在学年限）、「大学院学則」第 23 条（在学年限）の範囲内で在学する。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

卒業・修了要件については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「学則」第 9 節の卒業要件及び学位授与、「大学院学則」第 9 節 課程の修了要件及び学位授与 で明記している。

大学では、「学則」第 66 条（卒業の要件）、第 67 条（卒業の認定）、第 68 条（学位の授与）として規定し、卒業の認定は、教授会の議を経て、学長がこれを認定すると定めている。教授会での審議の前には、学生個々の成績や卒業要件の達成状況等を記載した卒業認定の判定資料を各学科にて確認し、卒業認定の結果を教授会で提案している。学科での卒業認定のための判定資料は、学習支援オフィスでも卒業要件等を事前に確認しており、複数回の確認を経て、卒業認定は定められた基準に基づき厳正に行っている。

大学院では、「大学院学則」第 66 条（課程修了の要件）、第 67 条（課程修了の認定）、第 68 条（学位の授与）として規定し、課程修了の認定は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを認定すると定めている。学生個々の成績や修了要件の達成状況等は、当該研究科委員会で確認、審議を行っている。修了認定のための判定資料は、学習支援オフィスでも事前に修了要件等を確認している。修了認定は資料を基に複数回の確認を経て、定められた基準に基づき厳正に行っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修成果の把握のため、令和 4 年 4 月に教育支援総合センターに学修成果の可視化検討委員会を設置した。本学では、平成 29（2017）年度より、外部評価としてアセスメント・テストを導入している。令和 5（2023）年度卒業生をもって、4 学年分のデータの蓄積ができた。しかし、この間の新型コロナウイルス感染症による影響を受け、データの解析結果の解釈が難しく、エビデンスをもって PDCA サイクルを回すには至っていないという課題がある。また、学内の組織体制としても、この間、感染症対策に重点が置かれた結果、学修成果の把握のための体制整備の遅れが生じている。

令和 5（2023）年度には統合データベースを導入して一部情報の収集を開始しており、今後も教育支援総合センターで継続してデータの蓄積を行い、確実に PDCA サイクルを回すことができるような体制を令和 7（2025）年の整備に向けて検討中である。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的を踏まえて、各学部・各学科、各研究科・各専攻にてディプロマ・ポリシーを定め、それを反映するための教育課程編成の方針としてカリキュラム・ポリシーを策定している。策定されたカリキュラム・ポリシーは、大学案内、学生便覧、本学 Web サイトで公表している。また、入学時のオリエンテーションでも周知している。【資料 3-2-1 大学案内 (pp.23-25、p.39、pp.49-51、p.65、p.79)】【資料 3-2-2 学生便覧 (pp.8-33)】【資料 3-2-3 大学院学生便覧】【資料 3-2-4 Web サイト (本学について) (各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ)】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーにおいて提示されている資質・能力の獲得のための教育課程編成・実施方針として掲げ、一貫性は確保できている。学生への周知は、大学案内や学生便覧、Web サイトに掲載して行っている。また、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーの可視化として、カリキュラムマップを作成し Web サイトに掲載して学生に提示している。【資料 3-2-5 スポーツ教育学科カリキュラムマップ】【資料 3-2-6 健康福祉学科カリキュラムマップ】【資料 3-2-7 教育学科カリキュラムマップ】【資料 3-2-8 芸術学科カリキュラムマップ】【資料 3-2-9 心理カウンセリング学科カリキュラムマップ】

本学では各学科及び専攻それぞれで資格取得が可能となっており、資格認定を管轄する省庁及び団体におけるカリキュラム変更に合わせたカリキュラムマップの変更及びディプロマ・ポリシーの見直しを行うなどにより一貫性の確保を行っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに明記されている能力の獲得のための教育課程編成・実施方針として掲げ、一貫性を確保している。本学では、このカリキュラム・ポリシーに則って全学共通科目、発展科目、学部共通科目及び学科専門科目に区分してカリキュラムを体系的に編成している。【資料 3-2-1 大学案内 (pp.36-37、pp.46-47、pp.62-63、pp.76-77、pp.88-89)】【資料 3-2-2 学生便覧 (pp.87-92)】【資料 3-2-4 Web サイト (各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ)】

講義要項 (シラバス) は電子化し、ポータルサイトや本学 Web サイトより検索し、見る

ことができる。科目ごとに授業のねらいと到達目標を明示し、授業計画はそれぞれの時間でのテーマ・内容・時間外学修内容・学修形態、担当を明示し、使用テキストや参考書、成績評価の方法、課題のフィードバック等を記載している。【資料 3-2-10 Web サイト（講義要綱（シラバス））】

作成にあたっては、学習支援委員会を通じて作成要領（シラバスの作成について）を授業科目担当者へ配付し、一定の基準を示している。また、学部・学科及び研究科の学習支援委員及び学習支援オフィス事務担当者でも作成要領に合致した記載になっているかを確認し、合致していない場合には修正を求め、基準に従った作成を徹底している。【資料 3-2-11 シラバス作成要領（シラバスの作成について）】

履修登録単位数の上限の設定として、CAP 制度を導入している。CAP 制度は、各年次で設定された単位数の値に、直前学年次の年間 GPA に応じて単位数を加算した値の範囲内で、履修登録を行う仕組みとなっており、「学則」並びに「履修科目の登録の上限に関する規程」に定めるほか学生便覧にも掲載して学生に周知している。なお、専門演習や卒業研究などの卒業認定に関わる必修科目は CAP 制度対象外科目として履修登録を行うことができる。【資料 3-2-2 学生便覧 (pp.78-79)】【資料 3-2-12 履修科目の登録の上限に関する規程】

さらに、各学部では、体系的な教育課程編成のために、以下の取組を行っている。

生涯スポーツ学部は、スポーツ教育学科と健康福祉学科の 2 学科からなる。1 年次には基礎・教養科目の他に、学部において多様な学問領域に触れる機会を多く設定するとともに、2 年次以降の進むべき専門分野や取得をめざす資格を選択していく教育課程となっている。スポーツ教育学科では、3 年次に 3 コースから 1 コースを選択し、専門的な学びを深める教育課程となっている。健康福祉学科では、本学がこれまで培ってきた福祉・介護職の人材育成のスキルを最大限に活かし、福祉と健康・スポーツという 2 つの教育資源の統合的展開による幅広い人材の育成をめざす教育課程となっている。

教育文化学部は、教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の 3 学科からなる。教育学科では、幼稚園教諭及び保育士、小学校教諭、特別支援学校教諭、中学校・高等学校教諭（音楽）、養護教諭の養成を目的とし、4 つのコースそれぞれで教育者として必要な力である専門性を高めるために基礎的科目をベースとして応用的な演習科目を設定している。

芸術学科では、美術、メディアデザイン、インテリア建築、服飾美術、舞台芸術の 5 分野があり、それら 5 分野の専門科目を、芸術理解、表現技術、情報技術、アート教育・文化、平面表現、立体表現、空間・身体表現、発想・企画・プレゼンテーション、総合・統合の領域で構成し教育課程を編成している。1 年時には各分野におけるモデルカリキュラムを提示し、学生の参考に資するようにしている。【資料 3-2-13 芸術学科 モデルカリキュラム】

心理カウンセリング学科では、認定心理士資格、福祉心理士資格、及び精神保健福祉士受験資格を取得可能とするために、心理学の幅広い領域を網羅する科目を中心に教育課程を編成している。また、所定の科目の履修に加え、大学院に進学し所定の科目を履修するか、国が認めた施設に国が指定した期間勤務することにより、心理職の国家資格として創設された公認心理師の受験資格を取得することができる教育課程にもなっている。これら資格に関連する科目に加えて、さらに深い専門性を追求する講義、実験及び演習科目を履

修することにより、人間理解と対人援助についての高い能力を持つ人材を育成するための科目構成となっている。

大学院においても、各研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。臨床心理学研究科臨床心理学専攻では、基礎心理学領域と臨床心理学領域の2領域を設定している。日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定大学院としてのカリキュラム並びに国家資格「公認心理師」の受験資格を得るために必要な指定科目を整備し、基礎心理学及び臨床心理学に関連の深い科目のほか、「臨床心理査定演習」「心理学特別演習」の演習科目、「臨床心理基礎実習」「臨床心理実習」の実習科目を開設している。

生涯学習学研究科生涯学習学専攻では、生涯学習学理論領域、生涯学習活動領域、研究指導の三つの科目群からなり、地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的として、教育研究を展開している。また、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状（美術、音楽）、特別支援学校教諭一種免許状を有している者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定された科目を修得することにより、それぞれ当該免許状の専修免許状を取得することが可能な教育課程を編成している。加えて、所定の単位を取得することで、学校等をフィールドとした心理教育的援助サービスの専門的資格としての「学校心理士」の受験資格も取得可能な教育課程となっている。

生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻修士課程では、教育課程を「基礎教育領域」と「応用教育研究領域」の2階層構造で編成している。「基礎教育領域」では、生涯スポーツや環境・スポーツ適応に関する学際的見地から科学的知識基盤を構築している。また、「応用教育研究領域」でスポーツ科学、応用健康科学及びスポーツ教育学の専門的素養を大学院レベルに特化・深化させることをねらいとしている。このように2領域の知識を統合させて、特に氷雪寒冷圏域の生涯スポーツの課題に対し科学的・専門的にアプローチする能力の修得をめざしている。また、令和3（2021）年4月開設の博士後期課程では、氷雪寒冷圏域の生涯スポーツの深化・発展を果たすため、スポーツ動作の理論化や冬期スポーツを主とする競技スポーツの研究手法を身に付ける「スポーツ科学」と、氷雪寒冷圏域特有の健康問題や運動を制限する要因をふまえ、生涯スポーツ活動を推進する「生涯スポーツ学」の領域を設定し、修士課程との連携を図りより高度に専門化していくことになっている。

これら学部学科及び研究科の教育課程は大学案内や学生便覧、本学 Web ページに掲載している。

3-2-④ 教養教育の実施

建学の精神に基づく教育目的の達成のために、学則第40条（授業科目及び単位）において、全学共通科目を設定している。

全学共通科目は、導入科目、基礎科目、外国語科目、教養科目、就業力養成科目で編成している。導入科目は、「基礎教育セミナーⅠ及びⅡ」をそれぞれ1年次の前学期及び後学期に必修科目として実施しており、前学期の「基礎教育セミナーⅠ」では、学長による建学の精神に基づいた学長講話を設定している。

後学期の「基礎教育セミナーⅡ」では、学科ごとの授業計画により2年次の専門科目につながる基礎的な内容設定を行っている。【資料 3-2-14 基礎教育セミナーⅡの授業計画】

基礎科目では、「日本語表現」、「数学入門」、「情報機器操作Ⅰ及びⅡ」、「英語コミュニケーション」を必修科目として開講している。外国語科目では、「英語」のほかに、「韓国語」、「中国語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「スペイン語」を開講している。教養科目では、現代社会における一般的かつ普遍的教養の醸成をすべく、科目を設定している。就業力養成科目では、社会人基礎力を養うべく、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」や「キャリア演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」などを開講している。これら教養教育のカリキュラムの運営、実施、検討については、教育支援総合センターと学習支援委員会が連携し、前者がキャリア支援センターなど各種委員会との連絡調整を担い、後者の学習支援委員会が各学科との連絡調整を担い、その実施と検討について担当している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

各科目においては講義要綱（シラバス）を適切に整備している。講義・演習・実習科目ごとに、カリキュラム・ポリシーを反映するよう、授業内容・方法に工夫をし、アクティブ・ラーニングを効果的に取り入れている。【資料 3-2-10 講義要綱（シラバス）】教授方法の改善を進めるための組織体制整備・運用については全学的に実施しているFDの取組みに従って実施している。FDの組織的運用は、「北翔大学FD規程」第2条（FD活動）として規定している。FD活動の実施方針の決定機関である運営企画会議で決定したFD活動の実施方針に基づき、教育支援総合センターFD支援オフィス及びFD支援委員会が活動を推進している。【資料 3-2-15 FD規程】

FD支援オフィスでは、情報システムの運用・管理を行っており、教授方法の工夫においてICTを活用した情報提供が行われている。本学では、Microsoft社のMicrosoft365を全学的に導入しており、教授方法の工夫や改善に関しては、Teamsを始めとしたオンライン教育ツールを活用したレポート課題の蓄積によるポートフォリオ的評価や、Webアンケートシステムや挙手機能を応用した主体的な意思表示を促す教育方法を取り入れるなどの工夫も行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定しており、その可視化としてカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップは、新入生オリエンテーションにおいても、学生の履修指導に活用されている。カリキュラムのナンバリングには至っていないが、資格取得のために必要な実習の前に履修し単位を取得すべき科目を設定して科目ごとの到達目標を講義要綱（シラバス）に示すなど、段階的に学修できるよう教育課程を編成している。本学の場合、資格取得を主な目的とする学科が多く、それらの資格を認定している省庁及び関係団体での認定基準の変更等によって教育課程を変更せざるを得ないことが多く、常に教育課程の見直しを行っている。そのため、資格取得と直接関連しない科目が多い全学共通科目と学科専門科目との学年配置のバランスなどを検証し改善を図っていく必要がある。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーの一貫性を持った運用のため、特にディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラムマップを学科ごとに作成し、毎年見直しを行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するための資料として、外部アセスメントテストの実施、資格取得状況の把握、就職状況等の把握、学生への意識調査を用いている。また、令和5（2023）年度には、アセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修成果を多面的に把握するよう心掛けている。【資料 3-3-1 学生便覧】

<学修成果としての外部アセスメントテストの実施>

学生の学修成果の把握のために、外部のアセスメントテストとしてジェネリックスキル測定テスト「PROG」を導入している。このテストは、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向、いわゆるジェネリックスキルを測定・育成するテストとなっている。本学では、1年次と3年次の2回実施し、学修成果の客観的な把握を行っている。学生には個人別の結果が渡され、結果の示す意義については全学共通科目の就業力養成科目で伝えられている。また、学科ごとのディプロマ・ポリシーとアセスメントテストとの関連について、毎年度実施されるアセスメントテスト報告会で説明され、学科ごとに学生の特徴を把握することにより、学生の指導や教育内容の改善などに活用している。【資料 3-3-2 PROG テスト全体傾向報告書】

<資格取得状況の把握>

本学では、各学科において様々な資格取得が可能となっている。特に、教育職員免許状については、学内組織である教職センターが主となり資格取得のための支援が行われている。取得できる教育職員免許状は、学則第69条（教育職員免許状）、大学院学則第69条（教育職員免許状）に規定している。社会教育主事任用資格（社会教育士）も各学科共通で取得できる。

学部・学科独自の主な資格としては、以下の資格がある。

生涯スポーツ学部では、2 学科共通の資格として、健康運動指導士受験資格がある。スポーツ教育学科では、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得が可能である。健康福祉学科では、介護福祉士及び社会福祉士受験資格の取得が可能で、資格の取得については、学則第70条（介護福祉士受験資格）、第71条（社会福祉士の受験資格）に明記している。

教育文化学部では、学科ごとにディプロマ・ポリシーに基づき、様々な資格取得が可能

となっている。教育学科では、保育士の資格取得が可能であり資格の取得については、学則第 72 条の 2（保育士資格の取得）に明記している。芸術学科では、一級及び二級建築士受験資格、インテリアプランナー受験資格の取得が可能である。学芸員任用資格の取得や服飾ファッション系、情報系の検定受験も推奨している。

心理カウンセリング学科では、精神保健福祉士受験資格及び公認心理師受験資格の取得が可能で、資格の取得については、学則第 72 条（精神保健福祉士の受験資格）、第 72 条の 3（公認心理師の受験資格）に明記している。

大学院では、臨床心理学研究科臨床心理学専攻において、公認心理師の受験資格が取得できる。また、生涯学習学研究科において、学校心理士受験資格の取得ができる。資格の取得については、それぞれ大学院学則第 69 条の 2（公認心理師の受験資格）、第 70 条（学校心理士受験資格その他資格取得）に明記している。【資料 3-3-3 各種資格等取得（合格）状況】

＜就職状況の把握、卒業時調査の実施、就職先アンケート調査の実施＞

本学では、学生の就職状況の把握、卒業時調査及び就職先アンケート調査をキャリア支援センターが行っている。【資料 3-3-4 卒業生アンケート結果】【資料 3-3-5 就職先企業アンケート結果】

各学科及び研究科の就職状況は、取得可能な資格による特徴を反映した結果となっている。卒業時には、最終的に決定した進路調査を実施し、学修成果の評価の一つとして活用している。【資料 3-3-6 就職率・進路決定率】

＜学生の意識調査の実施＞

本学では、隔年にて学生生活に関する調査を実施している。また、ジェネリックスキル測定テスト「PROG」実施時に、授業への取組について、卒業後の進路の明確化について、大学への満足度について、教育内容への満足度についてなどの質問を設定し、集計している。集計結果は、学部・学科ごとに示され、学生の指導や教育内容の改善などに活用している。【資料 3-3-7 学生生活調査結果】【資料 3-3-8 PROG テスト アンケート結果】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等への改善のために、教育支援総合センターFD 支援オフィスでは学生に対して学期ごとに授業改善アンケートを実施している。大学院では、学期ごと自由記述を主とする授業評価アンケートを実施している。いずれのアンケートも結果は、授業担当者へフィードバックされ、授業担当者は学修指導等の改善に活用している。

【資料 3-3-9 授業改善アンケート結果】【資料 3-3-10 大学院授業評価アンケート結果】

授業評価アンケートの他に、ICT 環境を活用した学生と教員との相互コミュニケーションツールも活用している。本学では、Microsoft 社のアプリを組織的に導入しており、アプリの一つ Teams を活用することで、受講課題の提出・コメント・返却機能を用いて、教員のみならず学生自身が学修の過程・成果を確認することができるポートフォリオ的運用も行えるよう組織的な環境整備をしている。また、新規に導入したデータ統合システムを活用し、ジェネリックスキル測定テストの結果と学生の成績評価の結果である GPA との関連などの学修成果の可視化の試行を開始した。

その他、学部・学科、研究科では独自の点検・評価も行っている。スポーツ教育学科では、4年間の学びを統合した到達度を評価することができる科目として、平成30(2018)年度入学生から「卒業研究」を必修科目に位置付けている。「卒業研究」の成果は教員・学生全員が参加する発表会で公表され、教員は学生の卒業研究の成果を点検・評価し、教育内容や指導方法の改善に役立てることができる。健康福祉学科では、国家資格である介護福祉士及び社会福祉士の資格取得が教育目的の一つでもあるため、国家試験の合格を可能とする受験対策の工夫や個々の学生の学習内容やモチベーションの継続を目的として複数回の個別面談等によるサポートなどを実施している。

教育学科は、教育学の体系的な知識を身に付け、教育現場の諸問題と向き合い検討し、教育者として社会に貢献する志をもち、教員等に求められるコミュニケーション力を身に付けるというディプロマ・ポリシーに基づき、各実習先からの評価、教員採用検査結果、就職活動結果などを外部評価として捉え、それらの結果を学科内で共有し、学修指導の改善へ活用している。芸術学科では、4年間を通じた演習科目の最終的な学修成果として卒業制作展、演劇の公演やファッションショーなどの学外発表会を開催している。開催後には学生に「報告書」を提出させ、点検・評価に活用している。心理カウンセリング学科では、資格取得のための実習を通して学生、教員、実習先の三者評価を行っており、特に実習先からの学生評価は、学外からの学修成果への評価として受け止めている。精神保健福祉士養成において、実習後の「実習報告会」は、実習先にも案内しており、実習指導者の参加も得ているほか、「実習指導者会議」も開催しており、学外からの学修成果への評価を受ける機会ともなっている。公認心理師養成においては、実習後の「実習報告会」を学修成果として捉え、学修成果の点検・評価に活用している。【資料 3-3-11 実習報告会資料(精神保健福祉士)】【資料 3-3-12 実習報告会資料(公認心理師)】

大学院では、修士及び博士論文の内容の発表会を実施し、大学院担当教員以外に案内して、学修成果の点検・評価の機会としている。

臨床心理学研究科では、毎年独自に修士課程修了生に対して教育課程に関する要望調査を行い、学修及び授業支援へ繋げている。令和2(2020)年を除き、毎年研修会を開催し、在学する大学院生のみならず、教員、修了生を含めた心理専門職としての技術向上を図り、実践力を高める研修の機会を設けて、学修指導の改善に繋げている。生涯学習学研究科では、修士論文は主査1名・副査2名の指導体制で進められ、研究科全体としての修士論文の進捗状況確認は、入学後1年次7月に行う題目発表会、2年次5月に開催する修士論文進捗状況報告会、2年次10月に開催する中間発表会、2年次2月に行う口頭試問及び最終発表会の場において行っている。主査・副査による個別指導に加え、複数回の学内発表会等の場を経ることで、修士論文内容の質を担保し、学修指導の改善に繋げている。生涯スポーツ学研究科では、指導教員と副指導教員(複数も可)による指導体制を組んでいる。毎年10月に実施している研究進捗報告会での題目発表及び中間発表におけるプレゼンテーションと討論・意見交換に加えて、教員からの学際的観点からの総論的及び専門的な質問に対する応答から、包括的な学修成果を教員全体で確認している。さらに修士の学位の条件としている全国的な学会における発表、博士の学位の条件としている国際学会での発表に際してのデータ解析・文献検索などの綿密な準備に対する評価を適宜行い、実際の発表と質疑応答、評価点・問題点についての議論を通して、各自の学修成果の質の向上を目

指している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では、令和5（2023）年度にアセスメント・ポリシーを策定した。しかし、アセスメント・ポリシーとしての項目が示された段階であり、個々の項目についての点検・評価を可能とする分析には至っていない。今後は学修指導の改善へフィードバックできるアセスメント・ポリシーの項目を用いた点検・評価を行う必要がある。

令和6（2024）年7月には、事務組織の改編により、これまで法人部門として設置していた企画室を廃止して大学事務局に総合政策推進室を設置することとしている。総合政策推進室の設置により、理事長及び学長によるガバナンス体制のもとで教学IR等を含む様々な取り組みを効果的に推進していくことで大学としての水準の維持・向上に努めていく。

【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神を踏まえ、教育目的を明確に定め、これを実現するために三つのポリシーを策定し、周知している。単位認定、卒業認定、修了認定については、基準を明確化し、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の保持のため、常に教育目的に沿った教育課程の編成を行っている。学科ごとにカリキュラムマップを作成し、学生に分かりやすく周知している。

建学の精神に基づく教育目的を達成するための教育課程を編成し、全学共通科目には基礎科目、教養科目や就業力養成科目を提供している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価には、各種のアンケート調査や外部のアセスメントテストを実施してその結果を活用している。

大学院の修士論文は、発表会として公表しており、適正な評価を受けている。

以上のことから、基準3.「教育課程」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、「学校法人北翔大学管理運営規程」（以下、「管理運営規程」）第 13 条（学長）において、学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督すると規定している。また、同条第 2 項において、学長は理事会が定める「北翔大学学長・北翔大学短期大学部学長選考規程」（以下、「学長選考規程」）により選任することを規定している。「管理運営規程」第 14 条（副学長）には、学長のリーダーシップを支える仕組みとして、大学及び短期大学に副学長を置くことができるとしており、副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを規定している。【資料 4-1-1 管理運営規程】

学長の選任にあたっては、「管理運営規程」第 13 条（学長）第 2 項において学長選考規程によるものと明記し、「学長選考規程」第 2 条（選考の方法）において、学長候補者選考委員会（委員会）が行うと規定している。委員会は、理事会選任の理事、運営企画会議選任の教育職員、理事会が選任する事務職員という構成で、経営・管理、教学及び事務組織の協働体制の組織として候補者の選考を行い理事会に上申することとしている。【資料 4-1-2 学長選考規程】

副学長は、学長の推薦により理事会の承認を経て、理事長が任命している。また、「北翔大学学部長規程」第 1 条（目的）において、学部長は、当該学部の所属事項を処理し、学長を補佐すると規定しており、学長が当該学部の意見を徴し、学長が任命すると定めている。大学院については、「北翔大学研究科長規程」第 1 条（目的）に、研究科長は、当該研究科の所属事項を処理し、学長を補佐すると規定しており、任命は当該研究科委員会の具申に基づき学長が任命することとしている。このように学長を補佐する副学長や学部長、研究科長の役割を規定することで学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。【資料 4-1-3 学部長規程】【資料 4-1-4 研究科長規程】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「北翔大学学則」（以下、「学則」）第 16 条に、学長が教授会を招集し、議長となることを規定しており、第 14 条（審議事項）第 1 項において、教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものと規定している。その他、運営に必要な事項は「北翔大学教授会規程」（以下、「教授会規程」）に定めている。また、教授会は、「教授会規程」第 11 条（合同教授会）にて短期大学教授会と

合同の教授会（合同教授会）を招集することができることを規定している。合同教授会の開催によって、短期大学を含めた全体としての意思決定を行っている。教授会は、「教授会規程」第3条（開催・招集）において、毎月1回の定例会と、臨時の2種を規定している。

【資料 4-1-5 教授会規程】

大学院についても、「北翔大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第8条（研究科委員会）に研究科委員会を、第13条に大学院委員会を規定しており、同第14条（大学院委員会の審議事項）に審議事項とともに、学長の求めに応じ、意見を述べるができることと規定している。研究科毎に研究科委員会を置き、研究科委員会は研究科長が招集し、「北翔大学研究科委員会規程」第5条（審議事項）について審議し、議事録を作成後、審議経過及び結果を学長に報告することを規定している。【資料 4-1-6 研究科委員会規程】【資料 4-1-7 大学院委員会規程】

教授会への議題は、教授会規程第5条（議題）に基づき、管理運営規程第31条第1項の別表の学内組織があらかじめ文書をもって学長に提出することとしている。大学院についても同様である。

教授会とは別に、「管理運営規程」第28条（運営企画会議）において、学長が教学運営に関して複数の組織・機関等の連携・調整等を必要とする事項について協議するために、運営企画会議を置いている。【資料 4-1-8 運営企画会議規程】運営企画会議は、「北翔大学運営企画会議規程」（以下、「運営企画会議規程」）第2条（会議の構成）に基づいて学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長（空席）、学科長、教育支援総合センター長、事務局長、事務局次長（空席）を構成員として開催し、学長が議長となって運営している。また、第4条（構成員以外の者の出席）では、学長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができることも規定しており、学長が教学運営に関して学内の組織・機関の意見等を調整するための組織となっている。現在の構成員以外の者の出席としては、「管理運営規程」第17条（大学及び短期大学の共通機関に関わる職制）にて規定される教育職員として、図書館長及び図書館副館長、各センター長及び副センター長、各オフィス長としており、事務及び技術職員として内部監査室、企画室、総務部、スポーツ支援室、図書館及びセンター・オフィス担当の事務職員となっている。

教育職員は、「管理運営規程」第7条（身分）で、教授・准教授・講師・助手と規定し、教授会の構成員は、助手を除く教育職員で学務を分掌する者と定めている。教育職員は、教授会の他に学部及び学科の会議の構成員でもある。学部長については、「北翔大学学部長規程」第4条（学部会議）において、学部長は定例的に、必要によっては臨時に学部会議を招集し、議長となることを規定している。学部会議は当該学部の属する学務事項について協議するとしている。学科長については、「北翔大学学科長規程」第4条（学科会議）において、学科長は定例的に、必要によっては臨時に学科会議を招集し、議長となることを規定して学科会議は当該学科に属する学務事項について協議するとしている。学部及び学科では、これらの会議を通じて、三つのポリシーに基づいた教育の質保証の検証及び改善の取組を行っている。【資料 4-1-9 学科長規程】この取組結果は事業報告書として学長が委員長となっている点検評価委員会へ提出されており、学長をトップとした教学マネジメント体制が確立できている。【資料 4-1-10 点検評価規程】

以上から、大学の意思決定及び教学マネジメントは、大学の使命・目的に沿って、適切

に行うことができていると判断している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務及び技術職員については、管理運営規程第 8 条に内部監査室長、事務局長、事務局次長、部長、副部長、課長、主幹・主査の職制を規定し、第 7 章においてそれぞれの職務を規定している。

事務組織としては、大学及び大学院、短期大学が一体となった編成を行っている。総務部総務課 (10)、総務部財務会計課 (6)、スポーツ支援室 (4) 教育支援総合センター 学習支援オフィス (16)、学生生活支援オフィス (5)、FD 支援オフィス (3)、図書館 (5)、地域連携センター (4)、保健センター (9)、教職センター (6)、アドミッションセンター (11)、キャリア支援センター (6) を置いている (() 内は事務職員の人数)。このほか、法人部門として内部監査室と企画室 (令和 6 (2024) 年 6 月まで) を設置している。事務組織各部門の職務は、「管理運営規程」第 30 条 (事務分掌) に基づき、事務分掌規程に定めている。【資料 4-1-11 組織図】【資料 4-1-12 事務職員所属一覧】【資料 4-1-13 事務分掌規程】

事務及び技術職員は、各センター等の規程に基づき、各課、センター、オフィスが所掌する事務及びセンターや委員会の業務支援を行っており、教職協働による教学マネジメント体制が機能している。各課、センター及びオフィスが所管する委員会には、教職協働の観点から、事務及び技術職員が委員として参加して分掌を担っており、それぞれの委員会の方針や施策の立案に参画している。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学における教学マネジメントは、各規程に基づき、学長のリーダーシップの下、全学的に意見集約を可能とするべく組織が構築され適切かつ機能的に働いている。大学運営において全学的な教学マネジメントの機能性を発揮できるように事務職員を配置し役割を配分している。また、管理運営規程第 31 条にある教学運営上の組織の長は学長が任命することとしており、副学長、学部長及び研究科長は学長を、学科長は学部長を補佐している。副学長及び学部長は常勤理事会へも出席し、教学運営上必要な事項に関する情報共有が行われることで、権限の分散及び責任の明確化を行っている。

減少が続く 18 歳人口の動態及び国の教育政策の進展等により地方の私立大学が直面する課題は多岐に及んでおり、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントのさらなる充実を図るため、情報の収集及び分析の機能を備えた組織が必要となっている。そのようなことから、法人並びに大学の円滑な運営・改善に向けて、IR 情報を収集・提供し政策推進を支援することを目的の一つとして、令和 6 (2024) 年 7 月から大学事務局に総合政策推進室を設置することとしている。今後は、学長と総合政策推進室が連携を密にしながら、情報やデータを共有し学長のリーダーシップにより教学や大学運営の課題改善に努めていくことで教学マネジメントの機能性をさらに高めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和 6 (2024) 年度の専任教員数は、生涯スポーツ学部が 41 人、教育文化学部が 52 人、大学院助手 1 人の合計 94 人で、大学設置基準を満たした編成を行っている。また、大学設置基準とは別に、教職課程・各種資格取得に係る要件を満たすよう教員を配置して学部・学科の目的、教育課程に即した人数を確保した配置を行っている。なお、大学院においては学部教育との連続性、専攻分野を考慮の上、臨床心理学研究科、生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科共に学部教員を兼任で配置している。【資料 4-2-1 専任教員所属一覧】【資料 4-2-2 教職専任教員一覧】

教員の採用・昇任については、「学校法人北翔大学 就業規則」「北翔大学大学院・北翔大学教育職員任用規程」（以下、「教員職員任用規程」）「北翔大学・北翔大学短期大学部 教育職員の任期に関する規程」「北翔大学特別任用教育職員に関する規程」「学校法人北翔大学 嘱託教育職員に関する規程」「北翔大学・北翔大学短期大学部 外国人教育職員任用基準」「北翔大学 教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づき行っている。

【資料 4-2-3 就業規則】【資料 4-2-4 教育職員任用規程】【資料 4-2-5 教育職員の任期に関する規程】【資料 4-2-6 特別任用教育職員に関する規程】【資料 4-2-7 嘱託教育職員に関する規程】【資料 4-2-8 外国人教育職員任用基準】【資料 4-2-9 教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ】

教員の採用は、「教育職員任用規程」第 14 条（新規任用候補者の選考）に基づき行っている。具体的には、毎年度初めに各学科が人事委員会に翌年度の教員編成計画を提出し、審議を経て学長が常勤理事会に上申する。その後、常勤理事会で教員編成計画を審議し、決定した事項は学長が学科に通知する。学科では公募要領に基づき公募を行い、提出書類をもとに採用候補者を選定して人事委員会へ付議する。採用候補者については、人事委員会で審議・承認された後に、模擬授業及び面接を行い、新規任用候補者として、再び人事委員会に付議する。人事委員会の承認を得た任用候補者は、学長が常勤理事会に上申し、審議を経て採用の可否は理事長が行うこととしている。また、本学では、各学部・学科の教育目的を達成するため設定した教育課程を実施するにあたって、担当する分野に造詣が深いだけでなく、担当分野によっては演習・実技にも高い専門性を持つ実務家教員の採用も行っている。

教員の昇任は、「教育職員任用規程」第 16 条（昇任に係る任用候補者の選考）に基づき行っている。具体的には、「北翔大学 教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づいた昇任に係る任用候補者について、学長は研究科長及び学部長に付託することができることとしており、学部長は、学部の選考委員会が推薦した任用候補者を、学長に報告し、学長が人事委員会に付議する。人事委員会での承認を経て、常勤理事会において審議の上、教育職員の昇任について理事長が決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、大学院及び大学の学則に基づき、「北翔大学 FD 規程」を定めて、大学、大学院の授業内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修を実施している。また、全教員の共通理解を図ることを目的として、障がい学生への支援などについては FD・SD 合同の研修会として行っている。教職員合同で研修を行うことで、教育研究、学生支援や大学運営に係る諸課題を教員と事務職員が共有し、教職協働で課題解決に取り組むことができている。【資料 4-2-10 FD 規程】

令和 5 (2023) 年度の FD・SD 研修会の実施状況は以下の通りである。

1	研修会名	初任者研修
	日 時	令和 5 年 4 月 26 日 (金) 13 : 10 ~ 14 : 40
	場 所	7 号棟 3 階 730 情報スタジオ
	参 加 者	新任教員 5 人
	研修内容	1. 本学の沿革と大学を取り巻く状況 (講師：教育支援総合センター長 松澤 衛教授) 2. 本学の教育課程と授業などについて (講師：学習支援オフィス長 新川 貴紀准教授) 3. 本学 FD 活動について (講師：教育支援総合センター長 松澤 衛教授)
2	研修会名	学修成果可視化とアセスメント・ポリシー策定にあたって
	日 時	令和 5 年 8 月 1 日 (火) 16 : 30 ~ 17 : 30
	場 所	3 号棟 3 階 332 教室
	参 加 者	教員 50 人 事務局 44 人 合計 94 人
	研修内容	1. 学修成果可視化が求められる背景 2. 他大学での学修成果可視化 3. アセスメント・ポリシー策定に向けて他 (進行：事務局総務部総務課)
3	研修会名	障がい学生支援に関する説明会
	日 時	令和 6 年 3 月 7 日 (木) 15 : 30 ~ 16 : 40
	場 所	1 号棟 3 階 135 教室
	参 加 者	教員 39 人 事務局 31 人 合計 70 人
	研修内容	次年度から合理的配慮が義務化されることを踏まえ、全教職員の合理的配慮及び障がい学生に関する内容についての共通認識を図ります (講師：障がい学生支援室 飯竹コーディネーター)。 ・障がいの社会モデル ・改正障害者差別解消法 (してはいけないこと、しなければならないこと) ・本学の取り組み状況及び課題 ・事例紹介

FD 活動の実施方針は、「北翔大学運営企画会議規程」第 5 条（協議事項）に FD の推進に関する事項を定めており、「FD 規程」第 3 条（FD 活動の実施方針）において、運営企画会議の審議事項 5 項目を定めている。

FD 諸活動の実施は活動実施方針に基づき、FD 支援オフィスが具体的な実施計画を企画・立案し、FD 支援委員会の議を経て、これを実施する（「FD 規程」第 4 条（FD 支援オフィス及び FD 支援委員会））こととしている。FD 活動の実施状況は、運営企画会議に報告され、可能な限り公表することを規定している。なお、FD 支援委員会は、各学科からの委員及び FD 支援オフィスの事務職員で構成しており、教職協働体制を整えている。【資料 4-2-11 FD 活動報告書、Web サイト（FD 活動）】

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任は、これまで人事委員会等によって組織的に行ってきたり今後も継続していく。大学 5 学科中 3 学科に教職課程を設置、他の 2 学科では国家資格取得に対応した教育課程を編成しており、教員の採用・昇任においては、大学設置基準を満たすと同時に教職課程及び国家資格取得に係る科目担当教員としての必要教員数の確保と教育研究業績の確認が必須である。こうした面から、今後は、中期的な教員編成方針を策定し、計画的に教員編成を進めていく。教育の質の保証や円滑な大学運営のため、教員の資質・能力の向上は不可欠であり、また、FD・SD 活動の一層の充実を図らなければならない。そのため、FD の実施方針を定める運営企画会議及び SD 会議の活性化に努めていく。同時に、採用後も教育活動や大学運営、社会活動等に対する適正な評価についても検討していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

SD 活動は、「学則」第 12 条（職員の職制及び職務）及び「大学院学則」第 41 条の 3（教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修）に定めている。これらに基づき、「北翔大学 SD 規程」を定め、組織的な研修に取り組むこととしている。「北翔大学 SD 規程」第 3 条（SD 会議）には、SD 活動を推進するための SD 会議について規定しており、学長、副学長、事務局長、事務局次長（空席）、総務部長、総務課長及びその他に必要と判断された職員によって組織している。なお、SD 活動に関する事務は、総務部総務課が所管し、教学組織と事務組織との連携を図っている。【資料 4-3-1 SD 規程】

職員の資質・能力向上のために、本学では学内外での研修を行っている。

令和 3（2021）年度の学内における研修の実施状況は、コロナ禍の影響により対面での研修会開催が難しい状況であったため、映像資料の視聴によるコンプライアンス研修を実施した。振り返りとして繰り返し視聴できるところは映像資料の利点と捉えている。また、

当年度は映像視聴に加えて理解度テストも併用し点数化することにより自己理解度を確認することができた。また、SD 研修についてもコロナ禍の影響により、対面での研修会開催が困難な状況であったため、研修形式を含めて実施について検討したが、在宅勤務の推奨やコロナ禍による対応などにより開催には至らなかった。

令和 4（2022）年度は、ブランディング・ディレクター及び関西の学校法人理事・事務局長を講師に迎え 100 年後にあり続ける大学を目指して「ブランド・伝える・継続する」、「組織としての統制・チーム力」、「鳥の目・虫の目・魚の目」をテーマに SD 研修会を実施した。

令和 5（2023）年度は、株式会社リアセックの社員を講師に迎え、学修成果可視化とアセスメント・ポリシーについての FD・SD 研修会を実施した。学修成果可視化が求められる背景、他大学での学修成果可視化の事例紹介、アセスメント・ポリシー策定に向けて詳細な説明があった。事例を交えた内容で、職員に改めて周知徹底することができた。【資料 4-3-2 学内研修会実施状況】

このほか、若手職員のキャリア形成支援の一つとして令和 3（2021）年度から学内インターンシップを開始、加えて令和 5（2023）年度は、「認証評価」、「大学設置基準の改正」「学校法人ガバナンス改革」、「北翔大学財務状況」について若手職員を主対象とした勉強会を開催した。【資料 4-3-3 学内インターンシップ及び勉強会実施状況】

学外の研修については、日本私立大学協会主催の部門別研修である大学経理部課長相当者研修会、大学教務部課長相当者研修会、学生生活指導主務者研修会、就職部課長相当者研修会にいずれも参加している。また、日本私立大学協会北海道支部が主催する職位に応じた階層別研修（初任者研修、中堅実務者研修、中堅指導者研修、課長相当者研修）にも参加している。【資料 4-3-4 学外研修会出席状況】

コロナ禍においては対面形式に替わりオンラインによる個別研修が増加したこともあり、ジェネリックスキル分野を中心に多くの職員が受講した。このオンライン研修は、現も学外研修機会の一つとして対面形式での研修と組み合わせながら取り入れている。その他、必要に応じて各部署に様々な分野の研修案内をし、職員の自主的な参加を募っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

「北翔大学 SD 規程」に基づき、学内 SD 研修会を実施しているが、研修実施期間の確保、研修計画の策定、学内研修と学外研修の系統づけなどの検討が必要である。また、職員の資質・能力の向上、他部署との連携、柔軟な協力体制の構築、職員育成プログラム策定の検討や「目標管理制度」などを用いた評価制度導入の検討、職員の資格取得の支援体制づくり等、職員のキャリア形成支援についても検討していく必要がある。経営と教学、事務局が一体となって大学運営、教学運営を進めていくために、第 4 期中期計画とともに策定した行動指針（北翔大学 10 の約束）を毎年度の中期計画進捗管理に合わせて確認し、本法人職員としての意識の共有に努めていきたい。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究環境については、個人研究室の他に学部ごとに設置する共同研究室、また、大学に付設する 2 つの研究施設（北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究所）に、共同研究環境の整備、設備・備品の配置及び職員配置による支援を行っている。【資料 4-4-1 北方圏学術情報センター規程】【資料 4-4-2 北方圏生涯スポーツ研究所規程】

研究成果については、学部の紀要や 2 つの研究施設で発行している年報等で公表している。また、北方圏学術情報センターにおいては毎年市民講座を開催し、地域住民をはじめ関係機関へ積極的に研究成果を発表する機会を確保しているほか、関係学会での発表等も推奨している。北方圏生涯スポーツ研究所では、研究成果を基礎とした「体力づくりや健康増進のプログラム」として北海道各地において実践活動を行い、直接的な成果発表の機会となっている。このプログラムは、地域住民からの評価も高い。【資料 4-4-3 北方圏学術情報センター年報】【資料 4-4-4 北方圏学術情報センター市民講座、成果報告会資料】
【資料 4-4-5 北方圏生涯スポーツ研究所年報】【資料 4-4-6 北方圏生涯スポーツ研究所成果報告会資料】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については「北翔大学大学院・北翔大学・北翔大学短期大学部 研究倫理規程」に必要事項を定めている。加えて「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）、並びに公正な研究活動の推進に向けた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に基づき、その資金の使用及び管理を適切に行うことを目的として、平成 26（2014）年に公的研究資金等取扱規程を制定し、公的研究資金の運営管理体制の強化に伴う改正、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに係る改正を行い研究倫理確立に取り組んできた。

学内の教員に対しては、前述のガイドラインの内容を理解したうえで、研究活動における不正行為を行わないこと、不正行為を行った場合は責任を負いその損害を賠償すること、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことがないように行動することを誓約する「誓約書」の提出を義務付けている。また、全教員、2 つの研究施設の研究員（学外研究員を含む）、大学院生及び役員、事務担当者に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」の受講を義務付け、修了証書の提出を求めている。なお、科学研究費等競争的資金への応募については、同コースの修了証書提出を応募の必須条件としている。

学内におけるコンプライアンス教育は、年 1 回以上実施することを「北翔大学公的研究資金等取扱規程」に定めている。令和 2（2020）年度以降はコロナ禍による 3 密を避けること及び受講者の学習機会の拡充のため、外部の専門講師による研究倫理や研究活動における不正防止の研修会をオンデマンド方式で実施している。公的研究資金の運営・管理に

関わるすべての構成員の参加が義務付けられているが、不正防止対策の理解や意識を高めるため、事務職員及び大学院生にも受講を促している。また、内部監査でも適正な研究活動、研究費の執行を確認している。【資料 4-4-7 公的研究資金等取扱規程】【資料 4-4-8 研究倫理・コンプライアンス研修会資料】

科学研究費をはじめとする競争的資金の情報については、総務課に担当の事務職員を配置し対象者に適宜メールを配信するほか、グループウェアに掲載することで周知徹底を図っている。また、科学研究費等競争的資金への応募に伴う事務担当者の業務としては、事務的な処理を行うだけでなく、研修等で得た知見を教員に提供することで採択率の向上に寄与しており、令和 5（2023）年度の科学研究費助成事業の配分額は 13 件 19,110 千円を獲得した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分では、助手を含む教員全員に個人研究費を支給し、また、大学付設の研究機関である「北方圏学術情報センター」及び「北方圏生涯スポーツ研究所」にも研究費を配分し、外部資金獲得も視野に入れた研究活動を推奨・促進している。「北翔大学特別研究費規程」を定めているが、多くの教員が 2 つの研究施設のいずれかに所属していることもあり、現在募集を休止している。第 4 期中期計画を推進していく中で改めて共同研究や特別研究費について検討していく。【資料 4-4-9 第 4 期中期計画】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費助成事業の応募件数は例年 15～20 件前後であるが、「若手研究」において 39 歳以下の博士号未取得者の応募を認める経過措置が令和 2（2020）年度公募をもって終了したことから、40 歳未満の若手研究者の応募数が減少している。一度「基盤研究（S・A・B・C）」に採択された者は「若手研究」への応募を認められないことから個人の学位取得計画による判断とはなるが、博士号を取得していない若手研究者へも基盤研究（C）への応募を積極的に勧めていきたい。

様々な研究活動の取り組みが増えつつある中で、更なる研究活動の活性化を図るため、研究費の傾斜配分、学内共同研究や学内教員間の専門領域を超えた研究分野のマッチングサポート等、研究活動促進に向けた取り組みを継続検討課題としている。また、第 4 期中期計画には学生と教員の協働による研究や教員の共同研究の推進を計画項目として定めており、総務課を所管部署として検討を開始する予定である。

【基準 4 の自己評価】

大学の意思決定については、学長が「校務をつかさどり、所属職員を統督する」ことを「管理運営規程」で規定し、その意思決定に際しては、「教授会規程」、「北翔大学大学院委員会規程」及び「運営企画会議規程」において、それぞれ規定している。これらの規定に基づいて、学長が教学マネジメントにおける適切なりーダーシップを発揮して運営している。

教員は、大学設置基準数を充足し、各種免許・資格取得要件等に必要な教員を適切に配置している。教員の採用・昇任については、「教育職員任用規程」「北翔大学教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ」に基づいて基準の審査等を行い、人事委員会の議を

経て学長が常勤理事会に提案し、審議を経て理事長が決定している。また、「FD 規程」に基づき FD 活動を通じて授業内容や教授法の改善に取り組んでいる。

事務職員の採用、昇任については、理事長、学長及び事務局長を中心に毎年度方針を定め、常勤理事会審議を経て理事長が決定している。職員としての資質向上に係る SD 活動については、「北翔大学 SD 規程」に基づき、日本私立大学協会をはじめとする関係団体や様々な機関の研修参加に加えて本学独自の研修も実施し、その資質・能力の向上に努めている。FD 活動、SD 活動ともに教職協働体制で実施している。

研究支援では、個人研究及び共同研究に施設と資源を配分して支援しているほか、研究倫理の醸成及び外部資金獲得のための規程を整備し支援を行っている。

以上のことから、基準 4. 「教員・職員」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、「学校法人北翔大学寄附行為」（以下、「寄附行為」）第 3 条にその目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、大学並びに短期大学の教育を行うこと」と規定し、法人の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守して、同法の趣旨に沿って堅実に運営している。また、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制を構築するとともに諸規程を整備して社会の要請に応えうる経営を行っている。これらの状況は法人情報として本学 Web サイトを通じて広く公表している。【資料 5-1-1 寄附行為】【資料 5-1-2 Web サイト（法人情報）】

なお、平成 31（2019）年 4 月に北海道ドレスメーカー学院の設置者を変更して本法人から分離し、本法人は「学校法人北翔大学」と名称を改め、以降、北翔大学と北翔大学短期大学の 2 つの設置校で教育研究活動を展開している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、「寄附行為」第 16 条に規定する最高意思決定機関である「理事会」を年 6 回（5 月 2 回、7 月、9 月、12 月、翌年 3 月）開催するとともに、理事会の委任を受けた事項を協議決定する「常勤理事会」を月 1 回開催し、法人の円滑な意思決定及び運営に努めている。また、理事会の諮問機関として「評議員会」を置き、寄附行為第 22 条に定める諮問事項である予算や事業計画、中期計画等の重要事項について、あらかじめ理事長が、十分な情報開示と説明を行った上で意見を求めている。【資料 5-1-3 理事会、評議員会開催状況】

理事会は、使命・目的の実現への継続努力として、第 3 次中期計画を引き継ぎながら「教育・研究」「学生支援」「管理・運営」「地域連携」を重点項目として第 4 期中期計画（令和 3 年（2021）年度から令和 7 年（2025）年度）を策定した。毎年度取り組み状況を確認しながら進捗管理を行うとともに理事会報告等を行い、意見を踏まえてさらに取り組みを進めており、PDCA サイクルを機能させている。【資料 5-1-4 第 4 期中期計画】

教育組織については、教育組織編成や定員、教育内容の改善・見直しとその具現化に取り組んでいる。令和 3（2021）年度、生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（修士課程）の更なる教育研究の深化、向上を目指して同専攻の博士後期課程を開設した。学部では、令和 4（2022）年度入学生から生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の入学定員増と健康福祉学科の入学定員減を行い、大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻については令和 4（2022）年度から募集を停止し、在籍学生の修了により令和 5（2023）年 3 月をもって

廃止した。令和 6（2024）年度から研究科名称を臨床心理学研究科に改め、臨床心理学専攻 1 専攻で教育研究活動を展開している。なお、短期大学部ライフデザイン学科についても令和 5（2023）年度入学生から募集を停止している。【資料 5-1-5 組織図】

さらに、令和 4（2022）年度には、新たに理事長を委員長とする「新しい教育組織検討委員会」を設置し、これまで運営企画会議で検討してきたアイデアをもとに 3 つの検討部会で新たな教育組織編成や教育内容の改善・見直しについて検討を開始した。

このように理事会、常勤理事会及び評議員会を規定に沿って定期的を開催して審議を行い、中期計画の推進や適切な管理運営、教育研究活動や組織等の改善に努めながら変化に対応した質の高い教育を提供することで本法人及び本学の使命・目的の実現に向けて取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境面については、学生の学修や就業環境の整備として、キャンパス内の植栽や芝生の維持管理、冬季の除排雪等の環境保全や校舎内外の照明の段階的 LED 化、冷房設備の設置などの取り組みを継続している。また、室温調整も喚起し LED 化と併せて省エネ対策にも取り組んでいる。

喫煙については、校舎内全面禁煙としていたが、令和 2（2020）年 3 月からはコロナ禍でもあり、1 カ所あった屋外喫煙所を閉鎖して事実上のキャンパス内全面禁煙状態となっていた。令和 5（2023）年 5 月からは改めてキャンパス内の全面禁煙を決定した。

平成 21（2009）年に安全衛生管理について必要な事項を定めた「北翔大学安全衛生管理規程」を制定し、学長を委員長とする月 1 回の安全衛生委員会を通して学内の安全衛生環境の確認整備を行うとともに職場の労働災害及び健康障がい防止に努める他、教職員全員を対象としたストレスチェックを実施するなど教職員の安全及び心身の健康の保持増進に努めている。【資料 5-1-6 安全衛生管理規程】

人権への配慮の面では、「学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を制定し、役員、全教職員を対象とした研修も行っている。【資料 5-1-7 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程】障がい者への配慮として、平成 28（2016）年度より障がい学生支援室を設置し、コーディネーター 1 人と事務職員の合計 3 人で運営している。実技科目を含めたノートテイク・PC テイクをはじめ修学や進路に関する相談にも広く対応し、必要に応じて保護者や医療機関等とも連携して対応している。また、保健センターや学生相談室と連携・情報共有を行いながら心身のケアと修学環境の調整にあたっている。令和 6（2024）年 4 月から、合理的配慮が義務化になることから、直前の 3 月 7 日（木）に本学では合理的配慮と障がい学生支援に関する内容について全教職員が共通認識をもてるよう、FD・SD 合同研修として障がい学生支援に関する説明会を実施した。参加者は、教員、職員併せて 70 人であった。【資料 5-1-8 保健センター規程】【資料 5-1-9 学生相談室規程】【資料 5-1-10 障がい学生支援室規程】

防災対策としては、東日本大震災を教訓とし、学生や教職員に被害が及ぶ怖れのある様々な危機を未然に防止するとともに発生した場合には被害を最小限に止めることを目的とする「危機管理基本マニュアル」を平成 24（2012）年度に策定・施行し、平成 30（2018）

年の北海道胆振東部地震でのブラックアウトを含む被害状況を踏まえて、令和 5 (2023) 年度に改訂した。防災・避難訓練は江別消防署の指導を得て、エリアを限定し学生、教員、職員混成で年 1 回実施している。また、避難経路図面を学生便覧に掲載するとともに全教室に掲示している。【資料 5-1-11 危機管理基本マニュアル】

安全への配慮として、平成 25 (2013) 年度に 2 号棟の建て替えを行い、平成 28 (2016) 年度と平成 30 (2018) 年度の 2 期にわたる改修工事により全ての校舎の耐震対策を完了した。

令和 2 (2020) 年度からは新型コロナウイルスへの対応から、学位記授与式や入学式等の式典や行事の中止や休校、多くの取り組みや活動での開始時期の繰り下げや中止、あるいは計画変更になるなど教育研究、学生生活、地域貢献や運営等の様々な場面で大きな影響がでた。そのような状況において、学内の消毒や消毒液、アクリル板の設置、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用の徹底などの感染防止対策を同窓会の支援も受けながら継続してきた。また、学生への PC 等の機器や通信環境整備への支援を行ってオンライン授業の実施を行ったほか、教室での上限人数の設定による対面授業の再開や徹底した安全対策を講じたうえで課外活動の承認など学修機会の確保に努め、学生生活の支援を続けてきた。なお、令和 5 (2023) 年度からは、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類へ移行されたことにともない、対面授業を中心とした教育活動を展開している。

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 19 (2007) 年度に大学名称の変更に合わせて「教育理念」を再構築し、平成 29 (2017) 年度には併設短期大学を含めた大学の「建学の精神」を改めて検討し、今日的定義を定めた。こうした活動も踏まえて、令和 3 (2021) 年 3 月に第 4 期中期計画 (2021~2025 年度) を策定した。第 4 期中期計画は、「教育・研究」「学生支援」「管理・運営」「地域連携」を 4 つの重点項目としており、ヒアリングや進捗状況報告書を通じて企画室が年度ごとに取組状況を理事会に報告している。理事会は、その報告を確認し検証、審議を行いながら計画の実現に向けた取り組みを継続的に実施している。令和 6 (2024) 年度には計画の 4 年目に入ることから、第 4 期中期計画の点検と総括を行い、新たに第 5 期の中長期的な計画の検討に入っていく。

環境面では、キャンパス内の LED 化を進めることや植栽、芝の保全、計画的な冷暖房の稼働によるエネルギー、CO₂ の削減に継続的に取り組んでいく。また、現状の危機管理マニュアルを効果的に稼働する実施マニュアルの検討や学生の学修環境整備の推進、教室等の教育研究環境の美化整備も計画的に進めていく。

安全への配慮では、現在、一部の参加にとどまっている学生や教員がより多く参加する避難訓練の実施について検討していく。

また、「新しい教育組織検討委員会」のもと、教育組織や教育体制について教職協働で検討を進めており、今後はワーキンググループ (作業部会) を設置し、より具体的な検討を進めていくことにしている。学生の学修環境の整備・美化については、令和 5 (2023) 年度からの 3 年計画に従い、計画的に取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人北翔大学管理運営規程」（以下、「管理運営規程」）に則り理事会及び評議員会を開催している。理事会は、毎年度6回（5月2回、7月、9月、12月、翌年3月）開催し、法人の業務を決定するとともに理事の職務執行を監督している。評議員会は、毎年4回（5月、9月、12月、翌年3月）開催し、理事長が「寄附行為」第22条に定める諮問事項について、あらかじめ十分な情報開示と説明を行い評議員会の意見を聞いたうえで理事会において決定している。また、理事会については、文部科学省高等教育局私学部私学行政課長からの通達（令和3（2021）年6月25日付）を受け、令和3（2021）年12月開催の理事会から Web 会議システムによる出席を可能とし、役員の出席を確保しやすくして理事一人ひとりの意思表示を徹底しており、適切な運営に努めている。【資料 5-2-1 管理運営規程】【資料 5-2-2 理事会、評議員会開催状況】

また、「寄附行為」第18条及び理事会規程に基づき常勤理事会（構成員は、理事長、専務理事、常勤の学内理事3人の計5人）を設置し、理事会から委任を受けた事項を審議決定し迅速・円滑な法人運営に努めている。【資料 5-2-3 常勤理事会規程】

さらに、非公式ではあるが理事長が学内理事懇談会（構成員は、常勤理事会と同じ5人）を適宜召集し、法人及び大学・短期大学部に関する事案対応、新たな取り組みの効果や方向性などについて協議を重ね課題や問題点の共有、合意形成を図っている。

法人の管理運営に関わる役員（理事・監事）と評議員の選任に関しては、「寄附行為」第5条及び第20条に、理事9人、監事2人～3人、評議員19人～20人と規定し、理事の中から理事長、専務理事を選任している。理事の構成にあっては、学長1人の他、評議員会選任2人、学識経験者1人、理事会選任5人となっており、評議員会選任の2人と学識経験者1人、理事会選任の5人を合わせた8人中2人以上を法人職員以外から選任することとしており、現在は4人が法人職員以外の理事となっている。監事2人は何れも学外の有識者から選任している。【資料 5-2-4 寄附行為】

理事、監事及び評議員は幅広い分野の識者から選任しており、その構成及び役割は適正である。教学及び運営に係る役職者の権限も明確にしており、戦略的に意思決定ができる体制は整備できている。また、学長の選考については学長選考規程に定めており、規程に則って学長候補者選考委員会からの報告を受け理事会が決定し理事長が任命している。【資料 5-2-5 学長選考規程】

また、理事長のリーダーシップのもと業務を効率的・効果的に推進するため、私立大学協会や私立大学協会北海道支部等が主催する研修会へは職員を積極的に派遣している。その他、学内実施のFD・SD研修会も令和4（2022）年度、令和5（2022）年度ともそれぞれ3回開催している他、若手職員を対象に、所属部署以外の部署を経験する学内インターンシップを実施する等教職員の育成、資質・能力の向上に努めている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会及び常勤理事会は、関係法令及び省令等を遵守し、理事長のリーダーシップのもと

と、ガバナンス強化に向け各種規程や組織の見直し点検、教職員の資質・能力の向上に努めて第4期中期計画を策定し、着実に取り組みを進めている。今後とも、法人や大学としての意思決定が迅速にできるよう、事務局の再編や教職員の資質・能力の向上の効果的な方法や事務職員の採用・昇任に関する規程の制定を併せて検討していく。

なお、役員の職務・役割と責任を明確にし、Webサイトで公表しており、今後も、私立学校法改正の趣旨を踏まえて情報公開に努め学校法人としての社会的責務を果たしていく。また、「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」や「寄附行為」及び関係法令等を遵守しながら本学の自主性・自律性を生かし、建学の精神の具現化に努めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」を令和2（2020）年3月13日から施行し、理事の責務・役割、監事の責務・選任・監査基準・監事業務を支援するための体制整備について明示するとともにホームページに公表している。【資料5-3-1 ガバナンス・コード、Webサイト（本学について）】

「寄附行為」「理事会規程」及び「常勤理事会規程」の定めに基づき、重要事項は理事会で審議決定しているが、「理事会規程」第9条に定める委任事項について「常勤理事会」を原則月1回開催し、審議決定し、円滑な運営に努めている。常勤理事会の構成員は、理事長、専務理事、学長、教員理事、事務局長の5人で、管理部門と教学部門での意思疎通、連携は図られている。また、学内理事懇談会（構成員は常勤理事会と同じ）を適宜開催し、経営、教学及び事務局の相互の連携・情報の共有、諸課題の合意形成に努めている。【資料5-3-2 寄附行為】【資料5-3-3 理事会規程】【資料5-3-4 常勤理事会規程】

大学・短大部共通の事項について協議する機関として平成26（2014）年度に学長が設置した「運営企画会議」は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長（空席）、学科長、教育支援総合センター長、事務局長、事務局次長（空席）で構成している。この運営企画会議は、教育研究と教学に関する重要事項の協議や各部門の長からの報告を通して教学の方向性を全学的視野から確認・調整し学長の教学運営上の意思決定を補佐する機関として副学長とともに重要な役割を果たしている。また、理事会や常勤理事会における管理運営上の決定事項や審議状況を報告として行うことで、経営と教学両者の情報共有を図っているほか、この会議で議論された教学部門の意向や要望は、必要に応じて学長から常勤理事会・理事会に諮られている。【資料5-3-5 運営企画会議規程】

監事の選任は、「寄附行為」第7条の規定に従い、理事長が選任している。監事は、「寄附行為」第15条の規定に従い、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行うため、すべての理事会、評議員会に出席して業務や財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査するとともに意見を述べている。また、内部監査室か

ら内部監査の都度その報告を受け、学内の必要な情報を十分に得た上で、毎会計年度終了後 2 月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。令和 5 (2023) 年度には、授業を視察の上、担当教員と意見交換をするなど教学監査についても実施した。監査法人との関係では、必要に応じて情報交換をしているほか、期末監査の最終日には、毎年、監事、監査法人及び内部監査室長の 3 者による意見交換会を実施し、連携を図っている。【資料 5-3-6 監事監査計画書】【資料 5-3-7 計算書類 (監査報告書綴込み)】

評議員の定数については、寄附行為第 20 条第 2 項に「評議員会は 19 人以上 20 人以下の評議員を持って組織する」と規定し、現在、理事定数 (現在 9 人) の 2 倍を超える 19 人の評議員をもって組織している。また、評議員の選任については、寄附行為第 24 条に「この法人職員のうちから理事会において選任された者 5 人」「この法人の設置する学校を卒業した者で 25 才以上のもののうちから、理事会において選任された者 5 人」「学識経験者のうちから理事会において選任された者 1 人」「その他理事会において適任と認め選任された者 8 人~9 人」と規定している。なお、法人職員から選任される者のうち内部監査室から 1 人を含めることが定められている他、設置校卒業生及びその他理事会において適任と認め選任する評議員のうち、本法人職員以外のものを過半数選任することを努力義務として規定しており、現在はこの 2 つの選任区分の評議員数 13 人中 11 人が本法人職員以外の構成となっており、広く多様な視点からの意見を徴することができる。

評議員会は、寄附行為第 20 条に「重要な業務を理事会が決するに当たり、妥当性があり、関係者の理解が得られるか否かを確認すること」を目的と定め、5 月、9 月、12 月及び翌年 3 月と年 4 回開催している。理事長は、私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 22 条に定める 10 項目の事項についてあらかじめ評議員会に十分な情報開示と説明を行い、意見を求めている。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

18 歳人口の減少とともに教育の質的転換が進み、大学を取り巻く厳しい環境・情勢が続いていく中、設置する学部・学科、研究科等での入学定員の充足や教育の質保証、学生支援の強化のほか、内部質保証や学修成果の可視化への対応は必須で喫緊の課題であり、理事長及び学長のリーダーシップの下、これまで以上に学内体制の整備を進め経営と教学及び事務職員が協働・一体となって解決に取り組んでいく。

今後、大学全体の将来構想として、経営と教学双方の共通認識のもとで上述のような課題に迅速・的確に対応していくため、教学組織や事務組織の見直しのほか、教室等の再配置などを積極的に進めていく。また、私立学校法の一部改正による理事、監事、評議員の選任手続の大幅な見直し、内部統制の義務化や評議員会のチェック機能を高める趣旨を踏まえ、現在、寄附行為の改正について検討を進めており、令和 6 (2024) 年秋を目途に変更認可申請を予定している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 28 (2016) 年度以降の 5 年計画として策定した第 3 次中期計画及び令和 3 (2021) 年度以降の 5 年計画として策定した第 4 次中期計画に基づき、毎年度課題の取組状況や成果の検証を行っている。また、毎年度事業方針及び予算編成方針を示して、各部門の具体的な事業計画の策定及び予算編成にあたり、計画の確実な履行に努めており、適切な財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体における基本金組入前当年度収支差額については、令和元 (2019) 年度に北海道ドレスメーカー学院の法人分離によりマイナスを示したほかは、平成 27 (2015) 年度からプラスとなっており、経営的には安定を保っている状況である。【資料 5-4-1 計算書類（監査報告書綴込み）】

財務基盤の強化のため特定資産の増額を進めている。平成 30 (2018) 年度に退職給与引当特定資産に新たに 1 億円を組み入れたほか、令和 4 (2022) 年度には、今後の施設設備の整備及びそれらを拡充する際に必要な資金の一部に充当可能な財源として新たな特定資産「施設・設備等整備拡充引当特定資産」を創設して 5 億円を組み入れ、令和 5 (2023) 年度にはさらに 3 億円増額して合計 8 億円とした。特定資産構成比率は令和 5 (2023) 年度には 11.5%を示し、令和元 (2019) 年度の 6.9%と比して増加している。

令和 2 (2020) 年度には「学校法人北翔大学資金運用規程」を改正して運用対象となる債券の格付等運用基準の明確化及び管理体制強化を図り、規定に則った資金運用により、元本確保型債券への運用割合を高めた。令和 5 (2023) 年度末までに特定資産の半分以上を従前の定期預金から元本確保型債券での運用に移行し、受取利息収入の増加を図っている。【資料 5-4-2 資金運用規程】

収入面では主たる収入を学生生徒等納付金が占めており、令和 5 (2023) 年度は補助金比率 13.0%、寄附金比率 0.2%、学生生徒等納付金比率 81.2%であった。財務基盤の確立には学生数の確保が欠かせないが、平成 28 (2016) 年度以降大学では入学定員を充足しており、安定した収入が保たれている。

支出構成については、法人全体では令和 4 (2022) 年度から、大学単体では令和 2 (2020) 年度から人件費比率 50%程度の適正水準となっている。教育研究経費比率は法人全体では 35%前後で推移しているが、令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止対策費や通信環境整備費等の支出により若干上昇した。経常収支差額比率は、法人全体では令和元 (2019) 年度に -7.5%を示したが、これは前述のとおり専修学校の法人分離に伴う資金移動による管理経費（寄付金支出）の増加が原因であって、大学単体で見れば令和元 (2019) 年度 6.0%から令和 5 (2023) 年度 11.1%へと改善しており、収支のバランスを保つことができている。【資料 5-4-3 財務比率表（経年）】

また、負債比率は外部負債の計画的返済により順調に減少し、一方内部留保資産比率は

上昇しており、安定した財務基盤を確立できている。

第4期中期計画の重点項目である「科学研究費・外部資金の獲得」については、事務局のサポートのもと全学で外部資金の獲得に努めており、科学研究費は、令和5（2023）年度申請20件、採択4件11,570千円（採択率20.0%）であり、過去5年の平均採択率は18.7%であった。また、包括連携協定に基づく江別市からの研究資金は、令和3（2021）年度に3件・638千円、令和4（2022）年度に3件・540千円、令和5（2023）年度に5件・830千円採択されており、北海道内他自治体の包括連携協定に基づく派遣業務や業務委託、各団体からの教育研究奨励寄付金も継続して受けている。北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究所では積極的に研究に取り組み、平成29（2017）年度に日本体力医学会学会賞、令和元（2019）年度に同学会国際学術交流奨励賞、令和2（2020）年度には心不全の治療に関する研究で北海道科学技術奨励賞を受賞するなどの成果を上げている。

【資料5-4-4 外部資金獲得状況一覧】

寄付金については、平成21（2009）年6月に所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益法人の証明書の交付を受け、寄付金募集を行っているが、女子短期大学であったという沿革も背景にあり、同窓会からの寄付（現物寄付を含む）以外の個別同窓生からの寄付は多くはない現状にある。令和4（2022）年度に江別市ふるさと納税の寄付先に本学を含む市内の高等学校及び大学が追加され、納められた寄付額の一部が教育環境充実のための補助金として翌年度に交付される制度が開始し、令和4（2022）年度のふるさと納税分として令和5（2023）年度に173千円の寄付を受けた。寄付金の取扱いについては、令和5（2023）年度に規定を定め行っている。【資料5-4-5 Webサイト（江別市ふるさと納税紹介ページ）】【資料5-4-6 寄付金取扱いに関する規程】

また、平成30（2018）年度は私立大学等研究設備整備費補助金97,000千円を活用して校舎耐震改修工事を行い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2（2020）年度は私立学校情報機器整備費補助金1,370千円を遠隔授業環境整備に充当した。加えて令和2（2020）年度と令和4（2022）年度には日本学生支援機構助成金により学生に食事利用券を配布（1人千円）するなど、外部資金を活用して教育環境の整備や学生支援の一層の充実を図っている。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

第4期中期計画を推進し、更なる財務基盤の強化のため3つの具体的計画を実施細目とともに定めている。1つ目は、翌年度繰越収支差額の支出超過増加を抑えるため、各部門の運営改革・業務改善を促して効果的な予算編成を行い、収支の健全化を図ることである。2つ目は、施設設備の整備拡充や退職金確保のため、目的や金額を検証して計画的に特定資産を準備することであり、令和4（2022）年度には「施設・設備等整備拡充引当特定資産」を創設した。今後も特定資産の充実を図る。さらに、3つ目は、学生生徒等納付金以外の収入確保のため資産の有効な運用に取り組むことであり、安全性を担保しながら受取利息収入の増加を図る。

今後とも、常勤理事会を中心に予算管理委員会とともに計画に基づいて適正な財務運営に努め、収支の状況や特定資産の準備状況、資産運用による収入の増加等の状況を検証し、

理事会に報告するとともに今後も安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を図っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、「学校法人北翔大学経理規程」「学校法人北翔大学予算管理規程」「学校法人北翔大学固定資産及び物品管理規程」、その他の関連学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守し適正に行っている。【資料 5-5-1 経理規程】【資料 5-5-2 予算管理規程】【資料 5-5-3 物品管理規程】

予算編成については、毎年 9 月上旬の常勤理事会が提示する事業方針及び予算編成方針に基づいて部門別に予算配賦額を示し、各部門から予算要求書の提出を受ける。新規事業や施設設備に関する予算要求には別途所定様式の提出を受けることとし、通常経費と区別している。予算管理委員会で要求書を取りまとめた後、ヒアリングを通して検討を行い、各部門の支出を積み上げて最終予算案を編成し、3 月の理事会審議を経て確定する。入学生数確定後に学生生徒等納付金等収入を中心に補正を行い、5 月の評議員会及び理事会に諮り補正予算案が確定する。また、必要に応じて年度途中で補正予算を編成しており、予算の厳守と適正な支出及びその管理に努めている。予算の執行は決裁委任基準による決裁に基づき実行され、決裁後に総務部財務会計課で会計処理を行っている。

予算執行、会計処理業務の流れは以下のとおりである。

- (1) 「予算管理規程」に則り、各部門（予算管理単位）から支払書、納品書、請求書、領収書及び稟議書（写）（予算管理責任者の決裁権限を超える場合）が財務会計課に提出される。
- (2) 財務会計課で証拠書類を確認し、会計担当部署責任者の決裁印を受けた後、支払処理を行う。会計伝票の作成は、支払処理後に財務会計課で行う。執行状況については、予算管理委員会が中間期及び決算期に予算執行状況調査を実施し、把握、管理している。

なお、月次計算書は毎月作成し、経理責任者である事務局長を経て常勤の理事、専務理事、理事長に報告を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事、監査法人及び内部監査室による三様監査の体制を構築し厳正に実施しており、資産及び資金は適切な会計処理により安全かつ適正に管理している。

監査法人による会計検査は、年度途中の期中監査 3 回、現預金実査 1 回、期末監査 1 回実施されている。概ね 6 人の公認会計士により、年間 13 日（469 時間）に渡って法人全体の財務状況について学校法人会計基準や各種法令、税制等に照らし、その妥当性の確認を

中心に監査を行っている。監査法人による会計監査の都度、専務理事、内部監査室長、事務局長、総務部長、財務会計課長、財務会計課担当職員出席のもと、講評を受けている。

【資料 5-5-4 監査法人監査計画書】

監事が行う学校法人の業務状況調査については、全ての評議員会及び理事会に監事が出席することにより、また、期末の監事監査時の理事長、専務理事との意見交換で行っている他、必要に応じて随時内部監査室等から情報を得て行っている。なお、期末の監査法人監査の際には、監査法人と内部監査室長との3者による意見交換の場を設けている。

内部監査室による監査では、内部統制の観点から財務会計処理の適正な執行を検証している。【資料 5-5-5 監事監査計画】【資料 5-5-6 計算書類（監査報告書綴込み）】【資料 5-5-7 内部監査計画書】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

改正法令の理解や適正な会計処理体制の維持を目的に、会計担当の事務職員対象の業務研修体制を強化し、会計処理の精度向上を図る。また、会計業務のフロー作成を通して円滑な業務遂行や業務改善に繋げていく。

監事、監査法人、内部監査室による三様監査のさらなる充実により、監事を中心とした相互連携体制及び厳正な監査体制を維持していく。

【基準 5 の自己評価】

本法人は、自ら定めた「学校法人北翔大学ガバナンス・コード」と「寄附行為」に基づき、教育基本法及び学校教育法を遵守して堅実に運営しており、経営の規律を維持している。令和 3（2021）年度には第 4 期中期計画を策定し、その後、毎年、取組状況を確認・検証しながら PDCA サイクルを確立させ、毎年度の事業計画を誠実に履行している。

ガバナンスの面では、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守し適切に管理・運営しており、監事監査、監査法人監査及び内部監査による三様監査体制を整えている。令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の私立学校法の一部改正により、理事、監事、評議員の選任手続の大幅な見直しや内部統制の義務化、評議員会のチェック機能が強化されることから、本学の寄附行為の改正についてもその趣旨を踏まえた検討を進めている。今後、理事会及び評議員会の執行と監視・監督といったそれぞれの役割をより明確にして権限の分配を整理し、協働と相互牽制により、それぞれが適切に機能するように体制を整えていく予定である。

環境保全の面では、キャンパス内の植栽の管理整備やキャンパス内照明の LED への移行、冷暖房の調整（夏季 28 度、冬季 20 度）の励行・管理等により CO2 の削減に努めている。

学生及び教職員の人権にかかわる事項については、キャンパス・ハラスメント関係規程の整備や委員会の設置、研修会の実施等により防止や意識啓発に努めている。

安全への配慮では、平成 30（2018）年度に全ての校舎の耐震改修工事を終えており、今後とも、施設設備については安全を第一に計画的に整備を進めていくほか、学生の学修環境の向上のための施設整備については積極的に進めていく。

理事会及び評議員会については、理事長が寄附行為等に則り適正に運営しており、重要な法人業務を審議し理事会で決定している。常勤の理事は、理事長のリーダーシップのも

と担当する業務を中心に執行に努めている。現在は、私立学校法の一部改正に伴うガバナンス強化のため、寄附行為の見直し検討を進めると同時に事務局の再編や職員の育成にも努めている。

こうしたガバナンス改革に対応した見直し・改善を進めることで、学生にとっては質の高いより魅力的な教育を提供し、教職員にとってはより働きやすい大学となるよう努めていく。

財務状況については、現状、収支バランスは安定しており、今後も堅実に運営をしていくとともに特定資産を増額するなど、第4期中期計画を適切に遂行することで継続的に財務基盤の強化に努めていく。

会計処理については、監査法人監査においても大きな指摘や修正はなく、適正に行われている。監査については、監事、監査法人、内部監査室による三様監査体制を構築し厳正に行われている。三者が連携を図るとともに監事と理事長・専務理事、監事と内部監査室、理事長・専務理事と内部監査室の意見交換も適宜行われている。

以上のことから、基準 5.「経営・管理と財務」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「北翔大学学則」（以下、「学則」）第 3 条、「北翔大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第 3 条には「教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と内部質保証に係る点検評価について定めている。加えて、「本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。」と定めている。【資料 6-1-1 学則】【資料 6-1-2 大学院学則】

この学則の規定に基づき「北翔大学点検評価規程」（以下、「点検評価規程」）を定め、内部質保証に係る恒常的な組織として点検評価委員会を設置している。点検評価規程第 1 条（目的）において、点検評価の客観性の確保及び教育機関としての水準の向上を図ることを目的とすることを定めている。

点検評価規程第 5 条において、委員は、学長、副学長、研究科長、学部長、短期大学部長、学科長、図書館長、センター長（大学、研究科及び学部付設のセンター長、研究所長を除く）、オフィス長、事務局長及び総務部長をもって構成すると定め、第 7 条（委員会の任務）では、点検評価委員会の任務を定めており、内部質保証に係る全学的な合意形成のための組織となっている。

第 5 条第 2 項において、「点検評価委員会委員長は学長をもって充てる」と責任体制を明確にしている。また、第 3 条（学長の責務）では、学長が自己点検評価及び外部評価を実施し、報告書を理事長に報告することを定めている。第 14 条（結果の公表）において、委員会が点検評価等の結果について整理及び分析を行い、理事長に報告するとともに広く周知、公表することを定めている。第 15 条（結果の活用）では、改善が必要と学長が認めるものについては、関連する学内機関に諮るとともに、その内容により改善策を理事長に提案すると定めており、理事長は、学長の報告又は提案に基づき、必要な事項については改善のための指針を示し、人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、本学の教育研究環境の改善を推進することと定めている。【資料 6-1-3 点検評価規程】

以上のように、本学では内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、点検評価規程を定めてその責任体制の明確化も図っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学には環境の変化に即応した、社会のニーズに応えうる高等教育機関としての教育や研究の水準と質の維持・向上が求められる。今後も、内部質保証に係る組織体制の整備と責任体制を堅持するとともに認証評価機関の設定する評価項目にとどまらず、本学独自の点検評価項目を設定し、内部質保証に取り組んでいく。また、自己点検・評価において指

摘事項、要請事項とされた課題、取り組みについては迅速、適切に対応して改善に繋げ大学としての水準の維持向上に努めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

各学部・学科、センター、事務局等の各部署においては、毎年度自主的な自己点検・評価を行って事業報告書を作成し、理事会の承認を得ている。事業報告書には、その後点検評価委員会による評価が付され、それを含めて年次報告書として毎年作成している。年次報告書は、経年評価を可能とするべく一定の形式に沿って作成されており、本学 Web サイトで公表している。【資料 6-2-1 Web サイト（法人情報（年次報告））】

また、毎年の年次報告書とは別に、3 年ごとに自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価報告書は、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準及び評価項目に沿って自己点検・評価を実施し作成している。点検・評価のためのデータ・根拠資料は、各部署が収集、作成、分析したデータを事務局総務課が窓口となり各部署からの書類を取り纏め、点検評価委員会にて内容の検討を行い、点検及び評価結果について理事長へ報告している。作成された自己点検・評価報告書は、学内各部署に配付するとともに図書館及び本学 Web サイトで公開し、学内で共有するとともに、社会への公表も果たしている。【資料 6-2-2 自己点検・評価報告書（2018-2020）、Web サイト（法人情報（自己点検・評価報告書））】

教育の質保証につなげるためにも点検・評価の客観性が必要となる。こうした考えから、教育効果や学修成果の把握のため、アセスメントテストとしてジェネリックスキル測定テスト「PROG」を継続的に実施し、テスト実施機関による学科ごとの結果分析報告を受け、学科での分析を通して教育課程や教育内容の分析・見直しの検討資料として活用している。具体的には、入学年度別及び学年経過による変化などの結果の検討を行い、学科ごとに教育内容の改善やカリキュラムの精選等に向けた検討を行っている。【資料 6-2-3 PROG テスト全体傾向報告書】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、入学者選抜、学習支援、学生生活支援、キャリア支援などのデータの収集・分析、蓄積は各部門が行い、それぞれの所管委員会等を通じて全学及び学科等へ提供している。また、教学運営上重要な事項については、運営企画会議において報告・協議を行い大学内の複数の組織・機関等の連携・調整等を図り取り組む流れが整備できている。

例えば、FD 支援オフィスでは、学生による授業評価を Web で行い（授業改善アンケート）、担当した教員はその結果に対するコメントを FD 支援オフィスへ提出して授業改善

へ繋げている。これらを集計した結果は、FD 支援委員会に報告した後、学長をはじめ学部長等にも報告を行い、本学 Web サイトにて公開している。【資料 6-2-4 授業改善アンケート結果】調査結果並びに学生からの意見、要望は、当該教員に通知し、当該教員はそれらに対するコメントを作成・提出し、個々の授業改善に努めている。学習支援オフィスでは、学生の成長を縦断的に把握する観点から 1 年次前学期と 3 年次後学期にジェネリックスキル測定テスト「PROG」を実施し、委託業者による分析報告会を学部の全教員を対象に開催している。その結果から学生の成長を客観的に把握して、得られた学生の特徴を元に考えられる課題について共有を図っている。また、学生生活支援オフィスでは、学生生活支援委員会による 2 年ごとの日常生活上の実態調査（学生生活調査）を質問紙調査方法で実施し、調査結果を学生の生活支援や学内環境の改善のための資料として用いている。

【資料 6-2-5 学生生活調査結果】

調査結果については、委員会報告後に各学科や施設設備委員会など関係する学内組織・機関にも提供し、学生からの意見に対する改善に向けた取組みに繋げている。これら各部門で収集されたデータや分析結果のうち、教学運営上の重要な内容については、教授会や運営企画会議等においても報告を行い、共有されたのち学長が関係部署に改善指示を出し教学運営の改善に役立てている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、国の教育政策や社会の変化に即応した教育の質保証及び教育研究水準の維持向上を図っていくためにも、自己点検・評価の組織体制及び分析体制の強化が課題である。学修成果の可視化を一層推進するために、統合データベース Tableau（タブロー）を導入し、入学から卒業までの情報を統合し、全体としての学生情報の分析を行う準備を進めている。コロナ禍もあり、導入に向けた対応が遅れていたが、令和 7（2025）年度から稼働できるよう、今年度後学期から試行を進め、対応を検討していく。

また、第 4 期中期計画の着実な遂行と令和 8（2026）年度からの新たな計画の策定・実施や法人並びに大学運営のための計画策定や意思決定を支援することを目的として令和 6（2024）年 7 月に、現在の企画室を総合政策推進室に改める予定である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、日本高等教育評価機構が定める評価基準及び評価項目に則って自己点検・評価を継続して実施してきた。組織体制としては、学長を委員長とする点検評価委員会があり、評価の年度活動方針を策定し、学内各組織・機関への周知を図っている。学内各組織・機関では、当該年度終了後に年度の事業計画に対する取組状況を各部署が自己点検・評価を行い次年度への課題を含め点検評価委員会に提出する。それらの自己点検・評価に対す

る点検評価委員会評価を加えて行っている。点検評価委員会からの評価は、学内各組織・機関へ通知され、改善すべき点については、次年度の事業計画へ反映している。進行中の年次の事業計画においては、点検評価委員会の評価のうち反映可能な計画を追加して後学期には計画を遂行するよう努めている。点検評価委員会の評価を含めて年次報告書としてまとめ、公表も行っている。【資料 6-3-1 Web サイト（法人情報（年次報告））】

このように、各部門では毎年、事業計画を策定し部門ごとに自己点検評価を行い、現状の確認と検証を行い、改善に努めている。これらを点検評価委員会で行うことで部門ごとの PDCA に加えて大学全体でも内部質保証の PDCA サイクルを機能させている。

三つのポリシーに基づく教育研究活動や学生支援等の取り組みについては、学部、学科及び研究科等において、年度の取組課題に記載し、取組課題に対する取組結果と点検・評価及び次年度への取組課題を含めて、自己点検評価を行っている。各部門の自己点検評価は、点検評価委員会に提出され、点検評価委員会による評価を受ける。点検評価委員会による評価結果は、学部、学科及び研究科等へ通知するとともに年次報告書として Web サイトで公表している。このように、自己点検評価により教育研究の改善・向上に向けて次の事業計画の策定へつなげ、内部質保証の充実を図っている。

また、毎年の年次報告書とは別に、高等教育評価機構の定める評価基準に準拠して 3 年ごとに自己点検・評価報告書も作成している。【資料 6-3-2 自己点検・評価報告書（2018-2020）】

自己点検・評価報告書は、本学が客観性の確保及び高等教育機関としての水準の維持向上を図るために教育研究活動や学生支援から管理運営、ガバナンス及び内部質保証に至るまでの遂行状況の確認と今後の確実な遂行のために作成している。事業の中期的な遂行のために中期計画を策定しており、現在は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの第 4 期中期計画が進行中である。第 4 期中期計画では、本学のめざすビジョンと、4 つの重点項目を明示しており、学内各組織・機関では、理事会が示す運営方針・中期計画に基づいて個別に事業計画を策定している。【資料 6-3-3 第 4 期中期計画】

年次報告書及び 3 年ごとの自己・点検評価報告書から、本学全体に共通する事項で改善することが適当と認められるものについては、学長が関係する学内の機関に諮るとともに、改善策を理事長に提案すること、及び当該機関等に改善を勧告できることを点検評価規程第 15 条（結果の活用）に規定している。また、これら学長の報告や提案に基づいた必要な事項について、理事長は人的、物的、財政的な措置を講じるよう努め、教育研究環境の水準の維持向上に向けて改善を推進することも規定しており、これらの規定に基づく点検評価の所管は総務部と定めている。このように、自己点検評価等から明らかになった課題やその改善方策等について大学と法人、教学組織と事務組織が協働して取り組む体制を整えている。【資料 6-3-4 点検評価規程】

前述のように、点検評価は全学体制で実施しておりその結果は、教授会、事務局をはじめ学内に報告するとともに公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に準拠した形式で自己点検・評価報告書としてまとめている。報告書は、各学部・学科や各センター、事務局各部署に配付するとともに図書館で収容・公開することで自己点検・評価結果や課題、改善・向上方策等の全学的共有を図っている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長を委員長とする点検評価委員会を設置していることで、点検評価活動を行い改善に繋げていく教職協働の全学的な運営体制は整備できている。しかし、国内及び国外の社会的情勢のめまぐるしい変化に対応するために内部質保証の充実を図り、より円滑に内部質保証の PDCA サイクルを機能させていかなければならない。そのため、現在は、情報収集と評価、データ分析と活用を図り、学修成果の分析を行う部署として教育支援総合センター内に学修成果の可視化検討委員会を設置し検証を進めているところである。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証については、「学則」、「大学院学則」及び「北翔大学点検評価規程」に基づき、学長を委員長とする教職協働体制の点検評価委員会を設置し、日常的に点検評価活動を実施している。点検評価規程には、学長の責務や結果の活用として、点検評価結果をもとに理事長及び学長が本学の教育研究環境の改善を推進することを規定しており、点検評価委員会を中心に全学的に内部質保証の確保に取り組む体制を整えている。

自己点検・評価は、毎年度実施し、毎年度の点検評価結果は年次報告としてまとめ、Web サイトに掲載して学内外に公表している。年次報告では、各学部・学科、センター及び事務局を含む、学内組織及び機関が事業計画に対する取り組み状況を自己点検評価し、その結果に対して、点検評価委員会による評価を加えている。点検評価委員会の評価については、年次報告を行った組織及び機関に通知しており、次年度の期中には評価結果による改善を次の年度の事業計画や取り組みへ反映させ PDCA サイクルを機能させるよう努力している。

自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構が定める評価基準及び評価項目に沿って点検評価を実施し、3年ごとに作成・公表している。

以上のことから、基準 6.「内部質保証」の基準を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献

A-1. 北方圏学術情報センターにおける研究推進と地域貢献

A-1-① 北方圏学術情報センターにおける「北方圏住民における QOL (Quality of Life) の向上に関する総合的研究」の推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

北方圏学術情報センターは、文部科学省が平成 9（1997）年に創設した「学術フロンティア推進拠点」の研究組織として、平成 13（2001）年度分全国 14 件の 1 つとして選定された。そして、平成 14（2002）年 6 月に竣工した本学付属の研究センター「北方圏学術情報センター（当初通称ポルト）」として札幌円山キャンパスにおいて活発な研究活動を推進してきている。「北方圏住民における QOL (Quality of Life) の向上に関する総合的研究」という課題を掲げて、北方圏における地域福祉・生活文化の向上を目的に、衣食住といった生活環境や地域福祉、心身の健康、生涯学習としての芸術などさまざまな分野について、総合的かつ学際的な視点から活発に研究を進めている。【資料 A-1-1 北方圏学術情報センターパンフレット】【資料 A-1-2 北方圏学術情報センター規程】

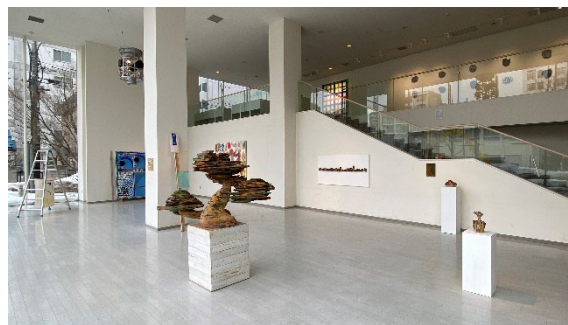
本センターの研究開始当初は、大学院研究科開設の基礎となる役割を果たしてきた「北方圏生活福祉研究所」（設置目的は、北方圏における人々とりわけ高齢者や障害者の生活全体に密着した人間中心、生活中心の介護福祉の研究と教育など）と「生涯学習研究所」（設置目的は、生涯学習における総合的研究の推進など）の 2 つの研究組織が共存したものであったが、平成 22（2010）年度より、両組織本体を統合した形で現在の北方圏学術情報センターという研究組織形態を整えた。現在の研究組織は、プロジェクト研究という共同研究を中心とした組織体となっている。プロジェクト A は、共通テーマとして「多様な人々が共創して地域づくりを行うための異分野連携による研究」を掲げ、参画される研究員を構成員とする共同研究チームを 1 チーム編成し、本センター連続市民講座の実施を必須とする実践的な共同研究活動を展開している。プロジェクト B は、共通テーマを持った学内教員が複数学科を跨いでメンバーを募り、学外研究員もふくめたグループで活動するものである。令和 5（2023）年度は「舞台芸術を活用した地域貢献・人材育成に関する臨床研究」、「美術と社会並びに学校との連動の試み—現代アートにおける美術教育的視点の考察—」、「思春期・青年期における成長と生活支援に関する理論的ならびに実証的研究」、「北国のユニバーサルデザイン研究」、「居場所づくり支援に関する研究と実践」、の 5 グループが活動し、研究成果発表や論文報告等の研究活動を行った。

本センターの研究の成果は、年に 1 回発行してきた研究誌を主たるものとして公表してきた。北方圏生活福祉研究所年報は、平成 8（1996）年から平成 20（2008）年まで 13 号、生涯学習学研究所紀要「生涯学習研究と実践」は、平成 13（2001）年から平成 21（2009）年まで 12 号発刊し、その後 1 つに統合した現年報「北方圏学術情報センター年報」は、平成 21（2009）年から現在 15 号まで発刊済みである。その内容は大きく分けて、研究論

文、研究報告、作品発表と3つに分類されるが、いずれもその研究過程において、現地調査や公開イベントなどを様々な場所で実践している。とりわけ研究部を統合した平成22(2010)年度からは、「市民講座」と「成果発表会」を義務化し継続実施することで大学として研究成果を地域住民に還元している。【資料A-1-3 北方圏学術情報センター年報】【資料A-1-4 北方圏学術情報センター市民講座、成果報告会資料】



札幌円山キャンパス外観



研究グループ美術展の様子

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

北方圏学術情報センター（札幌円山キャンパス内）は、平成13（2001）年に設立してから23年が経過している。この間、研究組織は形態を変えつつも研究活動は継続し、円山キャンパス全体を活用した研究成果の公表・公開や北海道、札幌市と連携した事業（カルチャーナイト）の取り組みなど、この施設を地域社会や住民に開かれたものとするにより、地域におけるその存在意義は増していると捉えている。しかし、今後、より質の高い研究の推進と地域貢献に寄与するための改善・向上方策としては、以下のことがあげられる。

1点目は、施設・設備充実の問題であり、2点目は立地に関しての学内関係者の利活用の頻度である。

1点目の施設・設備充実は、建設してから23年が経過し、施設の改修、補修を計画的に行っていくことの必要性である。地上8階、地下1階の建物の維持管理とこの間の冷房・暖房設備の入れ替えなどは、計画を超える急激な環境変化（猛暑など）の影響により、状況に対応した整備ができていないと断言できない。研究成果を地域社会に還元することを目的とした施設としては早急な整備が必要であるが、学術フロンティアの研究施設として、収益事業を行えないなど、活用の制限があり、その財源の確保が課題である。

2点目は、大学があるメインキャンパス（江別市文京台）から公共交通機関を利用すると移動に約1時間半の時間を要する条件下で教職員、学生の利活用の頻度を高めることの課題である。現在、札幌円山キャンパスとして、芸術学科が毎週月曜日にプロジェクト研究の被験授業として活用しているが、2つのプロジェクト研究に携わる研究員を常駐する等、利活用を促進するとともに、住民に親しみやすい研究施設となるようその研究内容をより身近な内容とすることやより積極的に地域連携の拠点施設として活用するよう工夫を

図っていきたい。

A-2. 北方圏生涯スポーツ研究所における研究推進と地域貢献

A-2-① 北方圏生涯スポーツ研究所における総合的・学際的研究による生涯スポーツ文化の創造への貢献

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

北方圏生涯スポーツ研究所は、平成 16 年度学術フロンティア推進事業（文部科学省）の選定に基づき、北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進について総合的・学際的研究を行い、生涯スポーツ文化の創造に貢献することを目的とした研究センターとして設置し研究を開始した。【資料 A-2-1 北方圏生涯スポーツ研究所パンフレット】【資料 A-2-2 北方圏生涯スポーツ研究所規程】

地域スポーツクラブ研究、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上研究、体験活動研究及び食育研究推進の 6 分野でスタートし、研究事業を展開した。研究成果を着実に国内外学会・学術誌などに公表し業績を積み重ね、10 年経過後の外部審査では、高い評価を得て、研究事業を継続した。現在は、主に高齢者の健康寿命延伸研究、こどもの体力向上研究及びアスリートサイエンス研究の 3 分野を中心に研究事業を展開している。

研究活動の現状、研究成果と研究成果による地域貢献の状況は以下の通りである。

高齢者の健康寿命延伸研究分野では、これまで健康寿命への効果の検証としてコホート研究、健康プログラムの効果検証を行ってきた。コホート研究では健康寿命喪失のリスク要因とエンドポイントデータの関係性について解析を進め、日本体力医学会やヨーロッパアンカレッジオブスポーツサイエンス (ECSS) などへの成果報告を行なっている。健康プログラムの効果検証では、2010 年からこれまでの間に「(NPO) ソーシャルビジネス推進センター、コープさっぽろと北海道内の協力市町村との産学官協働による健康スポーツプログラム」として「地域まるごと元気アッププログラム (まる元)」を開発し、対象地域でのプログラムの定着と新たな地域への普及を進めている。2023 年は北海道内の 28 市町村で 2,095 人の体力測定や生活習慣等の質問調査から運動プログラム参加者の効果を確認した。また、健康運動指導士に対する新技術の獲得を目指した研修を行うとともに、ボランティア層の体操指導者育成カリキュラムを充実させた「ゆるげん体操指導者」を養成した。

こどもの体力向上分野では、北海道の子どもたちの体力・運動能力にかかわる課題の解決に資するため、体力向上支援プログラムで示されている「学校における体力づくりの推進」や「地域における運動や外遊びの機会の確保」に着目し、その実践を江別市内の小学校にて実践してきた。「北海道における子どもの体力・運動能力低下の要因に関する比較研究」と「子どもの体力や運動能力を向上させる運動や外遊びプログラムの開発」をテーマに①子どもの運動能力が世帯収入と関連があること、②小学校でジャンプを中心とした運動遊びが運動能力に及ぼす影響、③雪遊びでの活動量とメンタル面に及ぼす影響を明らかにしてきた。現在ではフィールドを幼児まで広げて発育発達に関する新たな知見を収集す

る段階に入っている。

アスリートサイエンス研究分野では、アルペンスキー、ジャンプ、クロスカントリースキー、モーグル、スノーボード、パラスキーなどのジュニア・シニア選手を対象として、体力測定、心理サポート及び技術分析などを行ってきた。本研究部は 2021 年に独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が実施する「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関（体力測定）」に指定され、国内のトップレベルの選手をサポートする国立スポーツ科学センター（JISS）と連携して、オリンピック、パラリンピックに出場を目指す選手のサポートを行ってきた。年間約 300 名の体力測定からデータを集積し、競技力と関係の深い体力要素を分析した成果を公表しつつ、研究活動を通しスポーツの普及と競技力向上に貢献している。【資料 A-2-3 北方圏生涯スポーツ研究所年報】【資料 A-2-4 北方圏生涯スポーツ研究所成果報告会資料】

（3）A-2 の改善・向上方策（将来計画）

北方圏生涯スポーツ研究所は、平成 16（2004）年の「学術フロンティア推進事業（文部科学省）」に選定されてから、北方圏における生涯スポーツ文化の創造に貢献する活動や研究を継続している。特に、大学内の施設を利用する総合型地域スポーツクラブや地元公立小学校や教育委員会の体力づくりの行事やイベント、さらに、北海道内 28 市町村で実施している高齢者の健康寿命延伸分野の研究活動は、産学官連携事業として好評を得ている。これらの事業の参加者の協力を得ている研究成果は、本学大学院生涯スポーツ学研究科博士後期課程の設置の原動力ともなったと捉えている。さらに、生涯スポーツ文化の創造への貢献に寄与するための改善・向上方策としては、以下のことがあげられる。

高齢化に対応する健康寿命延伸事業は、特に過疎化が進む北海道では喫緊の課題である。また、部活動等の子どもたちのスポーツ支援の指導者不足も広域を擁する北海道の課題でもある。そうした中で、需要が増えつつある健康づくりやスポーツ支援の指導者・人材の確保が課題となっている。本学大学院生涯スポーツ学研究科博士後期課程の院生及び修了した PD（ポストドクター）を、このような課題に対応するための人材として位置付けたり、研究活動と関連させたりするなどにより、上記課題解決の一施策となることも踏まえ、本学の特色をより地域のニーズにあった活動となるよう発展させていく所存である。

【基準 A の自己評価】

北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究所ともに学術フロンティア推進拠点に選定されたそれぞれの研究目的に沿って活発な研究活動を継続している。北方圏学術情報センターでは、その研究成果を市民講座や成果報告会として公表することを研究プロジェクトに義務付けている。北方圏生涯スポーツ研究所では、海外の学会での発表を含め活発な研究成果発表を行っている。また、産学官協働による健康スポーツプログラムとして「地域まるごと元気アッププログラム（まる元）」を開発し、対象地域でのプログラムの定着と新たな地域への普及を進めているほか、健康運動指導士に対する新技術の獲得を目指した研修を行うとともに、ボランティア層の体操指導者育成カリキュラムを充実させた「ゆるげん体操指導者」の養成も行ってきた。

こどもの体力向上分野では、北海道の子どもたちの体力・運動能力に関わる課題の解決

に資するため、体力向上支援プログラムで示されている「学校における体力づくりの推進」や「地域における運動や外遊びの機会の確保」に着目し、その実践を江別市内の小学校において行ってきた。

以上のことから、それぞれの研究機関の当初の目的に沿った研究を継続し、その研究成果を様々な形で地域社会に還元しており、基準 A. を満たしていると自己評価する。

基準 B. 大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取り組み

B-1. 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援

B-1-① 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「北翔アンビエント」とは、学生の立場で大学教育改善のための組織的な取り組みを行っている本学の学生 FD (Faculty Development) 団体であり、「学生の視点から大学をより良くしよう」という目標で FD 活動を展開している。

FD については、大学設置基準改正により平成 20 (2008) 年度から義務化となった。これを受けて本学でも FD を学則に規定し、平成 21 (2009) 年度には学務機構のセンター化と事務組織改編を行い、教育支援総合センターに学習支援オフィス、学生生活支援オフィスとともに FD 支援オフィスを設置した。FD 支援オフィスには教員のオフィス長のほか担当課長や職員を配置し、FD 支援委員会と連携・協力して教職協働で FD を支援、推進する体制を構築した。FD の推進にあたっては、平成 21 (2009) 年 1 月に山形大学が展開していた「FD ネットワーク“つばさ”」に加盟し、複数の教職員が研修会やイベントに参加して研鑽を積み本学での FD に活かしてきた。

平成 20 (2008) 年度までは、学生の要望や提言を聴取する機会として「卒業予定者と教員の懇談会」を開催していたが、平成 21 (2009) 年度からは「北翔大学学生 FD 会議」と改め、「学生 FD」活動がスタートした。平成 22 (2010) 年度には 2 回のワークショップを開催し、学生と教職員が授業改善に必要なことについて話し合いを行った。

こうした経緯を経て、「北翔アンビエント」は、平成 24 (2012) 年に FD 支援オフィス担当課長が、学生 FD に興味を持っていた自治会の学生数人に声をかけたことによって発足した。

平成 25 (2013) 年には、新入生歓迎イベントの開催や FD メンバーによる勧誘を行い、11 名で活動を行った。また、「学生主体の学びとは何か?」といったテーマでグループワークを行い、学生や教職員が話し合う場を提供してきた。

FD 活動のための大学等の連携組織である「FD ネットワーク“つばさ”」の学生 FD 会議への参加や開催、学生 FD サミットへの参加や開催を、組織が設立されてから 12 年間行ってきた。この間、「北翔アンビエント」は、道内外の大学の学生 FD 団体と交流も含め活動の幅を広げてきた。また、学生 FD 会議の企画運営を担当して参加大学から高い評価を受けたほか、学生 FD サミットではポスターセッションで特別賞も受賞した。

新型コロナウイルスの影響により、全国の学生 FD 活動が停止し、学生 FD サミットなどが対面で開催できない状況が続いたために本学のメンバーも減少し、現在は 1 名で活動している状況である。活動は活発ではないが、令和 4 (2022) 年にはオンラインで学生 FD 会議を主催し、令和 5 (2023) 年の 10 月には、「10 年後の北翔大学を考えよう」というテーマの学生 FD イベントを本学独自に開催した。学生、教職員 36 人の参加者が 6 つのステップで「実現可能な 10 年後の北翔大学」案をまとめ、後日、学長にプレゼンテーションを行った。

他大学を知ることによって自分の大学の良さを理解することにもつながっており、学生 FD 活動は、大学にとっても学生にとっても有益なものである。令和 5 (2023) 年の 10 月には、大学基準協会から本学の学生 FD 活動についてヒアリングが行われ、ヒアリング時に学生 FD を経験した卒業生に対するアンケートから、学生 FD の経験が現在の仕事に活かされているという結果も得られている。

課題としては、学生 FD 団体である「北翔アンビエント」が、学生の課外活動の一つとしての位置づけとなっているために、大学運営上の組織との連携が弱い点があげられる。また、構成員が少ないことも今後の活動に向けての課題となっている。【資料 B-1-1 FD 活動報告書、Web サイト (FD 活動)】

(3) B-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後は、学生自治会との役割の整理も含めて、学生の意見を取り入れるための手順を明確にし、大学運営において学生の声を反映する仕組みが必要となる。したがって、学生 FD 活動を大学としてどのように位置づけていけるかを、学生とともに検討する必要がある。また、メンバーの増員を目指し、学生 FD の目的や有効性、これまでの活動や成果について FD 支援オフィスや FD 支援委員会も協力して学内広報を強化していく。

B-2. 教職員の ICT スキルの向上を支援する取り組み

B-2-① 教職員の ICT スキルの向上を支援する取り組み

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、令和 2 (2020) 年から、教職員の IT のスキル向上のために継続的な支援を行うことを目的とした ICT 相談会を年間通して実施している。

この ICT 相談会は教職員の IT スキルを向上させ、教育の質を上げるための継続的な支援が目的である。令和 2 (2020) 年度の授業開始時には、新型コロナウイルス感染症の拡大が始まっており、感染予防対策とともに授業の展開方法やクラス人数などあらゆる面で変更が必要な事態となったため大学全体が混乱し、新年度の授業開始が遅れる事態となった。その中で、授業運営にはマイクロソフト社の会議用ツールである Teams などの ICT ツールの活用が不可欠となったが、ICT に対する理解や知識、技術が十分ではないことが問題となった。

そのため、FD 支援委員長が主導し、教員が ICT を利用する上での問題点や困りごとを解決するための相談会を開始した。この相談会は、昼休みの時間を利用して遠隔で行い、その日の相談会の内容は、参加者が事前に知ることができるように、開催日の朝にメール配信している。希望者は、このメール配信で周知・案内された Teams 会議のリンクをクリックすることで参加が可能となる。

この ICT 相談会は、令和 2 (2020) 年 11 月 20 日に第 1 回目を開催し、令和 5 (2023) 年 3 月 31 日までに計 328 回開催した (現在も継続中)。この継続的な支援により、教員は ICT スキルを向上させて、新型コロナウイルス感染症の影響下でも質の高い授業運営が可

能となった。この ICT 相談会は教職員にとって大切な支えとなっており、今後も教育の質向上に貢献していくことが期待されている。【資料 B-2-1 FD 活動報告書、Web サイト (FD 活動)】

(3) B-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学で使用している ICT ツールは、法人として契約しているマイクロソフト社のツールが主となっている。その他に、会議用ソフトの Zoom、Google Classroom の使用も可能である。社会全体の ICT をめぐる環境の変化とともに、使用するソフトやその使い方も多様化している。生成 AI への対応も含めて、今後も継続的に教育の質の向上に向けた努力が必要である。

【基準 B の自己評価】

大学の教育改革や教育の質の向上のためには、学生の視点を取り入れることと、日々変化する ICT をめぐる環境の変化への対応が欠かせない。

本学では、学生 FD 活動を、「北翔アンビエント」として、学生の立場で大学教育改革改善のための組織的な取り組みを行ってきた。また、継続的な ICT 相談会の開催によって、教職員の ICT スキルの向上を行ってきた。

以上のことから、本学独自の大学教育改善及び教育の質の向上を支援する実践的な取り組みが行われており、基準 B. を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

特になし。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	(目的) 学則第 2 条に明記している。成果の公表については第 3 条に明記している。	1-1
第 85 条	○	(学部) 学則第 4 条に学部・学科の設置を明記している。	1-2
第 87 条	○	(修業年限) 学則第 23 条に修業年限 4 年と明記している。	3-1
第 88 条	—	(相当期間の修業年限への通算)	3-1
第 89 条	—	(早期卒業の特例)	3-1
第 90 条	○	(入学資格) 学則第 26 条に入学資格 9 項目を明記している。	2-1
第 92 条	○	(学長、教授その他職員) 学則第 11 条に学長、副学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員及び技術職員を規定している。学部長は学部長規程に、学科長は学科長規程に、研究科長は研究科長規程にその職務等を明記している。また、教授、准教授、講師及び助手となる資格は教育職員任用規程及び教育職員の採用及び昇任に関する申し合せに定めており、教育職員の服務に関する申し合せの規定に基づき教育研究、学生指導等を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	(教授会) 学則第 4 章 (第 13 条～第 18 条) 及び教授会規程に明記している。	4-1
第 104 条	○	(学位) 学則第 68 条及び学位規則に明記している。	3-1
第 105 条	—	(特別課程) 履修証明プログラムは設定していない。	3-1
第 108 条	○	(短期大学 編入) 学則第 35 条に明記している	2-1
第 109 条	○	(認証評価制度) 学則第 3 条及び点検評価規程に目記している。	6-2
第 113 条	○	(教育研究活動状況の公表) 本学 Web サイトで公表している。	3-2
第 114 条	○	(準用規定 事務職員、技術職員の職務の規定は大学に準用) 学則第 12 条、管理運営規程第 30 条に規定し、事務分掌規程に則って運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	(大学への編入学) 学則第 35 条に明記している。	2-1
第 132 条	○	(大学への編入学) 学則第 35 条に明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	(学則の記載事項) 学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	(指導要録の作成)	3-2
第 26 条	○	(懲戒) 学則第 75 条に明記している。	4-1

北翔大学

第5項			
第28条	○	(表簿) 各担当部署で備えている。	3-2
第143条	○	(代議員会等) 教授会規程に基づき大学教授会及び併設短期大学との合同教授会として運営している。	4-1
第146条	—	(修業年限の通算)	3-1
第147条	—	(早期卒業認定の要件)	3-1
第148条	—	(在学期間の通算)	3-1
第149条	—	(在学期間の通算)	3-1
第150条	○	(入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者) 学則第26条に明記している。	2-1
第151条	—	(飛び入学をさせる大学)	2-1
第152条	○	(入学制度の点検及び評価) 学則第3条及び点検評価規程に明記し、結果は本学 Web サイトで公表している。	2-1
第153条	—	(必要な在学年数)	2-1
第154条	—	(高等学校に在学した者に準ずる者)	2-1
第161条	○	(短期大学を卒業した者の編入学) 学則第35条に明記している。	2-1
第162条	○	(外国の大学等に在学したものの転学) 学則第34条及び第37条に明記している。	2-1
第163条	○	(学年の始期及び終期) 学則第19条に明記している。	3-2
第163条の2	○	(学修証明書の交付) 学則第77条及び科目等履修生規程に明記している。	3-1
第164条	—	(特別の課程及び履修証明書) 特別の課程は編成していない。	3-1
第165条の2	○	(三つの方針の策定) 学部学科ごとに定め本学 Web サイト等で公表周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	(点検及び評価) 学則及び点検評価規程に基づき点検評価委員会を設置して実施している。	6-2
第172条の2	○	(情報の公表) 大学 Web サイトで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	(卒業証書授与の準用規定) 学則第68条に明記している。	3-1
第178条	○	(高等専門学校を卒業した者の編入学) 学則第35条に明記している。	2-1
第186条	○	(大学への編入学の基準) 学則第35条に明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	(趣旨) 自己点検評価を通じて水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	(教育研究上の目的) 学則第2条に明記している。	1-1 1-2
第2条の2	○	(入学者選抜) 入学者選抜規程及び入試総務委員会規程に明記している。	2-1
第3条	○	(学部) 学則第4条に明記している。	1-2
第4条	○	(学科) 学則第4条に明記している。	1-2
第5条	—	(課程)	1-2
第6条	—	(学部以外の基本組織)	1-2 3-2 4-2
第7条	○	(教育研究実施組織等) 大学設置基準、教職課程認定基準等を満たし教育研究に必要な教員組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	(授業科目の担当) 主要授業科目は専任教員が担当している。	3-2 4-2
第9条	—	(授業を担当しない教員) 本学にはすべての教員が授業を担当している。	3-2 4-2
第10条	—	(基幹教員数)	3-2 4-2
第11条	○	(組織的な研修等) 学則第43条の2に明記しFD規程に則って実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	(学長の資格) 適格者である。学長選考規程に候補者の資格として明記している。	4-1
第13条	○	(教授の資格) 教育職員任用規程に明記している。	3-2 4-2
第14条	○	(准教授の資格) 教育職員任用規程に明記している。	3-2 4-2

北翔大学

第 15 条	○	(講師の資格) 教育職員任用規程に明記している。	3-2 4-2
第 16 条	—	(助教の資格) 本学では教育職員として助教を規定していない。	3-2 4-2
第 17 条	○	(助手の資格) 教育職員任用規程に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	(収容定員) 学則第 4 条に明記している。	2-1
第 19 条	○	(教育課程の編成方針) 教養教育を含めて教育上の目的を達成するために必要な教育課程を体系的に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	(連携開設科目)	3-2
第 20 条	○	(教育課程の編成方法) 学則第 40 条、学則第 42 条の規定に基づき体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	(単位) 学則第 45 条に明記している。	3-1
第 22 条	○	(1 年間の授業期間) 学則第 22 条に明記している。	3-2
第 23 条	○	(各授業科目の授業期間) 学則第 44 条に明記している。	3-2
第 24 条	○	(授業を行う学生数) 教育効果を考慮し適正な人数で行っている。	2-5
第 25 条	○	(授業の方法) 学則第 43 条に明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	(成績評価基準等の明示等) 学則第 54 条に明記し、学生便覧等で学生に周知している。	3-1
第 26 条	—	(昼夜開講制)	3-2
第 27 条	○	(単位の授与) 学則第 48 条に明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	(履修科目の登録の上限) 学則第 46 条第 5 項及び履修科目の登録の上限に関する規程に明記している。学生便覧に記載し学生に周知している。	3-2
第 27 条の 3	—	(連携開設科目に係る単位の認定)	3-1
第 28 条	○	(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等) 学則第 50 条に明記している。	3-1
第 29 条	○	(大学以外の教育施設等における学修) 学則第 50 条の 2 に明記している。	3-1
第 30 条	○	(入学前の既修得単位等の認定) 学則第 51 条に明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	(長期にわたる教育課程の履修) 学則第 24 条第 2 項で「生涯学習生」として規定しているが現在は運用していない。	3-2
第 31 条	○	(科目等履修生等) 学則第 77 条に明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	(卒業の要件) 学則第 66 条及び学則第 46 条に明記している。	3-1
第 33 条	—	(授業時間制をとる場合の特例)	3-1
第 34 条	○	(校地) 教育にふさわしい環境を整えている。	2-5

北翔大学

第 35 条	○	(運動場等) キャンパス内に 3 つの体育館、グラウンド 3 面を整備している。	2-5
第 36 条	○	(校舎) 学部学科及び研究科の規模に対応した校舎施設等を整備している。	2-5
第 37 条	○	(校地の面積) 設置基準を大きく上回る校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	(校舎の面積) 校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	(教育研究上必要な資料及び図書館) 図書等の資料や学習スペース、図書館は適正に備えている。	2-5
第 39 条	—	(附属施設)	2-5
第 39 条の 2	—	(薬学実務実習に必要な施設)	2-5
第 40 条	○	(機械、器具等) 教育研究に必要な機械、器具及び標本は適正に備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設)	2-5
第 40 条の 3	○	(教育研究環境の整備) 教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	(大学等の名称) 大学等の名称は教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	(学部等連携課程実施基本組織に関する特例) 専門職学科特例	3-2
第 42 条	—	(専門職学科とする学科等) //	1-2
第 42 条の 2	—	(専門職学科に係る入学者選抜) //	2-1
第 42 条の 3	—	(実務の経験等を有する基幹教員 専門職学科の場合) //	4-2
第 42 条の 4	—	(専門職学科に係る教育課程の編成方針) //	3-2
第 42 条の 5	—	(教育課程連絡協議会) //	4-1
第 42 条の 6	—	(専門職学科の授業科目) //	3-2
第 42 条の 7	—	(専門職学科に係る授業を行う学生数) //	2-5
第 42 条の 8	—	(入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力) //	3-1
第 42 条の 9	—	(専門職学科に係る卒業の要件) //	3-1
第 42 条の 10	—	(実務実習に必要な施設) //	2-5
第 43 条	—	(共同教育課程の編成) 共同学科特例	3-2
第 44 条	—	(共同教育課程に係る単位の認定) //	3-1
第 45 条	—	(共同学科に係る卒業の要件) //	3-1
第 46 条	—	(共同学科に係る基幹教員数) //	3-2 4-2
第 47 条	—	(共同学科に係る校地の面積) //	2-5
第 48 条	—	(共同学科に係る校舎の面積) //	2-5
第 49 条	—	(共同学科に係る施設及び設備) //	2-5
第 49 条の 2	—	(工学に関する学部の教育課程の編成) 工学教育特例	3-2
第 49 条の 3	—	(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置) //	4-2
第 49 条の 4	—	(課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数) //	4-2

北翔大学

第 58 条	—	(外国に設ける組織)	1-2
第 59 条	—	(学校教育法第 103 条に定める大学)	2-5
第 61 条	—	(段階的整備)	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	(学士の学位授与の要件) 学則第 68 条に明記している。	3-1
第 10 条	○	(専攻分野の名称) 学位規程第 2 条に明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	(共同教育課程に係る学位授与の方法)	3-1
第 13 条	○	(学位規程) 学位規程を策定し適切に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	(学校法人の責務) ガバナンス・コードを定め公表し、私立学校法の規定により遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	(特別の利益供与の禁止) ガバナンス・コードを定め公表し、私立学校法の規定により遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	(寄附行為の備置き及び閲覧) 寄附行為第 36 条に明記している。	5-1
第 35 条	○	(役員) 寄附行為第 5 条に明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	(学校法人と役員との関係) 私立学校法の規定により遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	(理事会) 寄附行為第 16 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	(役員の職務等) ガバナンス・コード 2-2、2-3 及び寄附行為第 12 条、第 13 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	(役員の選任) 寄附行為第 6 条、第 7 条及び第 8 条に明記している。役員には配偶者または三親等以内の親族は一人もいない。	5-2
第 39 条	○	(役員の兼職禁止) 寄附行為第 7 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	(役員の補充) 寄附行為第 10 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	(評議員会) 寄附行為第 20 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	(評議員会諮問事項) 寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 43 条	○	(評議員会意見具申) 寄附行為第 23 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	(評議員の選任) 寄附行為第 24 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	(役員の学校法人に対する損害賠償責任) ガバナンス・コードに明記し公表している。	5-2 5-3

北翔大学

第 44 条の 3	○	(役員の第三者に対する損害賠償責任) ガバナンス・コードに明記し公表している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	(役員の連帯責任) ガバナンス・コードに明記し公表している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	(一般社団・財団法人法の規定の準用) それぞれ適正に準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	(寄附行為変更の認可等)	5-1
第 45 条の 2	○	(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画) 寄附行為第 33 条に明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	(評議員会に対する決算等の報告) 寄附行為第 35 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	(財産目録等の備付け及び閲覧) 寄附行為第 36 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	(報酬等) 役員の報酬及び功労金に関する規程に明記し支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	(会計年度) 寄附行為第 38 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	(情報の公表) 寄附行為第 36 条の 2 に明記し大学 Web サイトで公表している。	5-1

学校教育法 (大学院関係)

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	(大学院の目的) 大学院学則第 2 条に明記している。	1-1
第 100 条	○	(研究科等) 大学院学則第 4 条に明記している。	1-2
第 102 条	○	(入学資格) 大学院学則第 35 条に明記している。	2-1

学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	(入学資格) 大学院学則第 25 条に明記している。	2-1
第 156 条	○	(入学資格) 大学院学則第 25 条第 2 項に明記している。	2-1
第 157 条	○	(大学院の飛び入学をさせる大学の単位等の公表) 大学院学則第 25 条に明記している。	2-1
第 158 条	○	(大学院の飛び入学をさせる大学の自己評価等) 大学院学則第 3 条に明記している。	2-1
第 159 条	○	(大学院への飛び入学可能な大学在学年数) 大学院学則第 22 条に明記している。	2-1
第 160 条	○	(大学院への飛び入学可能年数大学に在学した者に準ずる者) 大学院学則第 25 条に明記している	2-1

北翔大学

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	(趣旨) 大学院学則第2条に明記し水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	(教育研究上の目的) 大学院学則第2条第2項～第5項に明記している。	1-1 1-2
第1条の3	○	(入学者選抜) 大学院学則第27条、入学者選抜規程及び入試総務委員会規程に明記し、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて実施している。	2-1
第2条	○	(大学院の課程) 大学院学則第5条に明記している。	1-2
第2条の2	—	(専ら夜間において教育を行う大学院の課程)	1-2
第3条	○	(修士課程) 大学院学則第5条第2項に明記している。	1-2
第4条	○	(博士課程) 大学院学則第5条第3項に明記している。	1-2
第5条	○	(研究科) 大学院学則第4条に明記している。	1-2
第6条	○	(専攻) 大学院学則第4条に明記している。	1-2
第7条	○	(研究科と学部等の関係) 各研究科には基礎となる学部、学科があり、学部と研究科間で適切に連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	(複数の大学が協力して教育研究を行う研究科)	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	(研究科以外の基本組織)	1-2 3-2 4-2
第8条	○	(教育研究実施組織等) 修士課程、博士課程ともに教育研究活動に必要な教員組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	(教員編成 専攻ごとの適切な配置) 基準を満たし、専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な教員を適切に配置している。	3-2 4-2
第9条の3	○	(組織的な研修等) 大学院学則第41条の2、第41条の3に明記し実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	(収容定員) 大学院学則第4条に明記している。	2-1

北翔大学

第 11 条	○	(教育課程の編成方針) 大学院学則第 40 条に明記し、学生便覧に掲載して学生に周知している。	3-2
第 12 条	○	(授業及び研究指導) 大学院学則第 40 条、第 41 条及び第 43 条に明記している。	2-2 3-2
第 13 条	○	(研究指導) 設置基準第 9 条の規定により配置している研究指導教員が指導を行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	(教育方法の特例) 生涯学習学研究科及び生涯スポーツ学研究科では特例を適用しており、学生の状況に応じて夜間や特定の時間、時期、方法を勘案し、弾力的な対応を行い指導している。	3-2
第 14 条の 2	○	(成績評価基準等の明示等) 大学院学則 (第 53 条～第 54 条) 及び講義要綱 (シラバス) に明記している。	3-1
第 15 条	○	(大学設置基準の準用) 大学院学則第 6 節 教育課程及び教育方法等 (第 38 条～第 52 条) に明記し適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	(修士課程の修了要件) 大学院学則第 66 条第 1 項、第 2 項に明記している。	3-1
第 17 条	○	(博士課程の修了要件) 大学院学則第 66 条第 3 項に明記している。	3-1
第 19 条	○	(講義室等) 大学院専用の講義室、演習室、実験実習室及び院生研究室を有している。	2-5
第 20 条	○	(機械、器具等) 機械、器具等は適正に備えている。	2-5
第 21 条	○	(教育研究上必要な資料) 必要な資料、図書等は適正に備えている。	2-5
第 22 条	○	(学部等の施設及び設備の共用) 施設設備及び機械、器具等の共用は適切に行っている。	2-5
第 22 条の 2	—	(二以上の校地において教育研究を行う場合の施設設備)	2-5
第 22 条の 3	○	(教育研究環境の整備) 教育研究に相応しい環境を整えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	(研究科等の名称) それぞれの研究科及び専攻の名称は研究科として適当であり、教育研究上の目的に相応しい名称である。	1-1
第 23 条	—	(独立大学院)	1-1 1-2
第 24 条	—	(独立大学院) 施設等	2-5
第 25 条	—	(通信教育を行う課程)	3-2
第 26 条	—	(通信教育を行い得る専攻分野)	3-2
第 27 条	—	(通信教育を併せて行う場合の教育研究実施組織)	3-2 4-2

北翔大学

第 28 条	—	(大学通信教育設置基準の準用)	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	(通信教育を行う課程を置く大学院の施設)	2-5
第 30 条	—	(添削等のための組織等)	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	(研究科等連携課程実施基本組織に関する特例)	3-2
第 31 条	—	(共同教育課程の編成)	3-2
第 32 条	—	(共同教育課程に係る単位の認定等)	3-1
第 33 条	—	(共同教育課程に係る修了要件)	3-1
第 34 条	—	(共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備)	2-5
第 34 条の 2	—	(工学を専攻する研究科の教育課程の編成)	3-2
第 34 条の 3	—	(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配慮)	4-2
第 42 条	×	(学識を教授するために必要な能力を培うための機会等) 令和 5 年度末に初めて博士後期課程修了生を輩出した。学識を教授するために必要な能力を培う機会の整備を検討している。	2-3
第 43 条	○	(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示) 入学金、授業料等の修学にかかる経費は、社会人特別選抜や長期履修学生を含めて募集要項に明記している。	2-4
第 45 条	—	(外国に設ける組織)	1-2
第 46 条	○	(段階的整備) 博士後期課程の設置計画に基づき整備した。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2

北翔大学

第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1
第31条			3-2
第32条			3-2
第33条			3-1

北翔大学

第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	（修士の学位授与の要件）大学院学則第 66 条に修了要件について明記し、第 68 条及び学位規程で学位の授与について明記している。	3-1
第 4 条	○	（博士の学位授与の要件）大学院学則第 66 条に修了要件について明記し、第 68 条及び学位規程で学位の授与について明記している。	3-1
第 5 条	○	（学位の授与に係る審査への協力）博士課程学位細則第 16 条に明記している。	3-1
第 12 条	○	（学位授与の報告）学位規程第 7 条に明記している。令和 5 年度末に本学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程初の博士が誕生し、文部科学大臣へ適正に報告を行った。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人北翔大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	HOKUSHO UNIVERSITY 2024（大学案内）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	北翔大学学則、北翔大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	【大 学】2024 学生募集要項 2024 学生募集要項（編入学）	
	【大学院】2024 学生募集要項（大学院）	

【資料 F-5】	学生便覧	
	【大 学】2024 学生便覧 【大学院】2024 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人北翔大学 令和 6 (2024) 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人北翔大学 令和 5 (2023) 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスガイド (Web サイトのアクセスガイド)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	学校法人北翔大学 規程集 (電子データ)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	令和 6 (2024) 年度学校法人北翔大学役員名簿 令和 5 (2023) 年度学校法人北翔大学理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	令和元 (2019) 年度計算書類 (監査報告書綴込み)	
	令和 2 (2020) 年度計算書類 (監査報告書綴込み)	
	令和 3 (2021) 年度計算書類 (監査報告書綴込み)	
	令和 4 (2022) 年度計算書類 (監査報告書綴込み) 令和 5 (2023) 年度計算書類 (監査報告書綴込み)	
【資料 F-12】	履修要項、講義要綱 (シラバス) (電子データ)	
	【大 学】2024 学生便覧、講義要綱 (シラバス) (電子データ) 【大学院】2024 学生便覧、講義要綱 (シラバス) (電子データ)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	三つのポリシー一覧表 (学部、学科 研究科、専攻ごと)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	大学院生涯スポーツ学研究科博士後期課程 設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	平成 29 年度大学機関別認証評価結果に対する改善報告書 (令和元年 7 月 20 日付)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	北翔大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	北翔大学大学院 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	学校法人北翔大学 ガバナンス・コード	
【資料 1-1-4】	2024 学生便覧 北翔大学	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	2024 学生便覧 北翔大学大学院	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	Web サイト (情報の公表 (1.教育研究上の基礎的な情報))	
【資料 1-1-7】	HOKUSHO UNIVERSITY 2024 (大学案内)	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	自己点検・評価報告書 (2018-2020) Web サイト (法人情報 (自己点検評価報告書))	
【資料 1-2-2】	2024 学生便覧 北翔大学 (pp.6-33)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	2024 学生便覧 北翔大学大学院 (pp.3-12)	【資料 F-5】と同じ

北翔大学

【資料 1-2-4】	Web サイト（本学について）（各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ）	
【資料 1-2-5】	令和 6 年度 新任教員研修会資料	
【資料 1-2-6】	非常勤講師懇談会資料（令和 6 年度非常勤対象）	
【資料 1-2-7】	令和 5 年度 保護者懇談会資料	
【資料 1-2-8】	学校法人北翔大学 第 4 期中期計画	
【資料 1-2-9】	学校法人北翔大学 令和 6 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-10】	HOKUSHO UNIVERSITY 2024（大学案内） （pp.23-25、pp.38-39、pp.49-51、pp.64-65、pp.78-79）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-11】	学校法人北翔大学 組織図	
【資料 1-2-12】	教員採用候補者選考検査受検者・合格者数	
【資料 1-2-13】	北翔大学 札幌円山キャンパス（北方圏学術情報センター） パンフレット	
【資料 1-2-14】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所パンフレット	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	HOKUSHO UNIVERSITY 2024（大学案内）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	学生募集要項 2024	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	学生募集要項 2024 大学院	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	Web サイト（各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ）	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-1-5】	令和 5 年度オープンキャンパス告知リーフレット	
【資料 2-1-6】	北翔大学 入学者選抜規程	
【資料 2-1-7】	北翔大学 入試総務委員会規程	
【資料 2-1-8】	北翔大学 アドミッションセンター規程	
【資料 2-1-9】	学生募集要項 2024 編入学	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	北翔大学 障がい学生支援室規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	Web サイト（学習サポート教室）	
【資料 2-2-2】	北翔大学 学生相談室規程	
【資料 2-2-3】	学生相談室便り	
【資料 2-2-4】	北翔大学 障がい学生支援室規程	【資料 2-1-10】と同じ
【資料 2-2-5】	Web サイト（特別サポートルーム（障がい学生支援室））	
【資料 2-2-6】	北翔大学 教職センター規程	
【資料 2-2-7】	令和 6 年度 教職課程行事予定表	
【資料 2-2-8】	令和 6 年度 教採対策スケジュール予定	
【資料 2-2-9】	北翔大学 ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-10】	研修日とオフィスアワー一覧	
【資料 2-2-11】	単位互換協定実施状況	
【資料 2-2-12】	臨床心理学研究科／臨床心理センター 講演会資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	HOKUSHO UNIVERSITY 2024（大学案内） （pp.12-15、pp.108-113）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-2】	インターンシップ報告書	
【資料 2-3-3】	北翔大学 キャリア支援センター規程	
【資料 2-3-4】	卒業生アンケート結果	
【資料 2-3-5】	就職先企業アンケート結果	

北翔大学

【資料 2-3-6】	令和 6 年度 教職課程行事予定表	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-3-7】	令和 6 年度 教採対策スケジュール予定	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-3-8】	教員採用候補者選考検査受検者・合格者数	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-3-9】	令和 5 年度 現職教員研修会資料	
【資料 2-3-10】	サポートスケジュール	
【資料 2-3-11】	多様な背景をもつ学生等の対応について	
【資料 2-3-12】	令和 5 年度卒業生 就職率・進路決定率	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	北翔大学 教育支援総合センター規程	
【資料 2-4-2】	学生生活支援委員会組織図	
【資料 2-4-3】	北翔大学 奨学規程	
【資料 2-4-4】	Web サイト (保健センター)	
【資料 2-4-5】	Web サイト (学生相談室)	
【資料 2-4-6】	Web サイト (特別サポートルーム (障がい学生支援室))	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-4-7】	大学年鑑誌 PAL vol.524	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校舎平面図	
【資料 2-5-2】	学校法人北翔大学 事務分掌規程	
【資料 2-5-3】	北翔大学 札幌円山キャンパス (北方圏学術情報センター) パンフレット	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 2-5-4】	北翔大学 図書館利用案内	
【資料 2-5-5】	Web サイト (北翔大学図書館)	
【資料 2-5-6】	北翔大学 施設設備委員会規程	
【資料 2-5-7】	現有施設リニューアル「学生の学修環境整備・美化」計画	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活調査結果	
【資料 2-6-2】	PROG テストアンケート結果	
【資料 2-6-3】	授業改善アンケート結果	
【資料 2-6-4】	大学院授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-5】	学校法人北翔大学 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-6-6】	北翔大学 施設設備委員会規程	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 2-6-7】	現有施設リニューアル「学生の学修環境整備・美化」計画	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 2-6-8】	大学院教育課程要望調査結果	
【資料 2-6-9】	修了学生への調査結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	北翔大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	北翔大学大学院 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	HOKUSHO UNIVERSITY 2024 (大学案内) (pp.23-25、p.38-39、pp.49-51、p.64-65、p.78-79)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-4】	2024 学生便覧 北翔大学 (pp.8-33) (pp.76-78)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	2024 学生便覧 北翔大学大学院 (pp.5-12)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-6】	Web サイト (本学について) (各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-1-7】	北翔大学 学位規程	

北翔大学

3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	HOKUSHO UNIVERSITY 2024 (大学案内) (pp.23-25、p.39、pp.49-51、p.65、p.79) (pp.36-37、pp.46-47、pp.62-63、pp.76-77、pp.88-89)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-2】	2024 学生便覧 北翔大学 (pp.8-33) (pp.87-92) (pp.78-79)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	2024 学生便覧 北翔大学大学院 (pp.5-12)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	Web サイト (本学について) (各学部・各学科・各研究科・各専攻ページ)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-2-5】	スポーツ教育学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-6】	健康福祉学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-7】	教育学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-8】	芸術学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-9】	心理カウンセリング学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-10】	Web サイト (講義要綱 (シラバス))	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-11】	シラバス作成要領 (シラバスの作成について)	
【資料 3-2-12】	北翔大学 履修科目の登録の上限に関する規程	
【資料 3-2-13】	芸術学科 モデルカリキュラム	
【資料 3-2-14】	基礎教育セミナーⅡの授業計画	
【資料 3-2-15】	北翔大学 FD 規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2024 学生便覧 北翔大学 (p.14)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	PROG テスト全体傾向報告書	
【資料 3-3-3】	各種資格等取得 (合格) 状況	
【資料 3-3-4】	卒業生アンケート結果	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 3-3-5】	就職先企業アンケート結果	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 3-3-6】	令和 5 年度卒業生 就職率・進路決定率	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 3-3-7】	学生生活調査結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-8】	PROG テストアンケート結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-9】	授業改善アンケート結果	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-10】	大学院授業評価アンケート結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-11】	実習報告会資料 (精神保健福祉士)	
【資料 3-3-12】	実習報告会資料 (公認心理師)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人北翔大学 管理運営規程	
【資料 4-1-2】	北翔大学学長・北翔大学短期大学部学長選考規程	
【資料 4-1-3】	北翔大学 学部長規程	
【資料 4-1-4】	北翔大学大学院 研究科長規程	
【資料 4-1-5】	北翔大学 教授会規程	
【資料 4-1-6】	北翔大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 4-1-7】	北翔大学大学院 大学院委員会規程	
【資料 4-1-8】	北翔大学 運営企画会議規程	
【資料 4-1-9】	北翔大学 学科長規程	
【資料 4-1-10】	北翔大学 点検評価規程	
【資料 4-1-11】	学校法人北翔大学 組織図	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 4-1-12】	令和 6 年度 事務職員所属一覧	

北翔大学

【資料 4-1-13】	学校法人北翔大学 事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和 6 年度 専任教員所属一覧及び役職者一覧	
【資料 4-2-2】	令和 6 年度 教職専任教員一覧	
【資料 4-2-3】	学校法人北翔大学 就業規則	
【資料 4-2-4】	北翔大学大学院・北翔大学 教育職員任用規程	
【資料 4-2-5】	北翔大学・北翔大学短期大学部 教育職員の任期に関する規程	
【資料 4-2-6】	北翔大学 特別任用教育職員に関する規程	
【資料 4-2-7】	学校法人北翔大学 嘱託教育職員に関する規程	
【資料 4-2-8】	北翔大学・北翔大学短期大学部 外国人教育職員任用基準	
【資料 4-2-9】	北翔大学 教育職員の採用及び昇任の選考に関する申し合せ	
【資料 4-2-10】	北翔大学 FD 規程	
【資料 4-2-11】	令和 5 年度 FD 活動報告書、Web サイト (FD 活動)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	北翔大学 SD 規程	
【資料 4-3-2】	学内研修会実施状況	
【資料 4-3-3】	学内インターンシップ及び勉強会実施状況	
【資料 4-3-4】	学外研修会出席状況	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	北翔大学 北方圏学術情報センター規程	
【資料 4-4-2】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所規程	
【資料 4-4-3】	北翔大学 北方圏学術情報センター年報	
【資料 4-4-4】	北翔大学 北方圏学術情報センター市民講座、成果報告会資料	
【資料 4-4-5】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所年報	
【資料 4-4-6】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所成果報告会資料	
【資料 4-4-7】	北翔大学 公的研究資金等取扱規程	
【資料 4-4-8】	研究倫理・コンプライアンス研修会資料	
【資料 4-4-9】	学校法人北翔大学 第 4 期中期計画	【資料 1-2-8】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人北翔大学 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	Web サイト (法人情報)	
【資料 5-1-3】	令和 5 年度 理事会、評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人北翔大学 第 4 期中期計画	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人北翔大学 組織図	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-1-6】	北翔大学 安全衛生管理規程	
【資料 5-1-7】	学校法人北翔大学 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 5-1-8】	北翔大学 保健センター規程	
【資料 5-1-9】	北翔大学 学生相談室規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 5-1-10】	北翔大学 障がい学生支援室規程	【資料 2-1-10】と同じ
【資料 5-1-11】	北翔大学 危機管理基本マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人北翔大学 管理運営規程	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和 5 年度 理事会、評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ

北翔大学

【資料 5-2-3】	学校法人北翔大学 常勤理事会規程	
【資料 5-2-4】	学校法人北翔大学 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-5】	北翔大学学長・北翔大学短期大学部学長選考規程	【資料 4-1-2】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人北翔大学 ガバナンス・コード（紙面）、Web サイト（本学について）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人北翔大学 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人北翔大学 理事会規程	
【資料 5-3-4】	学校法人北翔大学 常勤理事会規程	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-5】	北翔大学 運営企画会議規程	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 5-3-6】	監事監査計画書	
【資料 5-3-7】	計算書類（監査報告書綴込み）	【資料 F-11】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	計算書類（監査報告書綴込み）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人北翔大学 資金運用規程	
【資料 5-4-3】	財務比率表（経年）	
【資料 5-4-4】	外部資金獲得状況一覧	
【資料 5-4-5】	Web サイト（江別市ふるさと納税紹介ページ）	
【資料 5-4-6】	学校法人北翔大学 寄付金取扱いに関する規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人北翔大学 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人北翔大学 予算管理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人北翔大学 固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	令和 5 年度 監査法人監査計画書	
【資料 5-5-5】	監事監査計画書	【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-5-6】	計算書類（監査報告書綴込み）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	令和 5 年度内部監査計画書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	北翔大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	北翔大学大学院 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	北翔大学 点検評価規程	【資料 4-1-10】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	Web サイト（法人情報（年次報告））	
【資料 6-2-2】	自己点検・評価報告書（2018-2020） Web サイト（法人情報（自己点検・評価報告書））	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-2-3】	PROG テスト全体傾向報告書	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-2-4】	授業改善アンケート結果	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-2-5】	学生生活調査結果	【資料 2-6-1】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	Web サイト（法人情報（年次報告））	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-2】	自己点検・評価報告書（2018-2020） Web サイト（法人情報（自己点検・評価報告書））	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-3-3】	学校法人北翔大学 第 4 期中期計画	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 6-3-4】	北翔大学 点検評価規程	【資料 4-1-10】と同じ

基準 A. 学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 北方圏学術情報センターにおける「北方圏住民における QOL (Quality of Life) の向上に関する総合的研究」の推進		
【資料 A-1-1】	北翔大学 札幌円山キャンパス（北方圏学術情報センター）パンフレット	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 A-1-2】	北翔大学 北方圏学術情報センター規程	【資料 4-4-1】と同じ
【資料 A-1-3】	北翔大学 北方圏学術情報センター年報	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 A-1-4】	北翔大学 北方圏学術情報センター市民講座、成果報告会資料	【資料 4-4-4】と同じ
A-2. 北方圏生涯スポーツ研究所における総合的・学際的研究による生涯スポーツ文化の創造への貢献		
【資料 A-2-1】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所パンフレット	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 A-2-2】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所規程	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 A-2-3】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所年報	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 A-2-4】	北翔大学 北方圏生涯スポーツ研究所成果報告会資料	【資料 4-4-6】と同じ

基準 B. 大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援		
【資料 B-1-1】	令和 5 年度 FD 活動報告書、Web サイト (FD 活動)	【資料 4-2-11】と同じ
B-2. 教職員の ICT スキルの向上を支援する取組み		
【資料 B-2-1】	令和 5 年度 FD 活動報告書 (p.6)、Web サイト (FD 活動)	【資料 4-2-11】と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。